

令和 7 年度

大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事

設 計 書

工事期限	令和8年3月31日
------	-----------

地方独立行政法人大阪市博物館機構

建設リサイクル法

●適用

○適用外

概 要

工 事 場 所	大阪市東住吉区長居公園 1-23 大阪市立自然史博物館 (電話) 06-6697-6221
工 事 概 要	本工事は劣化した屋上防水、サッシ廻りシーリング、老朽化したトイレを改修する工事である。
付 記	・本工事は、本設計書及び設計図面に基づくほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書最新版」、「公共建築改修工事標準仕様書最新版」、及び「公共建築設備工事標準図最新版」に基づいて施工しなければならない。 ・本契約において、工事を下請負に付する場合には、下請け人が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止期間中ではないこと。
前 払 金	前払いが必要な場合は、保証事業会社と前払金保証契約を締結すること。前払金は契約金額の 10 分の 3 以内の範囲とする。

仕 様 書

1. 工事内容

- (1) 本館側一部、屋上防水シート改修を行う。
- (2) 本館側サッシ廻りのシーリング打ち替えを行う。
- (3) 新館側トイレの改修を行う。
- (4) 詳細内容については特記仕様書参照。

2. 作業日時等

- (1) 作業時間は、原則として午前9時～午後5時30分（当館退出時間）までとする。
やむを得ず、時間外に工事を行う場合は、監督職員と協議すること。
- (2) 工事実施時期については監督職員と協議の上実施することとし、その都度、館内工事届を提出すること。

3. 特記事項

- (1) 工事を行う際は作業靴に履き替えるなど、汚れを廊下等に持ち込まないよう配慮すること。
- (2) 外部との出入口の扉・シャッターの開閉は、害虫等の侵入を防ぐため迅速に行うこと。
- (3) 防水工事前に施工時に発生する作業音について試験施工を行い、当館運営に支障が無い事を確認すること。
- (4) 当館設備等を使用する場合は事前に使用許可及び動作確認を行うこと。

4. 一般事項

(1) 提出書類等

提出書類について、あらかじめ監督職員と打合せのうえ、必要書類を提出すること。

① 工事着手届	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 部
② 内訳明細書	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 部
③ 現場代理人・主任(監理)技術者届	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 部
④ 工事工程表	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 部
⑤ 使用機器材承認願	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 部
⑥ 製作図、施工図	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 部
⑦ 作業責任体制、緊急連絡系統、事故発生時の状況と対応の報告書	・	1 部
⑧ その他、法的に定められた提出書類	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 部

(2) 現場工事

① 工事従事者

現場代理人は、常に現場の責任体制を明確にさせておくとともに、工事中は現場代理人または主任(監理)技術者が現場に立ち会うものとする。また、工事に従事する要員は、十分な経験と技能を有するものとし、名札、腕章等身分の分かるものを着用すること。

② 工程打合せ

工事を実施する場合は、事前に定期的に工程打合せを行うこと。打合せ議事録は要約して、速やかに提出すること。また、工事の進捗状況を、書面で報告すること。

※万博開催期間中及び、当館展覧会を考慮した工程とするため、事前に工程については発注者と打合せをすること。

③ 法令等の遵守

建設リサイクル法、大気汚染防止法、労働安全衛生法など関係法令を遵守して施工すること。

④ 官公庁その他手続き

受注者は、施工に関して、法令等による官公庁その他手続きを行うこと。

なお、必要な事項は、監督職員と打合せの上処理し、結果を速やかに報告すること。

⑤ 損傷補償等

工事はすべて受注者の責任施工とし損傷補償は次による。

a. 工事施工にあたり、既存建物に損傷を与えたり、当館敷地外の土地を踏み荒らしたり道路に損傷を与えるなど部外者（一般職員、来館者等）に与えた損傷に対する保証は受注者の負担とする。

b. 機器材料の運搬、その他施工にあたり、既存建物および設備等に損傷を与えないよう注意し、万一破損した場合は監督職員の指示に従い、無償で速やかに原形に修復する。

c. 工事において、既存建物のはつり、孔あけなどを行う場合は、事前に打ち合わせを行い、防災上、構造上問題なく施工するとともに、監督職員の業務に支障のないよう実施して、体裁よく修復する。

⑥ 撤去材の処理

本工事で発生した撤去材は、受注者の責任で場外搬出処分する。

⑦ 工事用電力・水その他

a. 本工事に必要な工事用電力、水等の費用は当館の既設電力・水道の使用を認めるものとする。但し、その受給に必要な設備は受注者負担とする。

b. 工事用の仮設電源を使用する場合、現場代理人または主任(監理)技術者は使用する電動工具等の機器類の安全性を確認した後、漏電遮断器付コードリール等の中継して使用する。

(3) 工事終了後の処理

受注者は、工事終了後、次の処理を行う。

① 受注者により行った官公庁、その他の手続きの処理を速やかに完了し、監督職員に報告する。

② 工事用設備・器具などは、工事終了時と同時に速やかに現場から搬出して、その現場をもとの状態に復旧し、十分な清掃を行うこと。

(4) 工事完成図書

工事が完成した際には、下記書類を提出する。

① 工事完成届	・・・・・・・・・・・・・・・・	2部
② 完成工事費内訳明細書	・・・・・・・・・・・・・・・・	1部
③ 完成図書（竣工図、施工図など）	・・・・・・・・・・・・・・・・	2部

④ 完成図 CAD データ (JW-CAD 及び DXF 形式、ウイルスチェックの上)	 CD 2 枚
⑤ 納入機器仕様書	2 部
⑥ 機器製作図・カタログ・取扱説明書	2 部
⑦ 試験成績書	2 部
⑧ 工事写真 (施工前、施工中、施工後)	2 部
⑨ 官公庁届出書類など、保存を必要とするもの	2 部
⑩ 上記書類の PDF データ (ウイルスチェックの上)	CD 2 枚

(5) 注意事項

① 作業方法等

- a. 工事の実施にあたっては、監督職員に事前に調整を行うこと。
- b. 工事車両の進入及び工事に際し当館利用者等の安全について充分に注意すること。なお、工事車両駐車場及び資材置き場等については、事前に監督職員と協議のうえ決定し、使用後は原状に復旧すること。
- c. 入館にあたっては、当館の規則に従い、必要書類を事前に監督職員に提出する。また、作業日毎に作業の内容を伝え、作業終了時には報告を行うこと。
- d. 作業の進め方については、当館の中央監視室との調整が必要な場合があるため、監督職員に事前に確認し、関係各所への周知と了解のもと実施する。
- e. 電源切替等により停電を伴う作業等が必要な場合は、当館の運営に影響が出ないよう十分検討したうえで、事前に監督職員に説明し了解のもと実施する。
- f. 主要な建具・機器・配線等は、メンテナンスを考慮した作業スペースの確保や、配線では要所に線名札を設置する。
また、配管・配線、その他の工事において、防火区画貫通部の施工がある場合は、関係法令に適合したもので、貫通部に適合するよう施工すること。
- g. 施工時は、既存施設、設置物等に作業範囲毎に適切な養生を行い、汚れや損傷がないよう注意する。
- h. 施工終了時は、施工状態を確認するとともに、工事現場の後片付け、清掃を行う。
- i. 業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、積み込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適正に処理すること。

② 安全対策等

- a. 作業にあたり、当該建物、設備はもとより、部外者（一般職員、来館者等）に危害、損害または妨害を与えないよう十分留意すること。
- b. 作業期間中は、毎日作業前に危険予知や危機管理に関する確認作業、作業内容や手順の確認、作業員の健康状態の確認、服装点検、危険個所等の確認を行い、安全の確保に努めること。労働安全衛生法など関係法令に基づき、以下のような必要な措置をとること。
 - ・ 安全教育、安全巡視等
 - ・ 現場KY活動
 - ・ 安全帯（高所作業時）など安全用具の装備
 - ・ 工事中であること及び工事場所への立ち入り禁止など、注意事項を明示する。

- ・ 地震時の機材転倒防止や電源工事の感電防止など、災害・電気事故防止対策等を確実に行うこと。
- c. 作業に使用する工具、仮設材は、事前に点検し安全を確かめて使用すること。また、常に点検整備に務め、目的に合った使用を行うこと。
- d. 工事期間中に搬入した資材等は、安全な場所に整理した状態で仮置きすること。なお、搬入・搬出方法、保管場所については、監督職員と協議して決定する。
- e. 作業者は、定められた区域以外には無断で立ち入りせず、工事に関して立ち入る必要がある場合は監督職員に連絡し、その指示のもとで行動すること。また、工事エリアは、部外者（一般職員、来館者等）が不用意に近づけないよう防護措置を施すこと。
- f. 当館内及び敷地内は、禁煙とする。
- g. 所定時間外に作業を行う場合は、監督職員に事前に連絡し、許可を受けたうえで行うこと。
- h. 現場代理人または主任(監理)技術者がやむを得ず現場を離れる場合は、その理由を監督職員に連絡して了承を得るとともに、現場代理人または主任(監理)技術者が指名した者が代行すること。
- i. 危険物（塗料など）は、事前に監督職員と打合せを行い、当館内には当日作業に必要な最低限の量を持ち込み作業終了後は当館外へ搬出するなど、当館内の安全確保を徹底して、法的に定められた使用及び管理を行うこと。
- j. 作業等に際しては、原則として火気は使用しない。やむを得ず火気を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意するとともに、作業後の火気点検、施錠確認を徹底すること。
- k. 作業者は、作業に適した服装、作業靴を着用して作業すること。
- l. 工事に関して、部外者（一般職員、来館者）から問い合わせや苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応するとともに監督職員に報告すること。

(6) 記載のない事項

仕様書、設計図面等に記載のない事項については、監督職員に確認するとともに、その指示を受け承認を得たうえで実施すること。

(7) 軽微な変更

工事実施にあたって、軽微な事項については、工事達成に支障なく、また、他の工作物に支障を生じない限り、監督職員の指示又は確認を得た後に行うことができるものとする。この場合契約金額の変更はしない。

(8) 他工事業者との協力

他業者の請負工事と本請負工事の工事期間が重複する場合においては、それぞれの工事の妨げとならないように相互に工事上の配慮・協力を行うこと。

(9) その他

業務内容に疑義が生じた時や不明な点があれば、監督職員と調整すること。

5. 担当・提出先

大阪府中央区大手前 3-1-43 ホテルプリムローズ大阪 3 階
地方独立行政法人 大阪市博物館機構
事務局（施設管理課）
TEL：06-6940-4301

大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事

意匠図・電気設備図・機械設備図

[illegible]

【追加】 ○1.6.5 騒音測定	(3)メーター検針確認 (ア)建物引渡し前に行う各種検針メーターの確認は、受注者の責任と負担において全数行い、監理者を通じて発注者に報告書を提出する。 (イ)メーター設置の誤りに起因する発注者及び竣工後の建物管理者の損害については、受注者が全て負担する。 (4)鍵合せにおける発注者及び監理者の立会については、監理者の指示による。 (5)鍵の提出に当たっては、鍵に整理札を付け、それに整合した建具配置図及び鍵明細書とともに、鍵箱に整理・収納して発注者に提出する。 (1)室内騒音の目標値 各室の騒音は、下記の値を目標とする。 その他諸室・廊下についても仕様上支障のないことを目標値とする。 室：_____ 室：_____ (2)竣工時の騒音検査 室内騒音測定を実施する。 各室中央部分及び、扉より1.0m離れた位置で測定をする。	●1.7.2 完成図	○上記のほかクラウドサーバ保存データの全部 (イ)保管期限(工事完成引渡し日から起算) ※永久 ○15年 ○____年 (ウ)提出・保管媒体 ○デジタル画像データ(TIFF・PDFなど)とCADデータ ○原本() ○ (3)前(1)(2)号により発注者に提出された図書などの著作権にかかわる当該建築物に限定する使用权は、発注者に無償で委譲するものとする。 【追記】 (2)完成図は、原則として当該建築物の完成後 2 カ月以内に発注者及び監理者に提出する。 ただし、提出期限について発注者及び監理者の指示がある場合は、それによる。 (3)受注者が施工する関連別途工事を含む完成後の図面と、テナント撤去後に必要となる現況復旧後に必要となる図の両方を作成すること。 ○適用する(範囲:) ○適用しない (1)保全に関する資料の提出部数は下記による。 ※2部 ○ ____部 ○キーBOX(Gマスターキー、予備キーその他) 【追記】 (4)その他に作成する保全に関する資料は下記による。 ○保全マニュアル ○長期修繕計画書 ●保証書(原本) ○保守及び緊急連絡先 ○機器類操作点検など取扱い引継書 ○監理者の指示する機器完成図 ○敷地境界立会記録 ○地中仮設残存物記録 ○設備関係測定報告書 ○その他() (5)性能検証法の適用がある場合、保全マニュアルに下記内容を記載すること。 ・性能検証の適用の有無、内容 ・改修、修繕時の性能検証に関わる責任区分 ・あらかじめ検証による制約	【追加】 ○1.7.6 引継品 【追加】 ○1.7.7 予備品 【追加】 ○1.7.9 設計変更 【追加】 ●1.7.10 着工時提出書類 【追加】 ●1.7.11 総合施工計画書 【追加】 ●1.7.12 カーラースキーム 【追加】 ●1.7.13 主な見本 【追加】 ○1.7.14 海外製品の調達 【追加】 ●1.7.15 特許権等について	(1)受注者は、発注者が竣工後の建物管理に必要とする管理用備品のうち発注者が負担するものについて、発注者及び建物管理者に事前確認のうえ用意する。引渡し方法の詳細は、建物管理者と事前相談のうえ定める。 以下の材料を予備品として完成時に納入する。 ○内訳数量の 3% (ビニルタイル) ○1% (床石、タイル、フローリング、2重床パネル、タイルカーペット、壁紙) ○____%() なお、予備品の保管場所は監理者の指示による。 ○保管用 鋼製ラック ____ 台 (W2000×H1800×D600 程度) (ア)工事着手後、速やかに設計図(契約図)(二折り・表紙・背表紙文字入れ)の縮小原図(A3 サイズ)を作成し縮小原図により、A3 サイズの青焼きまたは白焼き製本を (2)部提出する。A1 サイズは(0)部提出する。 設計変更に伴う下記の申請書の作成及びその申請書の行政庁等への提出・対応等の手続きは(設計者)が行い、その費用負担は(発注者)が行う。 ○計画変更申請 ○性能評定 ○大臣認定 ・現況調査報告書 ・近隣調査報告書 ・総合施工計画書 ・総合工程表 ・総合仮設計画 工事の着手に先立ち、総合施工計画書を作成し、監理者の確認を受ける。内容は次による他、監理者の指示による。 ・工事概要、施工管理体制、現場運営形態、工程計画・工程管理、品質管理計画、総合仮設計画、近隣対策、安全衛生管理計画 等 ・計画書、施工図の一覧表を作成し、提出スケジュールを監理者と協議する。 カーラースキーム作成時に伴う見本の準備を行うこと。 ○石材(各―㎡)、塗装見本(各種0.8㎡)、 ●ビニルシート(各種1.5m×1.5m)程度、化粧シート・ビニルクロス(各1㎡) ○_____(約 0 ㎡) その他仕様を決定するために必要なもの (1)海外製の機器・材料・製品などを使用する場合は、あらかじめ、それらが日本国の関係法令に適合し、設計図書に定められた品質・性能を有していることを証明する資料を監理者に提出し、監理者の確認を受ける。 (2)消耗品、支給材料又は貸与品および設計図書に海外製品としての仕様が明記されている場合、及び機器・製品において、国内の製造者が、海外製の部品等を使用して国内製品として組立販売又は取扱いをし、補修、定期点検等のアフターサービスができる体制にある場合は、海外製とみなさない。 (3)海外製の機器・材料・製品などを使用する場合は、完成引渡し後、通常の維持管理条件下で発生した不具合は受注者の責任において対応する。この場合の補償期間は次の通りとする。 (a)保証期間10年とする。 (b)維持管理・補修・定期点検等のアフターサービスについては、修理・部品交換の対応可能期間、取替え部品の対応可能期間は10年とする。 (c)基本素材性能等の仕様の補償保証期間は10年とする。ただし、素材性能・品質安定性に関する不都合の発現率が5%を超えた場合、全数を保証対象とし、保証期間5年を追加延伸し、合計15年とする。 (d)修理・取替え材料の対応可能期間は10年とする。 (4)設計図書に指定された海外製の機器・材料・製品などが所定の品質・性能に適合しないと認められる場合、または前2号の保証に耐えるものではないと認められる場合は、速やかに監理者と協議し、代替品などの処置につき監理者の指示に従う。 本工事に使用する材料に関わる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利に於いての、必要な手続きは受注者の責任において行うこと。 工事中、竣工後に限らず第三者からの疑義、費用請求等があった場合は受注者の責任により対応を行うこと。 本設計図の著作権は株式会社NTTファシリティーズに帰属する。 完成図、施工図、製作図の著作権は発注者に移譲する。 本工事において、新たに特許、実用新案、意匠権等を出願する場合はあらかじめ監理者と協議を行うこと。 CAD 図面データの無断複写や、目的外に使用してはならない。	【追加】 ●1.8.1 提出書類 8節 その他 (1)提出書類は、本章の該当各項、2章以降各章および契約書に定められた書類を適時提出する。 (2)上記提出書類のほか、下記による書類については当該図書類等の定めにより提出する。 <table><tr><th>図書類</th><th>提出書類の種類</th></tr><tr><td>建築工事標準仕様書追補版(安全・品質管理編)</td><td>●2章(安全に関する書類) ●3章4節(品質に関する書類)</td></tr><tr><td>建築工事標準仕様書追補版(通信事故防止管理編)</td><td>●3章(通信事故防止に関する書類) ●9章作業内容一覧(参照)</td></tr></table> (3)監理者の指示によりその他の必要書類を提出する。 <table><tr><td>1 着工時 ●現場代理人事前届 ●監理(主任)技術者届 ●工事施工編成書(現場組織表) ●現場員編成書(経歴書添付) ●総合施工計画書</td><td>●実施工程表 ●施工体制台帳 ●施工体系図 ●資格者 資格証(写し)</td></tr><tr><td>2 工事中 ●内訳明細書(契約後指定期間内) ●工事報告書(月報) ●下請協力業者採用届 ●主要資材製造業者採用届 ●各種試験結果報告書</td><td>●工種別施工計画書 ●月間工程表 ●週間工程表 ・その他</td></tr><tr><td>3 完成時 ●完成写真 1.7.4 による ●完成図等 1.7.2 による ●予備品及びリスト ●鍵引渡し書及びリスト ○キーボックス1.7.3による ●諸官庁出願申請書及び検査済証</td><td>●設備工事各種試験成績一覧表 ●建物維持管理注意事項 ●各種機器等取扱い説明書 ●関連業者一覧表及び主要資材 ●メーカーリスト(各種保証書を含む) ●緊急連絡先一覧表 ●建物滅失証明書</td></tr></table>	図書類	提出書類の種類	建築工事標準仕様書追補版(安全・品質管理編)	●2章(安全に関する書類) ●3章4節(品質に関する書類)	建築工事標準仕様書追補版(通信事故防止管理編)	●3章(通信事故防止に関する書類) ●9章作業内容一覧(参照)	1 着工時 ●現場代理人事前届 ●監理(主任)技術者届 ●工事施工編成書(現場組織表) ●現場員編成書(経歴書添付) ●総合施工計画書	●実施工程表 ●施工体制台帳 ●施工体系図 ●資格者 資格証(写し)	2 工事中 ●内訳明細書(契約後指定期間内) ●工事報告書(月報) ●下請協力業者採用届 ●主要資材製造業者採用届 ●各種試験結果報告書	●工種別施工計画書 ●月間工程表 ●週間工程表 ・その他	3 完成時 ●完成写真 1.7.4 による ●完成図等 1.7.2 による ●予備品及びリスト ●鍵引渡し書及びリスト ○キーボックス1.7.3による ●諸官庁出願申請書及び検査済証	●設備工事各種試験成績一覧表 ●建物維持管理注意事項 ●各種機器等取扱い説明書 ●関連業者一覧表及び主要資材 ●メーカーリスト(各種保証書を含む) ●緊急連絡先一覧表 ●建物滅失証明書	2章 仮設工事	【追記】 ●2.1.2 仮設材料 【追加】 ●2.1.3 工事用水・電力 【追加】 ●2.1.4 交通整理員 ○2.2.1 敷地の状況確認及び縄張り	1節 一般事項 (ア)工事仮設計画書を作成すること。 (a)工事に先立ち、下記の事項の総合仮設計画書を作成し、監督職員に提出する。その他監督職員の指示による。 1. 工事目的別の位置と敷地との関係 2. 仮囲いの位置及び構造、道路、出入口との関係 3. 材料運搬経路と主な作業動線 4. 仮設物などの配置(監理者事務所、材料置き場、下小屋等) 5. 工事用電力、給排水設備 6. 足場及び棧橋の位置及び構造 7. 重機の種類及び配置 8. 災害防止設備(雨水・山留めを含む) 9. コンクリート打設設備 10. 鉄骨建て方設備 11. 各工工事工程と仮設 (b). 工事目的物の一部を仮設に使用する場合、又は開口を設ける場合などについては、補強並びに復旧の計画書を作成し、監理者の承諾を受ける。 構内既存施設の工事用水・工事電力の使用の可否は下記による。 (1)工事用水 ※利用不可 ● 利用可(● 有償 ○ 無償) (2)工事電力 ※利用不可 ● 利用可(● 有償 ○ 無償) 交通誘導警備員について特に指定する場合は下記による。 ●敷地西側玄関 2節 縄張り、遣方、足場その他 【置換】 (1)敷地内及び敷地周辺について現地調査を行い、その結果を発注者及び監理者に報告するとともに、仮設計画書などに反映させる。現地調査は、工事によって影響を受ける可能性のある周辺道路、周辺の井戸・池・地下水脈、隣接の建築物・工作物(地下鉄、とう道含む)、樹木、上下水道・ガス・電気・通信など地下埋設物に重点を置き、その現況を正確に把握する。 (2)敷地について次の要領により測量を行い、その結果を発注者及び監理者に報告するとともに、仮設計画書などに反映させる。 (7)隣地及び道路との境界は、隣地関係者、道路管理者及び監理者の立会のもとに確認し、記録を作成する。 (イ)敷地の高低を測量し、道路との高さ関係・排水勾配などについて設計図と照合する。 【追記】 (3)速やかに以下の確認を行い、その結果を発注者及び監理者に報告する。 ・既存建物地下躯体形状																						
	図書類	提出書類の種類																																									
建築工事標準仕様書追補版(安全・品質管理編)	●2章(安全に関する書類) ●3章4節(品質に関する書類)																																										
建築工事標準仕様書追補版(通信事故防止管理編)	●3章(通信事故防止に関する書類) ●9章作業内容一覧(参照)																																										
1 着工時 ●現場代理人事前届 ●監理(主任)技術者届 ●工事施工編成書(現場組織表) ●現場員編成書(経歴書添付) ●総合施工計画書	●実施工程表 ●施工体制台帳 ●施工体系図 ●資格者 資格証(写し)																																										
2 工事中 ●内訳明細書(契約後指定期間内) ●工事報告書(月報) ●下請協力業者採用届 ●主要資材製造業者採用届 ●各種試験結果報告書	●工種別施工計画書 ●月間工程表 ●週間工程表 ・その他																																										
3 完成時 ●完成写真 1.7.4 による ●完成図等 1.7.2 による ●予備品及びリスト ●鍵引渡し書及びリスト ○キーボックス1.7.3による ●諸官庁出願申請書及び検査済証	●設備工事各種試験成績一覧表 ●建物維持管理注意事項 ●各種機器等取扱い説明書 ●関連業者一覧表及び主要資材 ●メーカーリスト(各種保証書を含む) ●緊急連絡先一覧表 ●建物滅失証明書																																										
●1.7.1 完成時の提出図書	(1)完成引き渡し後に工事上の契約不適合が発見されたときには、受注者は監理者と共に速やかにその原因調査を行い、それが施工の品質及び性能に起因する場合には請負工事契約に基づき、即時無償で補修を行う。 (2)契約不適合が関連別途工事受注者との境界分野で発生した場合には、その不具合に対する責任は当該関連別途工事受注者と共同責任とする。費用の分担については関連受注者間で協議する。 (1)建築基準法及びその他の法令を満たしていることを確認し、監理者に報告する。 (2)検査日程を調整し、監理者の指示により検査に協力する。 (3)検査に必要な資料作成は請負者にて行い、監理者の承諾を得る。 (1)竣工検査は次の順序で行うことを原則とする。 (a)請負者下検査:現場組織が行う検査。 (b)現場監理事務所検査 : 監理者が行う検査。 (c)諸官庁検査:建築基準法、消防法、その他条例に基づく検査。 (d)請負者検査:現場組織とは別個の組織が行う検査。 (e)設計事務所検査:事業主が指定する設計者による検査。 (f)建築主検査 (2)竣工検査は現場代理人立会いとする。 (3)竣工検査は清掃を十分行い受検することとする。 (5)請負者は竣工検査指摘事項、是正方法および是正完了予定日を監理者に報告し、監理者の指示により是正を行う。是正が完了したら速やかに監理者に報告する。 7 節 完成図等 (1)工事完成時の提出図書は下記により、A3 版及び電子媒体(CAD、PDF データ)を提出する。 <table><tr><th>分類・規格</th><th>部数</th><th>備考</th></tr><tr><td>● 完成図</td><td>※各2部 ○()部</td><td>特記仕様書、特記材料表、配置図、各階平面図、平面詳細図、立面図、断面図、矩計図、仕上表、外構図、面積表、各部詳細図、各種設備図、構造図、総合図等、設計図を基に完成時の状態に受注者にて更新したもの)</td></tr><tr><td>● 施工計画書、製作要領書</td><td>※各2部 ○()部</td><td>総合図一式を含む</td></tr><tr><td>● 施工図・製作図</td><td>※各2部 ○()部</td><td></td></tr><tr><td>● 保全に関する資料</td><td>※各2部 ○()部</td><td>保証書、建築物等の保守に関する説明書、機器取扱説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な材料・機器一覧表等)、協力業者一覧表(業者名、住所、連絡先、責任者名)</td></tr></table> 【追記】 (2)工事関係図書を整理のうえ、次により 2 部を発注者に提出するとともに、工事完成引渡し後も自ら保管する。 (ア)提出・保管する工事関係図書 ○施工図等 (○すべて ○監理者の指示する施工図等 ○) ○施工計画書、施工要領書、試験計画書 (○すべて ○監理者の指示する施工計画書など ○) ○検査記録 工事中のすべての受注者等・監理者・官公署による検査などの記録を含む ○施工報告書、試験報告書 ●工事写真(工事前・工事後 *同一アングル) ○会議記録、打合記録 ○既存再利用タイルの施工記録、試験・検査の記録及びタイル補修張りの記録 ○メーカーリスト(使用製品、数量、仕様、色指定、連絡先を一覧表にまとめること。)	分類・規格	部数	備考	● 完成図	※各2部 ○()部	特記仕様書、特記材料表、配置図、各階平面図、平面詳細図、立面図、断面図、矩計図、仕上表、外構図、面積表、各部詳細図、各種設備図、構造図、総合図等、設計図を基に完成時の状態に受注者にて更新したもの)	● 施工計画書、製作要領書	※各2部 ○()部	総合図一式を含む	● 施工図・製作図	※各2部 ○()部		● 保全に関する資料	※各2部 ○()部	保証書、建築物等の保守に関する説明書、機器取扱説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な材料・機器一覧表等)、協力業者一覧表(業者名、住所、連絡先、責任者名)	●1.7.3 保全に関する資料 【追加】 ●1.7.4 完成写真	下記のもの監理者に提出する。ただし、原版は撮影者の保管とする。 <table><tr><th>分類・規格</th><th>撮影箇所数</th><th>部数</th><th>原版の大きさ</th></tr><tr><td>○ アルバム(基本図含)</td><td>外部() 内部()</td><td>※2 ○ 3</td><td>※6×6 版以上</td></tr><tr><td>● カラー ※キャピタル版・全紙パネル</td><td>外部(20) 内部(20)</td><td>※2 ○ 1</td><td>※6×6 版以上</td></tr><tr><td>○ カラーポジ</td><td>外部() 内部()</td><td>※2 ○ 3</td><td>○</td></tr><tr><td>○ デジタルデータ</td><td>外部() 内部()</td><td>※1</td><td>※24 mm × 36 mm 以上</td></tr><tr><td>○ 動画データ</td><td>外部() 内部()</td><td>※1</td><td></td></tr></table> ※フォトブック仕様は、下記程度とする サイズ:内面 260 × 260 装丁:ハードカバータイプフルフラット製本 紙質等:シルク紙高質印刷 アルバム最終ページには、建物概要を添付する。 ※撮影者 ※同等の撮影実績を有し設計者・監理者が承認する者 ○指定(事務所名:) ※電子データは、RGB(フルカラー)、JPEG・MPEG 形式最高画質とし、DVD にて提出する。 ※使用する写真は監理者と協議の上決定する。 ※外部写真には、航空写真 ____ 枚を含む。 ※監理者が指示する外観上不要な電柱、電線等消去する。 ※監理者が指示する時間帯(昼景、夕景、夜景)で撮影を行う。 ※原版の著作権は撮影者が有するが、原版の使用権は発注者及び設計事務所に帰属する(発注者及び設計事務所は写真を撮影者の了解なしに自由に使用できる。撮影者が写真を使用する場合には発注者及び設計事務所の了承を必要とする)。 (1)受注者は、竣工の ____ か月前及び ____ か月前に、発注者に事前確認のうえ、BELCA(公益社団法人 ロングライフビル推進協会)基準にて本建物のライフサイクルコスト(LCC)の算出を行い、発注者にデータにて提出する。	分類・規格	撮影箇所数	部数	原版の大きさ	○ アルバム(基本図含)	外部() 内部()	※2 ○ 3	※6×6 版以上	● カラー ※キャピタル版・全紙パネル	外部(20) 内部(20)	※2 ○ 1	※6×6 版以上	○ カラーポジ	外部() 内部()	※2 ○ 3	○	○ デジタルデータ	外部() 内部()	※1	※24 mm × 36 mm 以上	○ 動画データ	外部() 内部()	※1		【追加】 ○1.7.5 LCCの算出
分類・規格	部数	備考																																									
● 完成図	※各2部 ○()部	特記仕様書、特記材料表、配置図、各階平面図、平面詳細図、立面図、断面図、矩計図、仕上表、外構図、面積表、各部詳細図、各種設備図、構造図、総合図等、設計図を基に完成時の状態に受注者にて更新したもの)																																									
● 施工計画書、製作要領書	※各2部 ○()部	総合図一式を含む																																									
● 施工図・製作図	※各2部 ○()部																																										
● 保全に関する資料	※各2部 ○()部	保証書、建築物等の保守に関する説明書、機器取扱説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な材料・機器一覧表等)、協力業者一覧表(業者名、住所、連絡先、責任者名)																																									
分類・規格	撮影箇所数	部数	原版の大きさ																																								
○ アルバム(基本図含)	外部() 内部()	※2 ○ 3	※6×6 版以上																																								
● カラー ※キャピタル版・全紙パネル	外部(20) 内部(20)	※2 ○ 1	※6×6 版以上																																								
○ カラーポジ	外部() 内部()	※2 ○ 3	○																																								
○ デジタルデータ	外部() 内部()	※1	※24 mm × 36 mm 以上																																								
○ 動画データ	外部() 内部()	※1																																									

NTTファシリティーズ	株式会社 NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト)第14884 号	一級建築士登録 第 332141 号 森 良太 一級建築士登録 第 393114 号 新地 瞭太 一級建築士登録 第 356842 号 里見 和則	担当	特記 管理番号 4HM-12-0TE-1	工事名 大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事	図面名 特記仕様書4	図面番号 C-4	区分 建築
						縮尺	年度(西暦表示) 2025 年 3 月	



株式会社 NTTファシリティーズ
一級建築士事務所 西日本事業本部
大阪府知事登録 (ト)第 14884 号

一級建築士登録	第 332141 号	森 良太
一級建築士登録	第 393114 号	新地 瞭太
一級建築士登録	第 356842 号	里見 和則

担当

特記

管理番号

4HM-12-0TE-1

工事名

大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事

図面名

特記仕様書4

縮尺

年度(西暦表示)

2025 年 3 月

図面番号

C-4

区分

建築

(以)内金属製重量天井または外部軒天などの場合は、ステンレスボルトを用い、吊下げ式の場合はリナット留めなどの緩み止め対策を施す。 (7)プール、浴室等高湿度となる諸室における天井はステンレス以外に高耐食性めっき鋼板(吊りボルトはステンレス)とする。天井下地をステンレスとする場合は JIS 規格と同等以上の強度を有するものとする ● 14.4.3 形式及び寸法 ● 14.4.4 工法 【追加】 ○ 14.4.5	(1) 野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔は下記による。 屋内 ※標仕 14.4.3(1)による ○ _____ 屋外 ○14.4.6 による (2) 野縁の間隔は下記による。 屋内 ※標仕 表 14.4.2 による ○ _____ 屋外 ○14.4.6 による
--	---

【追記】
(12) 天井のふところが 1.5m 以上、屋外 1.0m 以上の場合は、[38×12×1.2(mm)以上を用いて、吊ボルトの水平補強を縦横間隔 1.8m 程度に行う。また、斜め補強は相対する斜め材を 1 組とし縦・横方向に間隔 3.6m 程度に配置する。なお天井ふところが 2m を超える場合はぶどう棚を設ける。
ぶどう棚の仕様は下記による
東材 L-90×90×9@縦横 1800
留材 L-150×75×9@縦横 1800
横材 C-100×50×20×3.2@900

(13) 下がり壁・折上げ天井等、天井に段違いがある場合は、野縁受と同材又 L-30×30×3(mm)程度以上の部材で、間隔 900 程度に補強用振れ止め(耐震ブレース)を設けて補強し、下地を一体化する。段違いが 300mm を超える場合は、次による。
1)段違いが 300mm を超え、600mm 以下の場合
・上記による
○鉛直面を壁として扱い、設計図による。
・設計図による
2)段違いが 600mm を超える場合
※鉛直面を壁として扱い、設計図による。
・設計図による

(14) 一般天井の耐震補強は、次による。
※設計用震度に対して脱落しない事を確認した、製造者の仕様による。
○以下(ア)～(オ)による。

(ア)天井下地には、耐震ブレースを設ける。耐震ブレースは、V 字型または X 型を基本として、耐震性能検討書に基づき X・Y 方向それぞれバランス良く配置する。
(イ)間仕切りで囲まれた小規模な天井で、壁固定等の代替処置によりブレースを省略する場合は、間仕切りを含めた強度検討を行い、強度検討書を提出して監理者と協議を行う。
(ウ)耐震ブレースの部材は、(-38×12×1.2(mm)以上とする。
(エ)耐震ブレースの設置角度は、30 度以上 60 度以下を原則とする。ブレースは圧縮分力に留意し、圧縮力に対する強度の確認も行う。
(オ)耐震ブレースほか耐震性能確保上必要となる部材の固定方法は、耐力が確保された専用金具、ボルト・ナット類、ビス等によるものとし、現場溶接は用いない。

(15)一般天井の内、次の範囲は、脱落防止タイプの天井下地とする。
※耐震ブレースが取り付け箇所、又は製造者の仕様による範囲。
・次の箇所に全数処置する。

(16)あと施工アンカーは、原則使用しない。ただし施工上やむを得ない場合は、金属製アンカーを用い、数量を吊り材全体の 1/3 以下に限定し、局所的に集中しないよう配慮する。

(17)屋外の軒天井、ピロティ天井等における耐風圧性を考慮した補強は風圧力に対して、十分な安全性を有すること。風圧力は構造概要書による。

(18)下がり壁・折上げ天井など、天井に高さ 300 以下の段違いがある場合は、野縁受と同材 または L-30×30×3(mm)程度以上の部材で、間隔 2.7m 程度に補強用振止め(ブレース)を設けて補強し、一体化する。段差が 300mm を超える場合は設計図による。

(19)耐震補強
(ア) 1.5m を超える天井ふところの天井下地には耐震ブレースを設ける。耐震ブレースは [-38×12×1.2(mm)以上を用いて、9 mを目安に X・Y 方向それぞれ一対をバランス良く配置する。間仕切で囲まれた小規模な天井で、代替処置によりブレースを省略する場合は、監理者と協議を行う。
(イ) ブレースの設置角度は 30 度以上 60 度以下を原則とする。ブレースは圧縮分力に留意し、圧縮材の検討を行う。

(20)上記のほか、日本建築学会「非構造部材の耐震設計施工指針・同解説および設計施工要領」の 9 章天井を準用する。

(21)切板の軒天アルミパネルスタッド工法などでアルミニウム材に直接ねじ切る場合は、アルミナット、アルミワッシャーを使用する。やむを得ずステンレスナット、ステンレスワッシャーとする場合には、可能な限り異種金属の接触腐食防止剤処理を行ったうえで、ルースホールなどに雨水、結露水などが滞留しないよう、適切な対策を講ずるとともに、有害な湿気の入りを防ぐ。

 (イ)耐震性能検討書を作成し、監理者の確認を受ける。 (2) 設計用地震力は設計用自重×設計用震度とする (3)設計用自重には、当該天井材・下地材一式のほか、天井に支持された間仕切壁がある場合はその自重の 1/2 を含む (1)本項は軒天井など屋外の天井に適用し、14.4.1～14.4.5 に付加または優先する。 (2)耐風圧性能 (ア)設計用風圧力に対して、各部材許容応力度以内とし、仕上材の変形・脱落や主要部材に有害な残留変形が生じないものとする。 (イ)耐風圧計算書を作成し、監理者の確認を受ける。 (3)設計用風圧力 ※「構造概要書」による。 ※設計用風圧力の最小値は、±2,000Pa とする。 ○ _____ Pa(対象部位: _____) (4) 材料は、次による。(単 mm) | 種類 | ※一般部 | ○ _____ | 備考 | |-----------------|----------------|---------|----------------------| | シングル野縁 | 25×25×0.7 以上 | | 高耐食仕様の場合に限り板厚 0.6 以上 | | ダブル野縁 | 50×25×0.7 以上 | | | | 野縁受 | 40×20×1.6 以上 | | | | 野縁受ハンガー | 厚さ 2.3 以上 | | ボルト固定・閉鎖型を原則とする | | クリップ | 厚さ 2.0 程度 | | | | 吊りボルト | 1/2”(12φ) | | | | 水平つなぎ材
ブレース材 | [-40×20×1.6 以上 | | 天井ふところが 1.0m 以上 | | 耐震ブレース | 同上 | | | (5)工法 (ア)野縁の間隔は、300 以内かつ耐風圧性能を確保できるものとする。 (イ)風圧力による吊りボルトの座屈止めとして、剛性の大きいアングル・パイプなどの補強材をバランス良く設置する。 (ウ)天井のふところが 1.0m 以上の場合は、縦横間隔 1.8m 程度で吊ボルト同材又は、[-19×10×1.2 以上を用いて斜め補強を施し、水平つなぎ材を設け、施工要領書により確認を行う。均等に[-40×20×1.6(mm)以上を用いて水平つなぎ材を設ける | 【追加】 ○ 14.4.7 特定天井等追加 本項は、国交省告示第 771 号に規定される特定天井(「脱落によって重大な危害を生ずる恐れがある天井」)に適用する。 (1) 国交省告示第 771 号 12 規定される特定天井 ※適用する (室名) _____ ○適用しない (2) 木製天井・金属天井・装飾天井などの重量天井 ※適用する (室名) _____ ○適用しない (3)学校施設における天井等落下防止対策のための手引に規定される天井 ※適用する (室名) _____ ○適用しない (4) その他の天井 ※適用する (室名) _____ ○適用しない (1)特定天井の構造方法(仕様ルート、計算ルート、大臣認定ルート)、地震力など、構造的な必要性能は、構造概要書に示す「非構造部材の構造的な必要性能」による。 (2)ここに特記する事項以外は、関連各章・各項の該当事項による。 (3) 特定天井の構造方法は、下記による。 ○仕様ルート ○計算ルート ○大臣認定ルート (4) 地震力など、構造的な必要性能は、下記による。 設計用地震力 ※14.4.5(2)による OKH= 1、OKV= 1、○ (0.5) + KV(0.5) (5) 天井に支持された間仕切り壁がある場合は、その高さの 1/2 の重量を見込むこと。 (6) 上記による他、計算書等を作成し、監理者の確認を得る他、詳細については監理者との協議によるものとする。 (7) 材料 (ア)野縁受の連結材は、ボルト固定・締付け・溶接などによるずれ防止タイプとする。 (イ)野縁クリップは、ボルト固定などによる開き・ずれ防止タイプとする。 (8) 工法 (ア) 天井仕上材および天井下地材は、壁との間に次のクリアランスを設ける。 ※設計図による 吊り長さが 3m を超える場合は、6m+(吊り長さ-3m×1.5/200) (9)ここに特記する事項以外は、関連各章・各項の該当事項による。 (1)性能確認試験 ※実施しない ○ 実施する (○耐震試験 ○耐風圧試験 ○載荷試験 ○金属製ルーバー音鳴り実験) (2)実施する場合の試験の対象及び内容 試験対象 ※設計図による ○ _____ 試験内容 ※設計図による ○ _____ | 5節 軽量鉄骨壁下地 (1) スタッド、ランナー等の種類は下記による。 種類 ○ 標仕 表 14.5.1 による ○ _____ 適用 ○ 設計図による ○ 下記による | | 種別 | 施工箇所 | |--------------|---------|------| | スタッド、ランナーの種類 | ○ 50 形 | | | | ○ 65 形 | | | | ○ 90 形 | | | | ○ 100 形 | | ※スタッド高さが 5.0m を越える場合 スタッド: □45×100×1.2t @303 ランナー: W102×H40×0.8t (JIS100 ランナー) 振れ止め: W38×H12×0.6t @1200mm 以下 めっきは SGCC とする。 壁下地強度は、下地ボード厚や仕上り材料ごとに重量を考慮し、設計用震度に対する計算書を作成し、監理者の確認を得ること。設計用震度は構造概要書による。 ガス消火区画壁については、1000Pa の圧力に対し、変形・たわみ量が 1/150 以下となるよう下地材の強度計算書を作成し、監理者の確認を得ること。 【追記】 (3) 設計図に記載のない場合、原則として軽量鉄骨下地の間仕切壁は、壁張りボードを含めスラブ下端または梁下端まで立ち上げる。 (4) 客室間仕切下地のランナー部にはテフロンシートを挟み施工すること。 ○ 14.5.4 工法 【追加】 ○ 14.5.5 下地補強 6 節 金属成形板張り (1) 金属成形板の種類及び表面処理は下記による。 | 形状 | 製法 | 材種 | 寸法 (mm) | 厚さ (mm) | 表面処理 | |--------------|-------|--------------------------|---------|---------|---------------------------| | ○スバンドレ
ル形 | ○ 押出し | ※ アルミ
ニウム製
○ _____ | | | ○ B-1 種
○ B-2 種
() | | | ○ ロール | | | | | | |

【追加】
○ 18.19.3
鉄鋼面の重防食ふっ素樹脂エナメル塗り(2-FUE-H)

注)X)ジungkリッチプライマーは、厚膜形無機質系ジungkリッチプライマー(下塗り2回目の工程でミストコート方式を併用)または厚膜形エポキシジungkリッチプライマーとする。
(イ)塗装は、原則としてスプレー方式とする。はけ塗りによる場合は、監理者と協議する。
(ウ)*印工程は、塗料製造者の仕様によって工程の有無、塗料の種類、所要量を定める。
(エ)下塗り2回目の塗料は、原則として長期曝露型(6～12カ月)とする。

表 18.20.2 鉄鋼面の重防食ふっ素樹脂エナメル塗り(2-FUE-H)

工程	塗料・その他	塗付け量(kg/m2) (標準膜厚(μm))	適用
1 素地ごしらえ	標仕[表 18.2.2]B種(ISO Sa2・1/2)	—	工場塗装
2 下塗り1回目	ジungkリッチプライマー	0.70～0.80(75)	
4 下塗り2回目	エポキシ樹脂プライマー	0.30～0.40(60)	
4 下塗り3回目	エポキシ樹脂プライマー	0.30～0.40(60)	現場塗装
6 中塗り	塗料製造者の仕様による	*	
3 上塗り	反応硬化形ふっ素樹脂(ソリッドカラー)	0.15～0.18(20～30)	
合計膜厚		175以上	

注)X)反応硬化形ふっ素樹脂塗装は、ルミフロン同等配合品とする。
(イ)ジungkリッチプライマーは、厚膜形無機質系ジungkリッチプライマー(下塗り2回目の工程でミストコート方式を併用)または厚膜形エポキシジungkリッチプライマーとする。
(ウ)塗装は、原則としてスプレー方式とする。はけ塗りによる場合は、監理者と協議する。
(エ)*印工程は、塗料製造者の仕様によって工程の有無、塗料の種類、所要量を定める。
(オ)下塗り2回目の塗料は、原則として長期曝露型(6～12カ月)とする。

表 18.20.3 鉄鋼面のタールエポキシ樹脂塗料塗り(TXE)

工程	塗料・その他	(乾燥膜厚(μm))	塗重ね乾燥時間	適用
1 素地ごしらえ	標仕[表 18.2.2]C種	—		
2 下塗り	タールエポキシ樹脂塗料	80以上	24時間以上7日以内	
3 上塗り1回目	タールエポキシ樹脂塗料	80以上	24時間以上7日以内	
4 上塗り2目	タールエポキシ樹脂塗料	80以上	24時間以上7日以内	

注)X)塗付け量は、塗料製造者の標準量による。

【追加】20節 特殊塗料塗り

表 18.21.1 屋内鉄鋼面の耐火塗料塗り

工程	塗料・その他	標準塗付け量(kg/m2) (乾燥膜厚(μm))	適用
1 素地ごしらえ	標仕[表 18.2.2]C種(ISO St3)	—	工場塗装
2 下塗り-1	—	—	
3 下塗り-2(※)	変性エポキシ樹脂プライマー	0.14以上(40以上)	
4 補修塗り	発錆部・劣化部・溶接部を電動工具などで調整のうえ、変性エポキシ樹脂塗料で補修する。	—	現場塗装
5 耐火層塗り	耐火塗料(製造者の仕様による)	*	
6 上塗り1回目	製造者の仕様による	製造者の仕様による	
7 上塗り2回目	製造者の仕様による	製造者の仕様による	
合計膜厚			

注)X)A)屋内でも、プールなど環境が屋外と同様な場合、屋外仕様に準拠する。
(イ)※工期間が既定以上になる場合は、エポキシ MIO プライマーを施工する。もしくは現場塗装時に下地の状態を調査し、劣化している場合は変性エポキシ樹脂プライマーを施工すること。

表 18.24.3 鉄鋼面の耐火塗料塗り

工程	塗料・その他	標準塗付け量(kg/m2) (乾燥膜厚(μm))	適用
1 素地ごしらえ	標仕[表 18.2.2]B種(ISO Sa2.1/2)	—	工場塗装
2 下塗り-1	有機ジungkリッチプライマー	0.12上(20)	
3 下塗り-2	変性エポキシ樹脂プライマー	0.14以上(40以上)	
4 補修塗り	発錆部・劣化部・溶接部を電動工具などで調整のうえ、変性エポキシ樹脂塗料で補修する。	—	現場塗装
5 耐火層塗り	耐火塗料(製造者の仕様による)	製造者の仕様による	
6 中塗り	製造者の仕様による	製造者の仕様による	
7 上塗り1回目	製造者の仕様による	製造者の仕様による	
8 上塗り2回目	製造者の仕様による	製造者の仕様による	
合計膜厚			

注)X)A)上塗りは、2液性ポリウレタン樹脂系塗料同等以上の耐候性を有するものとする。

表 18.21.4 亜鉛めっき鋼面の耐火塗料塗り

工程	塗料・その他	標準塗付け量(kg/m2) (乾燥膜厚(μm))	適用
1 素地ごしらえ	標仕[表 18.2.3]C種のうえ、研磨紙(#60～180程度)にて入念に研磨する。 発錆部・劣化部・溶接部は電動工具などで調整のうえ、亜鉛めっき補修用塗料で施工する。	—	工場塗装
2 下塗り-1	亜鉛めっき面用プライマー	0.1(5)	
3 下塗り-2	変性エポキシ樹脂プライマー	0.14以上(40以上)	
4 補修塗り	発錆部・劣化部・溶接部を電動工具などで調整のうえ、変性エポキシ樹脂塗料で補修する。	—	現場塗装
5 耐火層塗り	耐火塗料(製造者の仕様による)	製造者の仕様による	
6 中塗り	製造者の仕様による	製造者の仕様による	
7 上塗り1回目	製造者の仕様による	0.14(20～30)	
8 上塗り2回目	製造者の仕様による	0.14(20～30)	
合計膜厚		(-)	

注)上塗りは、2液性ポリウレタン樹脂系塗料同等以上の耐候性を有するものとする。

表 18.21.1 屋内鉄鋼面の耐火塗料塗り

工程	塗料・その他	標準塗付け量(kg/m2) (乾燥膜厚(μm))	適用
1 素地ごしらえ	標仕[表 18.2.2]C種(ISO St3)	—	工場塗装
2 下塗り-1	—	—	
3 下塗り-2(※)	変性エポキシ樹脂プライマー	0.14以上(40以上)	
4 補修塗り	発錆部・劣化部・溶接部を電動工具などで調整のうえ、変性エポキシ樹脂塗料で補修する。	—	現場塗装
5 耐火層塗り	耐火塗料(製造者の仕様による)	*	
6 上塗り1回目	製造者の仕様による	製造者の仕様による	
7 上塗り2回目	製造者の仕様による	製造者の仕様による	
合計膜厚			

注)X)A)屋内でも、プールなど環境が屋外と同様な場合、屋外仕様に準拠する。
(イ)※工期間が既定以上になる場合は、エポキシ MIO プライマーを施工する。もしくは現場塗装時に下地の状態を調査し、劣化している場合は変性エポキシ樹脂プライマーを施工すること。

表 18.24.3 鉄鋼面の耐火塗料塗り

工程	塗料・その他	標準塗付け量(kg/m2) (乾燥膜厚(μm))	適用
1 素地ごしらえ	標仕[表 18.2.2]B種(ISO Sa2.1/2)	—	工場塗装
2 下塗り-1	有機ジungkリッチプライマー	0.12上(20)	
3 下塗り-2	変性エポキシ樹脂プライマー	0.14以上(40以上)	
4 補修塗り	発錆部・劣化部・溶接部を電動工具などで調整のうえ、変性エポキシ樹脂塗料で補修する。	—	現場塗装
5 耐火層塗り	耐火塗料(製造者の仕様による)	製造者の仕様による	
6 中塗り	製造者の仕様による	製造者の仕様による	
7 上塗り1回目	製造者の仕様による	製造者の仕様による	
8 上塗り2回目	製造者の仕様による	製造者の仕様による	
合計膜厚			

注)X)A)上塗りは、2液性ポリウレタン樹脂系塗料同等以上の耐候性を有するものとする。

表 18.21.4 亜鉛めっき鋼面の耐火塗料塗り

工程	塗料・その他	標準塗付け量(kg/m2) (乾燥膜厚(μm))	適用
1 素地ごしらえ	標仕[		

[illegible]

●24.9.1 工事の記録	処理する。 地盤面下に残置する建物の一部等は設計図によるものとし、工事にあたってはそれらの種別・位置・大きさ・深さなどを記録した報告書を作成し、監理者に提出する。 ※撤去工事報告書には、掘削範囲図、残置物配置図、残置物写真、その他必要資料を添付すること。	
	25章 撤去材の処理方法	●25.1.1 撤去材の処理等
●25.3.1 石綿含有建材の調査	1 節 一般事項 撤去工事による撤去材の処理については、1.3.11 によるものとし、その適用は下記による。 (1)発注者に引渡しを要する撤去品は、下記によるものとし、破損又は汚損がないよう取外し、下記または監理者の指示する場所に運搬し保管する。	●25.10 環境配慮改修工事
	●25.10.1 一般事項	●25.10.2
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		
●25.10.2 環境配慮改修工事		

[illegible]

Ⅶ 特記仕様材料表(製品・メーカーリスト・性能基準)

本工事で使用する製品・メーカーは以下による。
なお、性能基準欄に記載がある製品において、性能基準を満足し、かつ、監理者の承諾を得られた場合はその限りではない。

「標準仕様書」 14 章 金属工事					
章・節・項番	記号	概要	性能基準	製品名	製造所
14.8.4		清掃用具掛けフック金物	SK 内	3615	㈱ベスト
14.8.6		手すり(A) 壁付き固定手すり	男子、女子トイレ	OV-T400	ナカ工業㈱
		手すり(B) L型手すり	多機能トイレ	T112CL11	TOTO㈱
		手すり(B) L型手すり	多機能トイレ、男子、女子トイレ	T112CL11	TOTO㈱
		手すり(C) 洗面台用手すり	男子、女子洗面所	洗面サポート手すり	アイカ工業
		手すり(D) 小便器用手すり	男子トイレ	T112CU22	TOTO㈱
		跳ね上げ手すり	多機能トイレ	T112HK7	TOTO㈱

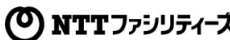
「標準仕様書」 16 章 塗装工事					
章・節・項番	記号	概要	性能基準	製品名	製造所
18.4.2 シーリングマジック塗り		ロックウール吸音天井材(岩綿吸音板)専用吹付け水性塗料	不燃材	シーリングマジック工法	㈱TS東京

「標準仕様書」 19 章 内装改修工事					
章・節・項番	記号	概要	性能基準	製品名	製造所
19.2.2 材料	(1)	防滑性ビニル床シート	○SIAA 抗ウイルス加工認証品 ○SIAA 抗菌加工認証品 ●SIAA 抗ウイルス加工認証品 ○SIAA 抗菌加工認証品	消臭 NSトフレ NW	東リ㈱
		防滑性ビニル床シート		消臭レストリウム	㈱サンゲツ
	(4)	ビニル幅木		ソフト巾木	東リ㈱
		ビニル幅木		ソフト巾木	田島ルーフィング㈱
		ビニル幅木		カラー巾木	㈱サンゲツ
	(7)	ステンレス幅木	不陸調整タイプ	メタカラー-SKNR	積水樹脂㈱
19.7.2 材料	(1)	メラミン不燃化粧板		セラール	アイカ工業㈱
19.10.3 材料		化粧シート張り	粘着剤付化粧フィルム(抗菌・抗ウイルスタイプ)	ベルビアン	タキロンマテックス㈱

「標準仕様書」 20 章 ユニット及びその他工事					
章・節・項番	記号	概要	性能基準	製品名	製造所
20.2.5 トイレブース				TB-GPR	小松ウォール工業(株)
				CB-ARSE	コマニー㈱
20.2.10 鏡				YMK51K	TOTO㈱
20.2.11 表示	(3)	点字触知図案内	インクジェットシート + UV 点字(屋内仕様) ITJ仕様		㈱美装
20.2.17 面台	天板			ポストフォーム加工	アイカ工業㈱

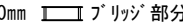
	本体		セラール	アイカ工業㈱
	巾木	ステンレス		
20.2.18 汚垂石	セラミックタイル	ハイドロセラ・フロアPU	TOTO㈱	
	セラミックタイル	キラミックスステップ	㈱LIXIL	
	高硬度石英成形板	アペイラス・ポリッシュ	㈱ドベル	
20.2.20 天井点検口		ハイハッチ	ナカ工業(株)	
20.2.22 洗面カウンター	メラミン樹脂化粧板	ポストフォームカウンター	アイカ工業㈱	
	高硬度石英成形板	アペイラス・ポリッシュ	㈱ドベル	
20.2.23 ベビーチェアー		YKA16S	TOTO㈱	
20.2.24 ベビーシート		YKA25	TOTO㈱	
20.2.25 タオル掛け		YHT252S4R	TOTO㈱	
20.2.26 衣服掛け用フック		YKH21W	TOTO㈱	
20.2.27 傘・杖ホルダー		ステッキホルダー 2056	スガツネ工業㈱	
20.2.28 小物トレイ		忘れ物ゼロトレイ No.1660	㈱ベスト	
20.2.29 ダストボックス		分別ステンターンボックス L(一般ゴミ用)	㈱テラモト	

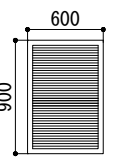
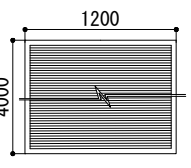
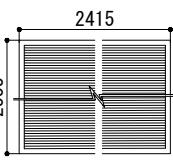
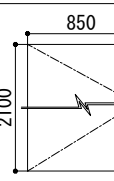
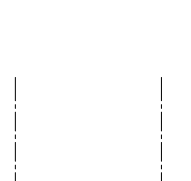
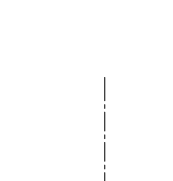
「改標仕」 3 章 防水改修工事					
章・節・項番	記号	概要	性能基準	製品名	製造所
3.2.5. ルーフドレン回りの処理	(3)	改修ルーフドレン(縦用)		マルエス鉛ドレン M(縦用)+マルエスアルミドレンキャップ縦・大	日新工業㈱
		改修ルーフドレン(横用)		マルエス鉛ドレン M(横用)+マルエスアルミドレンキャップ横(鋳鉄製)FC-150	日新工業㈱
		改修ルーフドレン(縦用)		リードレン C たて+ドレンキャップ190	田島ルーフィング㈱
		改修ルーフドレン(横用)		リードレン C 横+ドレンキャップ横引用 C200	田島ルーフィング㈱
3.5.2 材料		合成高分子系ルーフィングシート防水 合成高分子系ルーフィングシート防水		ビュートップ メカファイン	田島ルーフィング㈱ 日新工業㈱
3.6.3 種別及び工程	(1)	ウレタンゴム系塗膜防水		セピロン 平場:UF-30E 立上り部:UF-20EV オルタックエース OATM-3A	日新工業㈱ 田島ルーフィング㈱

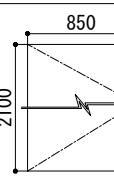
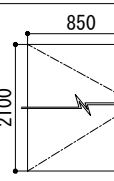
	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト)第 14884 号	一級建築士登録 第 332141 号 森 良太		一級建築士登録 第 393114 号 新地 瞭太		担当 	特記 管理番号 4HM-12-0TE-1	工事名 大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事	図面名 特記仕様材料表		図面番号 C材-1	区分 建築
		一級建築士登録 第 356842 号 里見 和則		一級建築士登録 第 号					年月 2025 年 3 月			

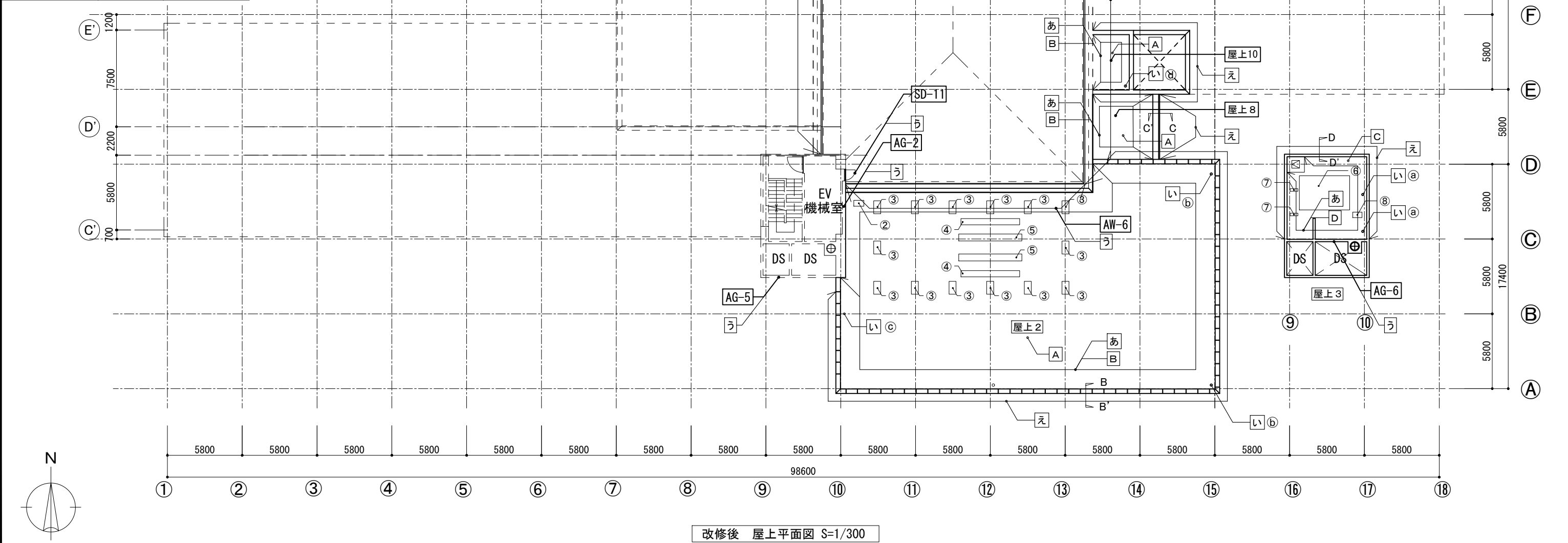
図面リスト						建物概要表			仕上記号・略号																				
C-01	特記仕様書ー1	D-09	基礎リスト・詳細図			工事場所	大阪市東住吉区長居公園1-23		略号	材料名称	略号	材料名称	略号	材料名称	略号	材料名称													
C-02	特記仕様書ー2	D-10	1階・2階 平面図	参-01	参考図：仮設計画図1	敷地面積	6,743.68㎡		R C	鉄筋コンクリート	改A防水	改質アスファルトシート防水	GBR	石こうボード	E P	合成樹脂エマルションペイント塗													
C-03	特記仕様書ー3	D-11	改修後 トイレ平面図	参-02	参考図：仮設計画図2	用途地域	第一種住居地域		L C	軽量コンクリート	複合防水	複合塗膜防水	GBD	化粧石こうボード	E P G	つや有合成樹脂エマルションペイント塗													
～	～	D-12	改修前 トイレ平面図			地区・地域	準防火地域		高圧B	高圧コンクリートブロック	P防水①	ウレタンゴム系塗膜防水	GBS	シーリング石こうボード	C M	シーリングマジック塗装													
C-16	特記仕様書ー16	D-13	改修後 トイレ天井伏図			その他条例	ー		断熱B	断熱コンクリートブロック	P防水②	ポリマーセメント系塗膜防水	GBF	強化石こうボード	特 P	特殊塗料塗													
C-17	特記仕様書ー17	D-14	改修前 トイレ天井伏図			主要用途	博物館・事務所		保護B	アスファルト防水保護仕上げ材	P防水③	アクリル樹脂系塗膜防水	GBNC	不燃積層石こうボード	1 U	水性ウレタン樹脂塗													
C-18	特記仕様書ー18	D-15	改修後 展開図1			建築面積	8,384.22㎡(4,392.67㎡+3,991.55㎡)		R Cコテ	鉄筋コンクリート金ゴテ押エ	P防水④	アスファルト系塗膜防水	F K	ケイ酸カルシウム板	A B	アンカーボルト													
C材ー1	特記仕様材料表	D-16	改修後 展開図2			延床面積	15,700.01㎡(7,066.01㎡+8,150.00㎡+484.00㎡)		P C	プレキャストコンクリート	S防水	合成高分子系ルーフィングシート防水	D R	岩綿吸音板	拡張A B	あと施工アンカー金属拡張型													
		D-17	改修前 展開図1			構造・規模	RC造 ー1+3		S	鋼製および鋼製下地	R D	ルーフドレイン	V C	ビニルクロス	葉液A B	あと施工アンカー葉液固定形													
D-01	図面リスト・凡例・配置図	D-18	改修前 展開図2			建設年	新築：1971年 増築（新館）：1998年		LGS	軽量鉄骨下地（壁・天井）	P N	ピンネット工法	塩ビS	塩化ビニル樹脂系フィルム	V B	ベネシャンブラインド													
D-02	改修後 屋上平面図	D-19	改修後・前 1階天井伏図			改修工事	自然史博物館外壁改修その他工事：2013年		SUS	ステンレス鋼	V S	ビニル床シート	F S	無石綿フレキシブル板	T B	縦型ブラインド													
D-03	改修前 屋上平面図					工事概要表			M	モルタル塗	NVS	ノンスリップビニル床シート	G W	グラスウール	R B	ロールブラインド													
D-04	改修後 3階平面図	E特-01～06	特記仕様書（電気設備）1～6			対象階	工事種別	工事内容	防 M	防水モルタル	L M	リノリウム	GWB	グラスウール吸音ボード	VBB・TB8・RBB	各種ブラインドボックス													
D-05	改修前 3階平面図	E-01～03	電気設備設計図1～3						調整M	下地調整モルタル	V T	ビニルタイル	P F	ポリスチレンフォーム保温板	C	カーテン													
D-06	改修後 2階平面図								樹脂M	樹脂モルタル	耐酸V T	耐酸ビニルタイル	F A	フリーアクセス床	M P	可動間仕切り（鋼製パネル式）													
D-07	改修後 1階平面図	M特-01～06	特記仕様書（機械設備）1～9						無 M	無収縮モルタル	帯電V T	帯電防止ビニルタイル	KFA	簡易二重床	A P	可動間仕切り（アルミスタッド式）													
D-08	建具表・各面立面図	M-01～03	機械設備設計図1～3						f b	平鋼（フラットバー）	TCP	タイルカーベット	TFA	通信機械室用二重床	L P	ローパーティション													
一般事項						P L	鋼板	塗 床	塗床材	防水S	防水型複層仕上塗材	V P	硬質ポリ塩化ビニル管																
補修範囲						模様替・改修に伴う撤去の範囲は最小限に止めるものとする。		幅木	特記なき限り<2-11-1>K h=60とする。		CPL	編鋼板	防塵P	防塵塗装	タイルS	一般形複層仕上塗材	EXPJ	エキスパンションジョイント											
補修方法						特記なき部分の模様替・改修に伴う補修及び破損箇所の補修は既存仕上に倣い補修する。		軽量鉄骨間仕切	特記なき限り<2-21-1>Kによる。		BPL	ベースプレート	M T	モザイクタイル	リシンS	外装薄付け仕上塗材	D P	耐候性塗料塗											
塗装替						亀裂その他傷については、補修の後塗装を行う。		間仕切取合い部	特記なき限り<2-24-〇>Kによる。		SGP	配管用炭素鋼鋼管（白又は黒ガス管）	□ T	□角タイル	SOP	合成樹脂調合ペイント塗	F E	フタル酸樹脂エナメル塗											
内装仕上材料						特記なき限り内装材料は、ホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆☆を使用する。		天井目地	特記なき限り<3-11-2・4・6・8>Kによる。		A防水	アスファルト防水	軟 V	軟質ビニル巾木	D P	耐候性塗料塗													
あと施工アンカー						特記なき限り金属拡張形とする。		金属製天井下地	特記なき限り<F-311. 01-3・4>による。		特記事項																		
								室名札・文字書	特記なき限り<0-051・01>による。		・防水改修範囲にあり、改修の支障となる設備機器は移動・復旧とする。																		
											・設備基礎（室外機用）の鉄骨架台シーリング打替え長さは1台につき、1mとして見込むこと。																		
改修・撤去に用いる表示方法						(注：改修前図は現況図および撤去図を兼ねる。)						・《D-02, 04, 08》建具表に記載、外部に面する建具については、シーリング打替えを行い、ガラス面は清掃を見込むこと。																	
改修後						改修前						仕上・下地材の表示																	
1. 仕上・下地・躯体から新設する場合						1. 仕上・下地・躯体から撤去する場合						〔DR-GB-LGS〕 下地材の構成材又は躯体の略号 〔EP-M-RC150〕 下地材（捨張材）略号 仕上材略号																	
2. 仕上・下地とも新設する場合						2. 仕上・下地とも撤去する場合																							
3. 仕上のみ新設する場合（塗装替も含む）						3. 仕上のみ撤去する場合																							
4. 既存のままの場合						4. 既存のままの場合																							
表示方法-1																													
(())						別途工事	←→	仕上・下地区分、施工区分等を示す	▽	室名札	[M]	床化粧改め口																	
()						既存部分及び概略寸法	□	工事対象室及び工事対象部分	⊙	室名札（絵文字を使用する場合）	(M)	床改めマンホール																	
< >						NTT-F 建築詳細図集 2001	XXXXXX	乾式耐火間仕切	≡	シーリング																			
< > 90						NTT 建築詳細図集 90	≡≡	軽量鉄骨造間仕切	VB	ベネシャンブラインド																			
< > K						国文省営繕部監修 建築工事標準詳細図	≡≡≡	ALC壁	K	掲示用レール																			
<< >>						本設計図における呼出し図面	▼	室名文字書	⊗	ルーフドレイン																			
表示方法-2																													
1. 撤去の表示						2. 展開表示（展開図順序表示）						5. 建具等の表示						7. 建具付属装置の表示											
[記号・文字] 撤去を示す						時計回りにA・B・C・D の順序に作図する						AW：アルミニウム製窓 AD：アルミニウム製扉 AG：アルミニウム製ガラリ SW：鋼製窓 SD：鋼製扉 SG：鋼製ガラリ SF：鋼製枠 SS：鋼製シャッター WD：木製扉 SSD：ステンレス鋼製扉 SSF：ステンレス鋼製枠 SSW：ステンレス鋼製窓 LSD：鋼製軽量扉 SFD：防火扉 WAD：水防扉 WAB：水防板 AT：エアタイト SAT：セミエアタイト						Xに下記の文字を入れる ボ：電気式可変押ボタン錠 S：スイッチストライク 自：自動錠付 G：ガラリ付 非：非常錠 E：電気錠 CR：カードリーダー付電気錠 T：テンキー錠付電気錠 AT：エアタイト SAT：セミエアタイト											
3. 壁開口の表示						4. 改修可動間仕切り等の表示						6. 改修建具等の表示																	
[M]Zn+h1 [E]wxh2 [T]D [D]D						[MP-]n 改修内容						[X]n 改修内容																	
h1：Znから開口部下端までの寸法 （丸形開口部は開口部中心までの寸法） w：開口の巾 h2：開口部の高さ D：開口補強詳細番号						nに下記の文字を入れる 移：移設可動間仕切り 改：改造可動間仕切り 清：清掃可動間仕切り 再：再利用可動間仕切り 塗：両面塗装替可動間仕切り 片塗：片面塗装替可動間仕切り （片面とは工事対象室側とする）						nに下記の文字を入れる 移：移設建具 改：改造建具 清：清掃建具 再：再利用建具 塗：両面塗装替建具 片塗：片面塗装替建具 （片面とは工事対象室側とする）																	
NTTファシリティーズ						株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録（ト）第14884号						一級建築士登録 第 332141号 森 良太						一級建築士登録 第 393114号 新地 瞭太						担当					
												一級建築士登録 第 356842号 里見 和則												特記					
																								管理番号 4HM-12-0TE-1					
																								工事名 大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事					
																								図面名 図面リスト・凡例・配置図					
																								図面番号 D-01 区分 建築					
																								縮尺 A1：1/ A3：1/1500					
																								年月 2025年 3月					

改修後 仕上凡例			
番号	改修部位	材料・仕上	備考
A	屋上平場	[S防水-下地調整-(S防水-S防水)]	機械式固定
B	パラペット立上り	[S防水-下地調整-(防M)]	
C	塔屋平場	[P防水①-下地調整-(S防水)]	
D	塔屋パラペット立上り	[P防水①-下地調整-(P防水①)]	

改修後 工事項目		
番号	工事内容	備考
あ	押え金物：新設	立上り部（アルミ製 L50x50）
い	改修ドレン：新設	㊶75Φ㊷100Φ㊸125Φ㊹横引50Φ
う	シーリング：打替	外部に面する建具、カーテンウォール部分
え	シーリング：打替	笠木部分（ブリッジ工法） 鋼製笠木部分：L=620mm・石製笠木部分：L=250mm  ブリッジ部分

記号・形状	AG-2		AG-5		AG-6	
	嵌殺しガラリ		嵌殺しガラリ		嵌殺しガラリ	
	600x900		1200x4000		2415x2333	
	50		80		80	
数量・取付面	3		1		1	
	北面、東面		南面		北面	

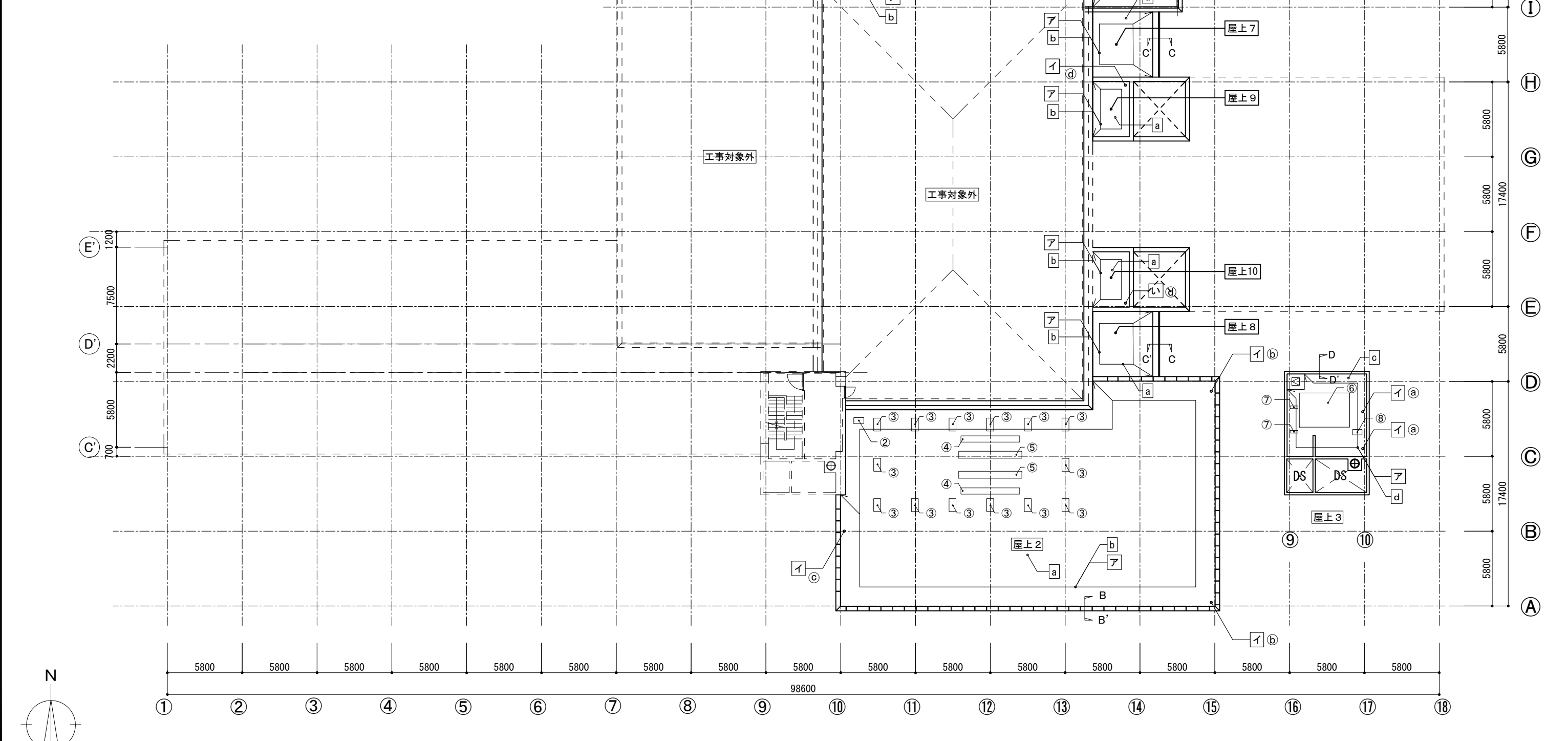
記号・形状	SD-11	
	片開き扉	
	850x2100	
	100	
数量・取付面	2	
	北面、東面	



	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト) 第14884号	一級建築士登録 第 332141 号 森 良太	一級建築士登録 第 393114 号 新地 瞭太	担当	特記	工事名 大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事	図面名 改修後 屋上平面図	図面番号 D - 02	区分 建築
		一級建築士登録 第 356842 号 里見 和則			管理番号 4HM-12-0TE-1		縮尺 A1: 1/ A3: 1/300	年月 2025年 3月	

改修前 仕上凡例			
番号	改修部位	材料・仕上	備考
a	屋上平場	[(S防水-S防水-防M-LC-防M-RC)]	
b	パラペット立上り	[S防水-(防M-LC-防M-RC)]	
c	塔屋平場	[(S防水-防M-LC-防M-RC)]	
d	塔屋パラペット立上り	[S防水-(防M-LC-防M-RC)]	

改修前 工事項目		
番号	工事内容	備考
ア	押え金物：撤去	立上り部（アルミ製 L50x50）
イ	ドレーン：撤去	㊶75Φ㊷100Φ㊸125Φ㊹横引50Φ

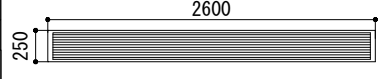
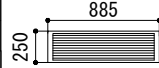


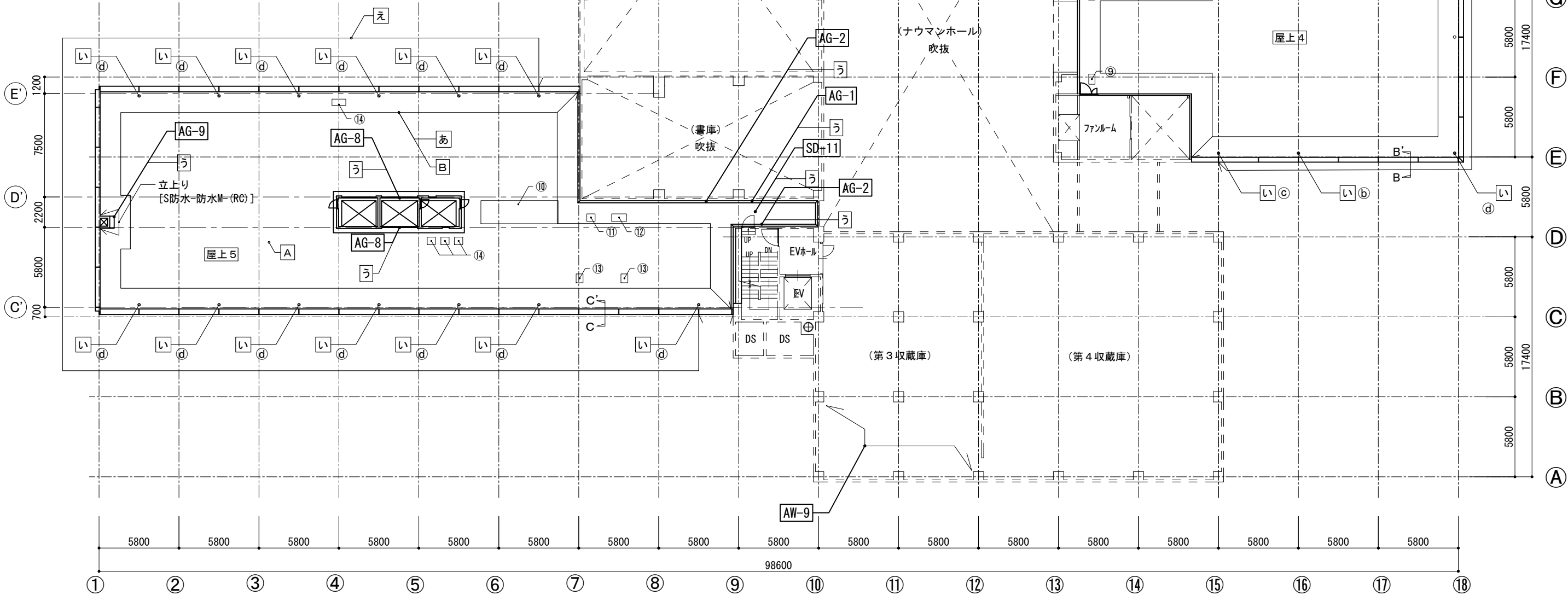
改修前 屋上平面図 S=1/300

	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト) 第14884号	一級建築士登録 第 332141 号 森 良太	一級建築士登録 第 393114 号 新地 瞭太	担当	特記	工事名 大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事	図面名 改修前 屋上平面図	図面番号 D - 03	区分 建築
		一級建築士登録 第 356842 号 里見 和則					縮尺 A1: 1/ 300 A3: 1/ 300	年月 2025年 3月	

改修後 仕上凡例			
番号	改修部位	材料・仕上	備考
A	屋上平場	[S防水-下地調整-(S防水-S防水)]	機械式固定
B	パラペット立上り	[S防水-下地調整-(防M)]	
C	塔屋平場	[P防水①-下地調整-(S防水)]	
D	塔屋パラペット立上り	[P防水①-下地調整-(P防水①)]	

改修後 工事項目		
番号	工事内容	備考
あ	押え金物：新設	立上り部（アルミ製 L50x50）
い	改修ドレン：新設	㊶75Φ㊷100Φ㊸125Φ㊹横引150Φ
う	シーリング：打替	外部に面する建具、カーテンウォール部分
え	シーリング：打替	笠木部分（ブリッジ工法） 鋼製笠木部分：L=620mm・石製笠木部分：L=250mm  ブリッジ部分

記号・形状	AG-1	嵌殺しガラリ		AG-8	嵌殺しガラリ	
寸法・見込・ガラス	400x400	40		2600x250	50	
数量・取付面	1	南面		1	北面、南面	
				AG-9	嵌殺しガラリ	
				885x250	50	
				1	東面	

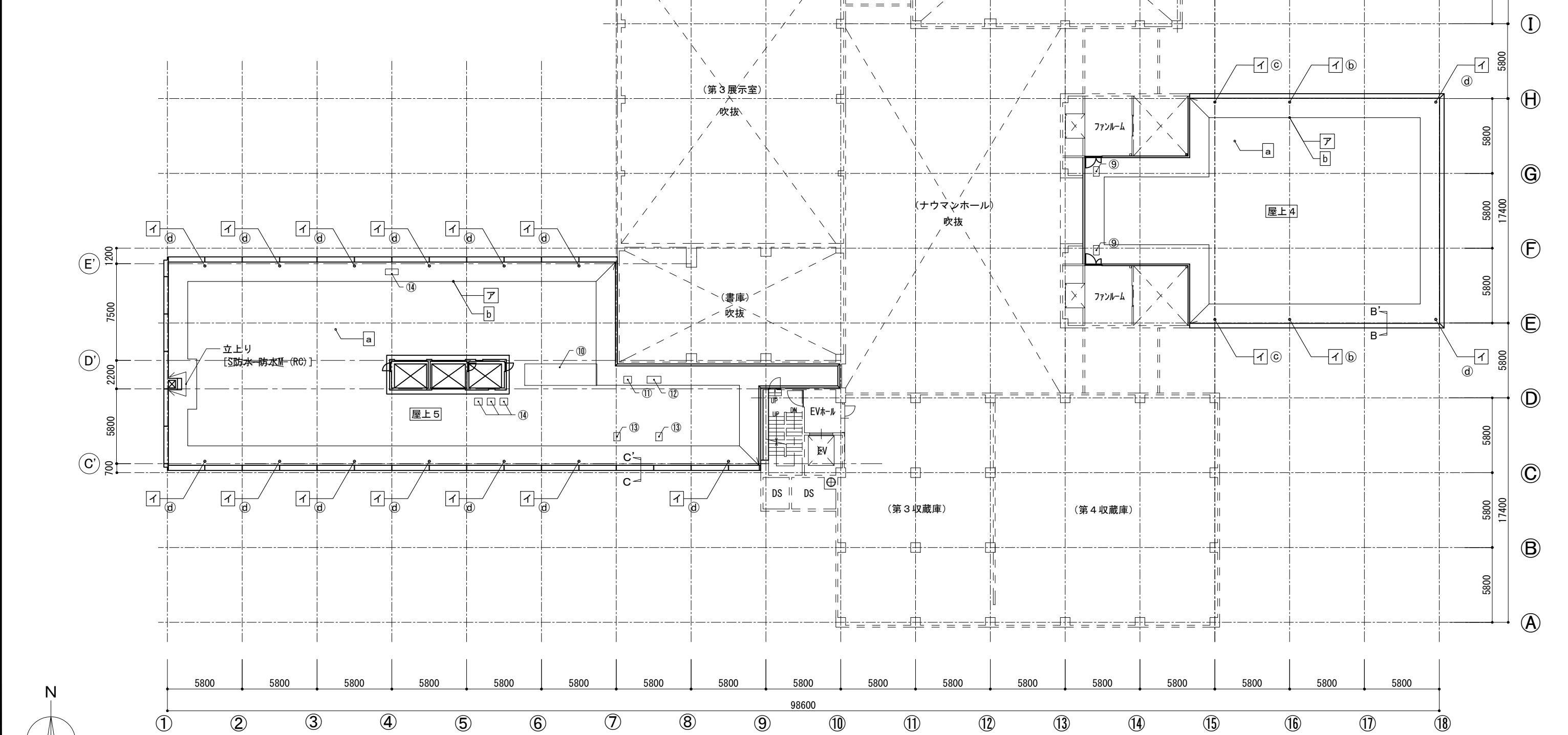


改修後 3階平面図 S=1/300

	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト) 第14884号	一級建築士登録 第 332141号 森 良太	一級建築士登録 第 393114号 新地 瞭太	担当	特記	工事名 大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事	図面名 改修後 3階平面図	図面番号 D - 04	区分 建築
		一級建築士登録 第 356842号 里見 和則			管理番号 4HM-12-0TE-1		縮尺 A1: 1/ A3: 1/300	年月 2025年 3月	

改修前 仕上凡例			
番号	改修部位	材料・仕上	備考
a	屋上平場	[(S防水-S防水-防M-LC-防M-RC)]	
b	パラペット立上り	[S防水-(防M-LC-防M-RC)]	
c	塔屋平場	[(S防水-防M-LC-防M-RC)]	
d	塔屋パラペット立上り	[S防水-(防M-LC-防M-RC)]	

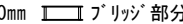
改修前 工事項目		
番号	工事内容	備考
ア	押え金物：撤去	立上り部（アルミ製 L50x50）
イ	ドレーン：撤去	㊶75Φ㊷100Φ㊸125Φ㊹横引150Φ

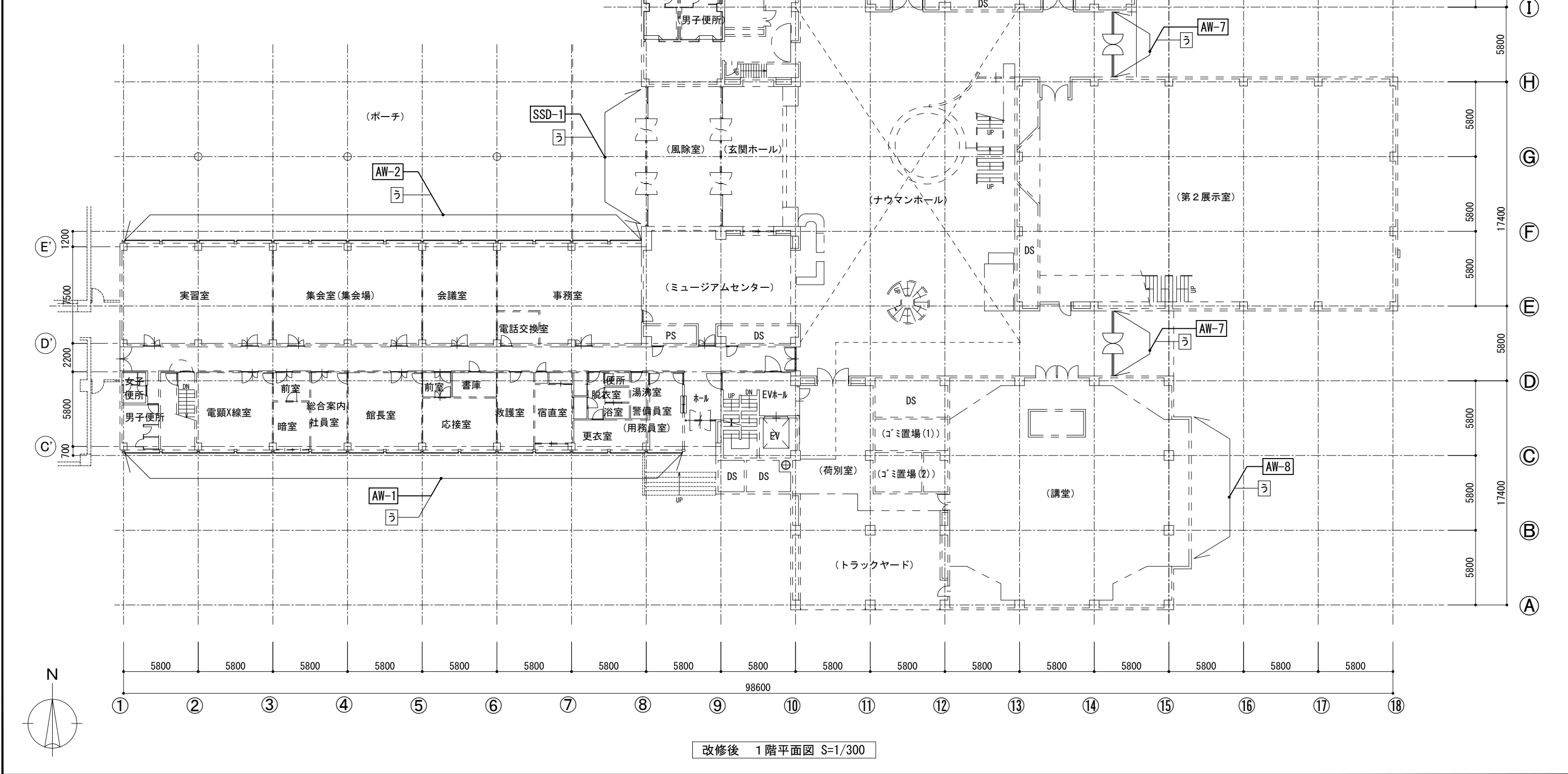


改修前 3階平面図 S=1/300

	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト) 第14884号	一級建築士登録 第 332141号 森 良太	一級建築士登録 第 393114号 新地 瞭太	担当	特記	工事名 大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事	図面名 改修前 3階平面図	図面番号 D - 05	区分 建築
		一級建築士登録 第 356842号 里見 和則			管理番号 4HM-12-0TE-1		縮尺 A1: 1/ A3: 1/300	年月 2025年 3月	

改修後 仕上凡例			
番号	改修部位	材料・仕上	備考
A	屋上平場	[S防水-下地調整-(S防水-S防水)]	機械式固定
B	パラペット立上り	[S防水-下地調整-(防M)]	
C	塔屋平場	[P防水①-下地調整-(S防水)]	
D	塔屋パラペット立上り	[P防水①-下地調整-(P防水①)]	

改修後 工事項目		
番号	工事内容	備考
あ	押え金物：新設	立上り部（アルミ製 L50x50）
い	改修ドレン：新設	㊶75Φ㊷100Φ㊸125Φ㊹横引150Φ
う	シーリング：打替	外部に面する建具、カーテンウォール部分
え	シーリング：打替	笠木部分（ブリッジ工法） 鋼製笠木部分：L=620mm・石製笠木部分：L=250mm  プリッジ部分



	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト) 第14884号	一級建築士登録 第 332141号 森 良太	一級建築士登録 第 393114号 新地 瞭太	担当	特記	工事名 大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事	図面名 改修後 1階平面図	図面番号 D - 07	区分 建築
		一級建築士登録 第 356842号 里見 和則			管理番号 4HM-12-0TE-1		縮尺 A1: 1/ A3: 1/300	年月 2025年 3月	

建具表

記号・形状	AW-1	FIX窓・一部突出窓	
寸法・見込・ガラス	46025x8400	60	熱線反射ガラス t=6
数量・取付面	1	南面	

記号・形状	AW-2	FIX窓・一部突出窓	
寸法・見込・ガラス	40135x8400	60	熱線反射ガラス t=6
数量・取付面	1	北面	

記号・形状	AW-3	FIX窓・一部回転窓	
寸法・見込・ガラス	31900x3000	75	熱線反射ガラス t=6
数量・取付面	1	東面	

記号・形状	AW-5	回転窓・一部FIX窓	
寸法・見込・ガラス	20300x3000	75	熱線反射ガラス t=6
数量・取付面	1	北面	

記号・形状	AW-6	回転窓・一部回転窓	
寸法・見込・ガラス	19850x600	75	熱線反射ガラス t=6
数量・取付面	1	南面	

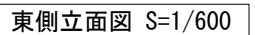
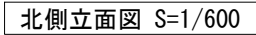
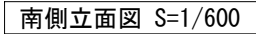
記号・形状	AW-7	FIX窓(両開扉付)	
寸法・見込・ガラス	4870x9000	75	熱線反射ガラス t=6
数量・取付面	3	北面・東面	

記号・形状	SSD-1	FIX窓(両開扉付)	
寸法・見込・ガラス	10670x3235	120	熱線反射ガラス t=8
数量・取付面	1	西面	

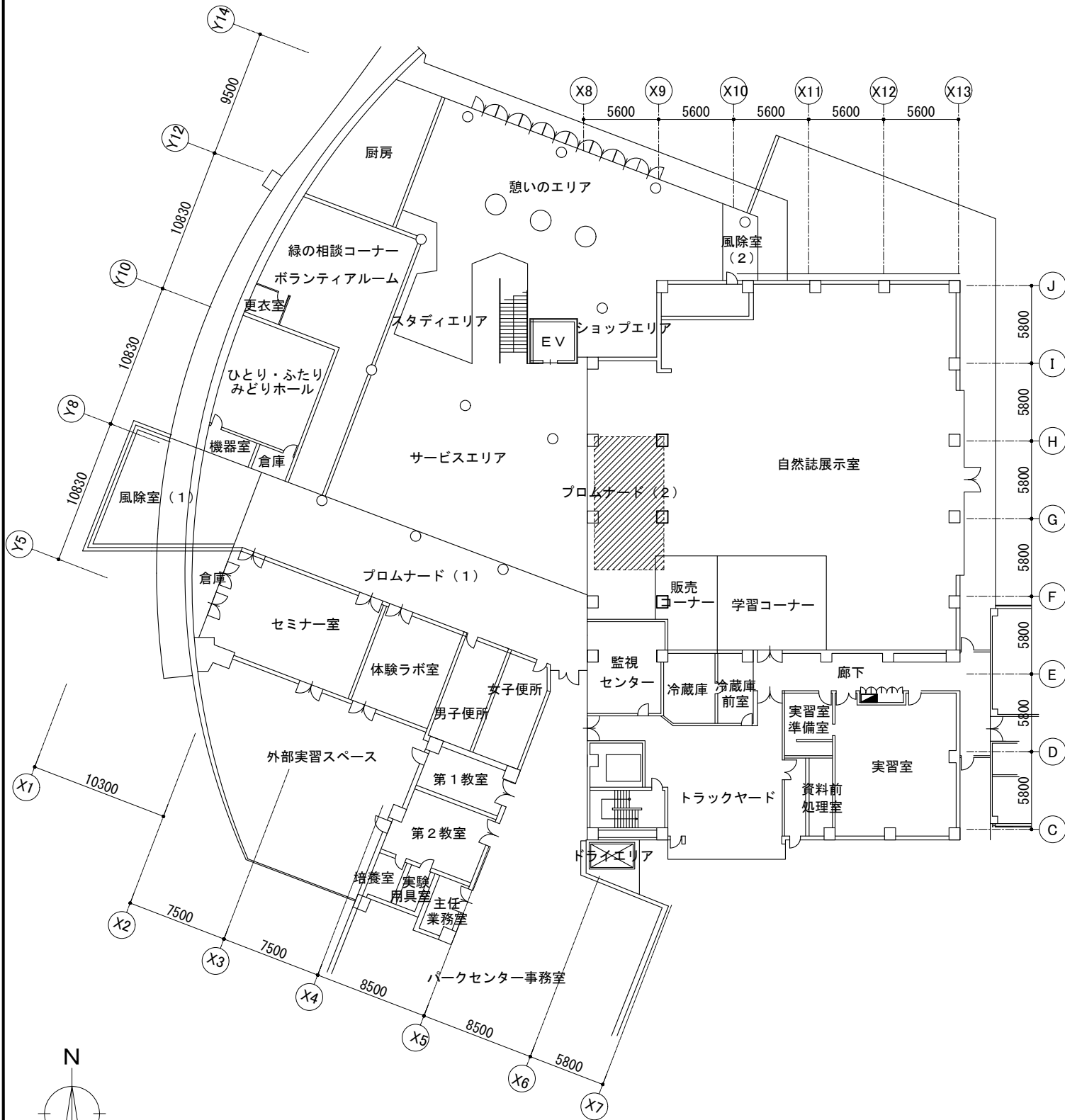
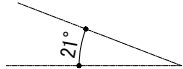
記号・形状	AW-8	FIX窓	
寸法・見込・ガラス	11310x2145	100	熱線反射ガラス t=6
数量・取付面	1	西面	

記号・形状	AW-9	FIX窓	
寸法・見込・ガラス	1000x1000	70	熱線反射ガラス t=6
数量・取付面	3	南面・西面	

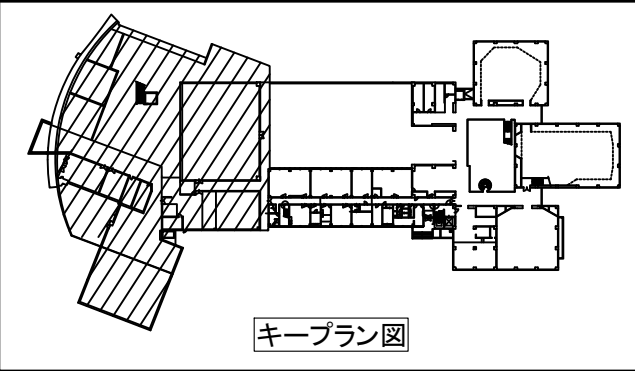
☒ パネル塞ぎ部分



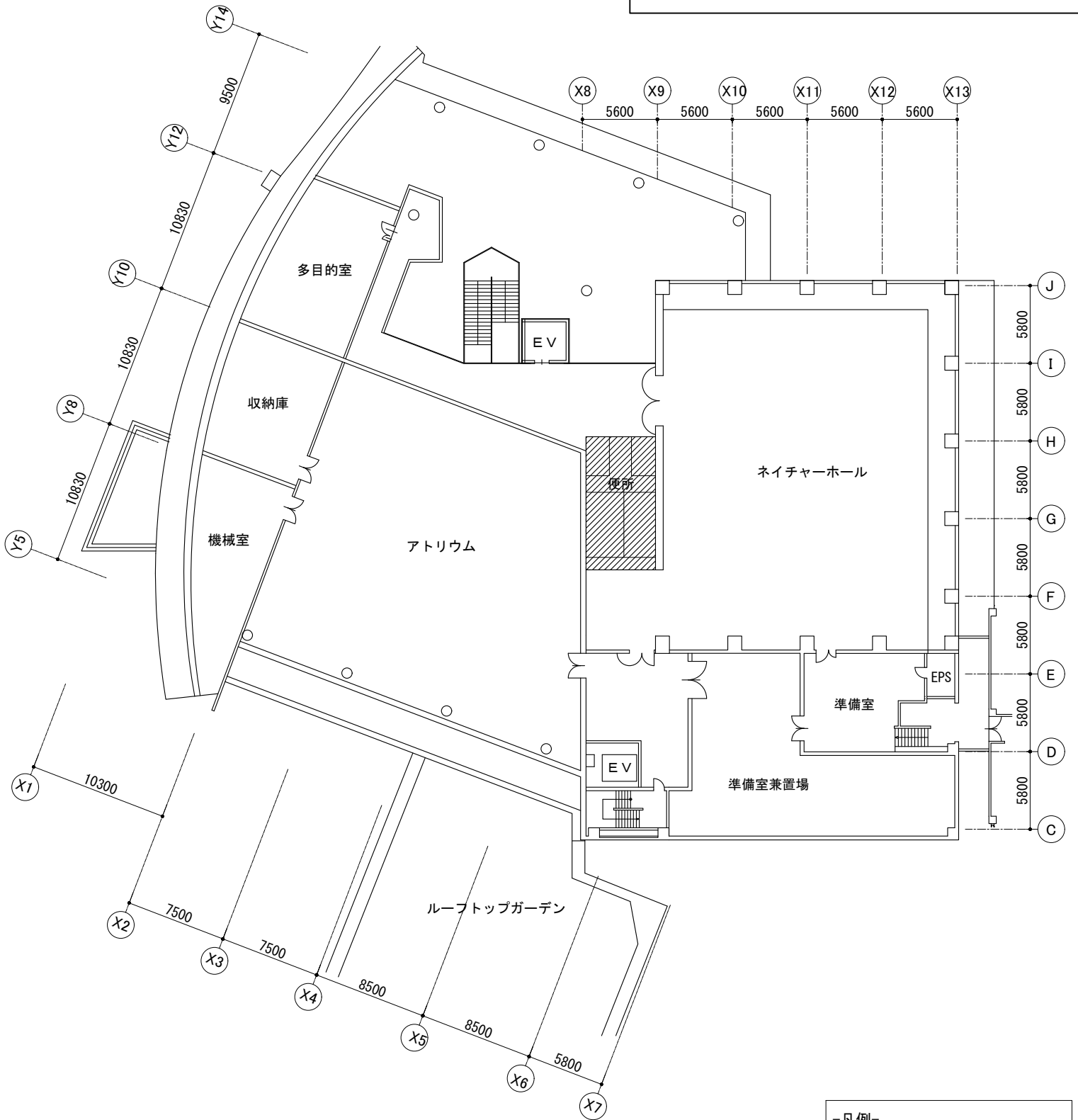
基礎リスト		基礎使用別記号										設置状況記号		△：躯体埋込み型 □：据置き型 □：シート敷置型		シート名称		シート番号		縮尺							
		G：その他														パラペット立上り部 改修 改修後・前 C-C' 断面図		D-9-C		S=1/20							
基礎リスト												基礎リスト															
屋上1	記号	基礎寸法			個数	基礎 使用別	基礎 設置 状況	残置○ 撤去×	仕上げ	備考	屋上4	記号	基礎寸法			個数	基礎 使用別	基礎 設置 状況	残置○ 撤去×	仕上げ	備考						
	L (φ)	W	H	L (φ)								W	H														
①	740	440	320	1	E	□	○	S防水		⑨	450	740	340	2	E	□	○	S防水									
屋上2	②	780	460	180	1	E	□	○	S防水		⑩	5600	1670	150 250	1	A	△	○	P防水①	室外機10台アリ							
	③	540	1000	720	14	E	△	○	S防水		⑪	600	540	350	1	E	△	○	S防水								
	④	4550	540	830	2	E	△	○	S防水		⑫	1080	540	350	1	E	△	○	P防水①	室外機1台アリ							
屋上3	⑤	4900	540	830	2	E	△	○	S防水		⑬	※基礎表面 防水M撤去新設を見込むこと。															
	⑥	3900	2650	220	1	B	□	○	P防水		⑭	600	100	100	3	A	□	○	P防水①	室外機3台アリ							
	⑦	600	200	350	2	D	□	○	P防水																		
⑧	720	420	220	1	D	□	○	P防水																			
シート名称												シート番号				縮尺											
パラペット立上り部 改修 改修後・前 A-A' 断面図												D-9-A				S=1/20											
												改修後															
												改修前															
シート名称												シート番号				縮尺											
パラペット立上り部 改修 改修後・前 B-B' 断面図												D-9-B				S=1/20											
												改修後															
												改修前															
シート名称												シート番号				縮尺											
パラペット立上り部 改修 改修後・前 C-C' 断面図												D-9-C				S=1/20											
												改修後															
												改修前															
シート名称												シート番号				縮尺											
パラペット立上り部 改修 改修後・前 D-D' 断面図												D-9-D				S=1/20											
												改修後															
												改修前															
シート名称												シート番号				縮尺											
詳細図 (カーテンウォール部分)												D-9-D		S=1/20		[標準参考図] P防水①基礎廻り (設備)											
												改修後															
												改修前															
平面詳細図 S=1/20												D-9-D		S=1/20		(H≦100)											
株式会社NTTファシリティーズ												一級建築士登録 第 332141 号 森 良太		一級建築士登録 第 393114 号 新地 瞭太		担当		特記		工事名		図面名		図面番号		区分	
一級建築士事務所 西日本事業本部												一級建築士登録 第 356842 号 里見 和則						大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事		基礎リスト・詳細図		D - 09		建築			
大阪府知事登録 (ト) 第14884号																				縮尺		年月		2025年 3月			
																				A1: 1/		A3: 1/20					



1 階平面図 S=1/400



キープラン図



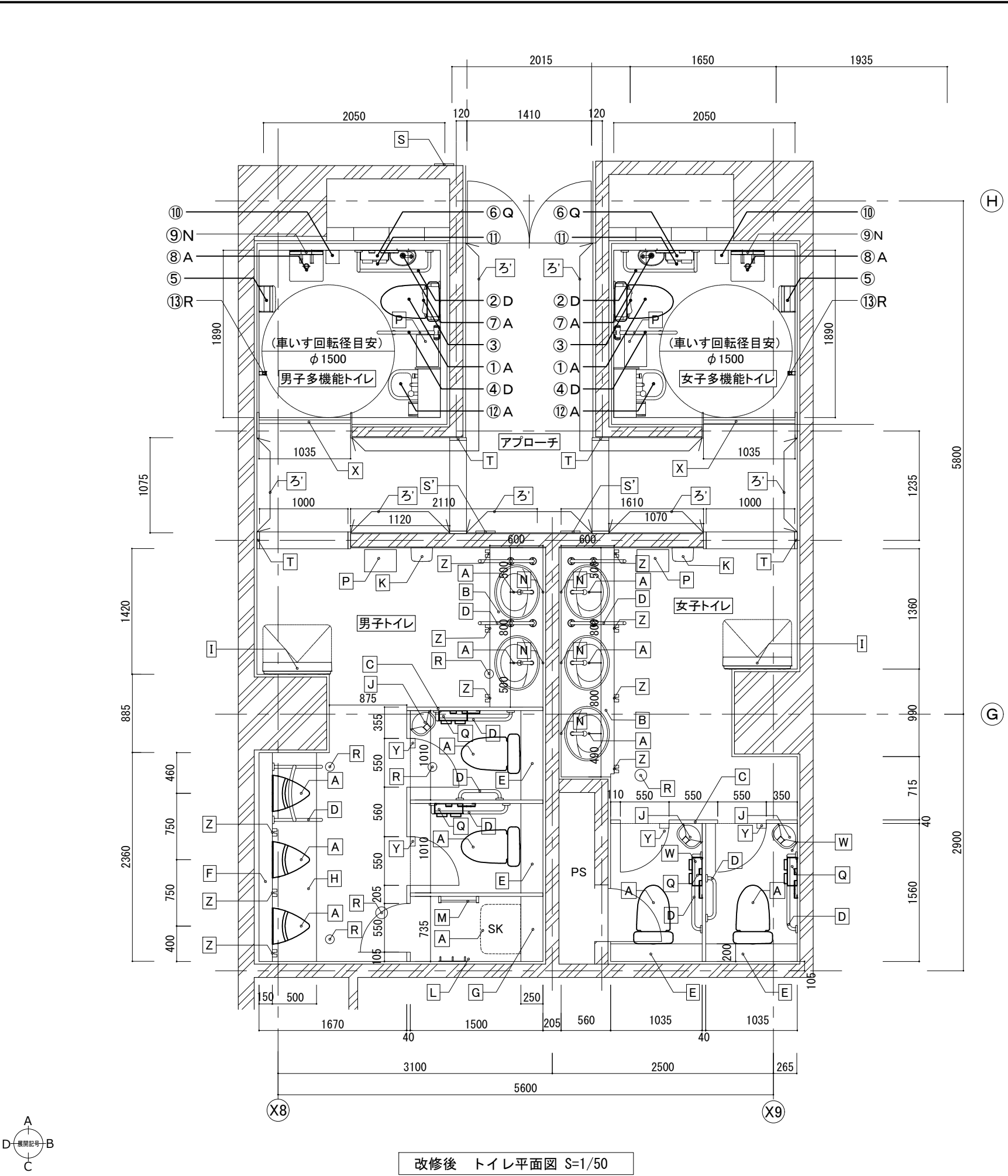
2 階平面図 S=1/400

-凡例-
/// :改修工事対象範囲を示す

改修後 工事項目			
番号	工事項目	番号	工事項目
A	((衛生陶器：新設))	O	棚板：新設
B	洗面台：新設	P	ダストボックス：新設
C	トイレブース：新設	Q	((鍵付紙巻器：新設))
D	手すり：新設 (A)～(D)	R	((掃除口：新設))
E	面台(洋便器)：新設 <6-28-3>K	S	サイン(触知図)：新設
F	面台(小便器)：新設 <6-28-3>K	S'	サイン：再取付 [清掃 サビ除去]
G	面台(SK)：新設 <6-28-3>K	T	三方枠：美装 (大理石)
H	汚垂石：新設	U	壁：補修 照明ボックス：撤去跡
I	ベビーベッド：新設	V	ルーバー材：再取付
J	ベビーチェア：新設	W	((汚物入れ：新設))
K	((ハンドドライヤー：新設))	X	塩ビシート：貼付
L	フック：新設	Y	小物トレイ：新設
M	タオル掛け：新設	Z	傘・杖ホルダー：新設
N	化粧鏡：新設	AA	((リモコン ※擬音装置付：新設))
い	天井：新設 [(DR(12)～GBR(9.5)～LGS)]	(*)は板厚を示す	
い'	天井：塗装替 [CM-(DR-GBR-LGS)]		
ろ	壁： [EPG-(多彩模様塗料)]		
ろ'	壁： [EP-(多彩模様塗料)]		
は	腰壁： [(50T-M-RC)]	一部[50T]補修 6㎡ (3㎡/室) 程度	
に	腰壁： [美装-(大理石貼)]		
ほ	巾木：新設 [SUS巾木-調整M-(RC)]	H 100	
へ	巾木：新設 [SUS巾木-調整M-(RC)]	H 100	
と	床：新設 [VS-調整M-(300T)]		
改修後 仕上表			
室名	アプローチ	天井高	2,500
天井	[CM-(DR(12)～GBR(9.5)～LGS)]	(*)は板厚を示す	
壁	[EP-(多彩模様塗料-RC)]		
腰壁	--		
巾木	[巾木木-(RC)]	H 100	
床	[美装-(フローリング-M-LC)]		
備考			
室名	男子トイレ	天井高	2,500
天井	[DR(12)～GBR(9.5)～LGS]	(*)は板厚を示す	
壁	[EPG-(多彩模様塗料)]		
腰壁	[美装-(大理石貼)]	H 1,330まで	
巾木	[SUS巾木-調整M-(RC)]	H 100	
床	[VS-調整M-(LC)]		
備考	シートクリーナー：取外し・再取付		
室名	女子トイレ	天井高	2,500
天井	[DR(12)～GBR(9.5)～LGS]	(*)は板厚を示す	
壁	[EPG-(多彩模様塗料)]		
腰壁	[美装-(大理石貼)]	H 1,030まで	
巾木	[SUS巾木-調整M-(RC)]	H 100	
床	[VS-調整M-(LC)]		
備考	シートクリーナー：取外し・再取付		
室名	男子多機能トイレ・女子多機能トイレ	天井高	2,500
天井	[DR(12)～GBR(9.5)～LGS]	(*)は板厚を示す	
壁	[美装-(50T-M-RC)]		
腰壁	--		
巾木	SUS巾木-調整M-(RC)	H 100	
床	[VS-調整M-(LC)]		
備考	シートクリーナー：取外し・再取付		
-凡例-			
✕	:撤去を示す	((**))	:設備工事を示す
〰	:撤去範囲を示す		


NTTファシリティーズ

株式会社NTTファシリティーズ
一級建築士事務所 西日本事業本部
大阪府知事登録 (ト) 第14884号



男子・女子多機能トイレ				工事区分	
No.	番号	新設品名	建築		設備
①	A	大便器			○
②	D	L型手すり	○		
③		背もたれ			○
④	D	跳上げ手すり	○		
⑤		ハンドドライヤー			○
⑥	Q	棚付二連紙巻器			○
⑦		壁掛手洗器			○
⑧		壁掛ハイバック洗面器			○
⑨	N	化粧鏡	○		
⑩		化粧棚			○
⑪		チャームボックス			○
⑫		コンパクトオストメイトバック			○
⑬	L	フック	○		

改修後平面図凡例

ほ

巾木：新設

と

床：新設

へ

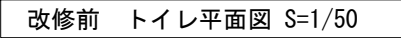
巾木：新設

と

床：新設

和洋リモデル工法（概要図）

図面名	改修後 トイレ平面図	図面番号	D - 11	区分	建築
縮尺	A1: 1/	A3: 1/50	年月	2025年 3月	

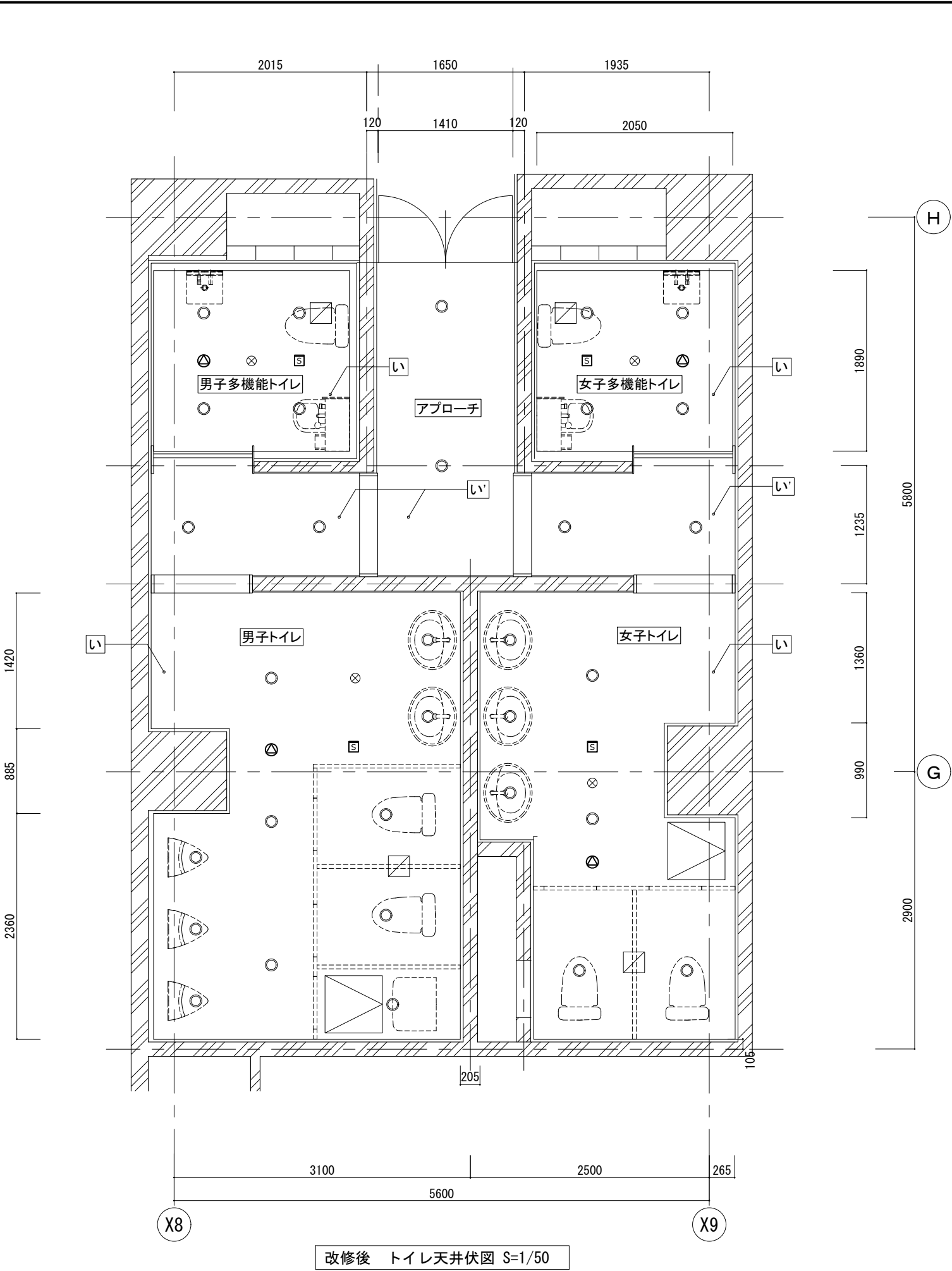


ホ	巾木：撤去	ト	床：撤去
---	-------	---	------

ヘ	巾木：撤去	ト	床：撤去
---	-------	---	------

	株式会社NTTファシリティーズ	一級建築士登録 第 332141 号 森 良太	一級建築士登録 第 393114 号 新地 瞭太	担当	特記	工事名	図面名	図面番号	区分
	一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト) 第14884号	一級建築士登録 第 356842 号 里見 和則						改修前 トイレ平面図	D - 12
					管理番号	4HM-12-0TE-1	縮尺 A1: 1/ A3: 1/50	年月 2025年 3月	

改修後 工事項目			
番号	工事項目	番号	工事項目
A	《(衛生陶器:新設)》	O	棚板:新設
B	洗面台:新設	P	ダストボックス:新設
C	トイレブース:新設	Q	《(鍵付紙巻器:新設)》
D	手すり:新設 (A)~(D)	R	《(掃除口:新設)》
E	面台(洋便器):新設 <6-28-3>K	S	サイン(触知図):新設
F	面台(小便器):新設 <6-28-3>K	S'	サイン:再取付 [清掃 サビ除去]
G	面台(S・K):新設 <6-28-3>K	T	三方枠:美装 (大理石)
H	汚垂石:新設	U	壁:補修 照明ボックス:撤去跡
I	ベビーベッド:新設	V	ルーバー材:再取付
J	ベビーチェア:新設	W	《(汚物入れ:新設)》
K	《(ハンドドライヤー:新設)》	X	塩ビシート:貼付
L	フック:新設	Y	小物トレイ:新設
M	タオル掛け:新設	Z	傘・杖ホルダー:新設
N	化粧鏡:新設	AA	《(リモコン ※擬音装置付:新設)》
い	天井:新設 [(DR(12)-GBR(9.5)-LGS)] (*)は板厚を示す		
い'	天井:塗装替 [CM-(DR-GBR-LGS)]		
ろ	壁: [EPG-(多彩模様塗料)]		
ろ'	壁: [EP-(多彩模様塗料)]		
は	腰壁: [(50T-M-RC)] 一部[50T]補修 6㎡ (3㎡/室) 程度		
に	腰壁: [美装-(大理石貼)]		
ほ	巾木:新設 [SUS巾木-調整M-(RC)] H 100		
へ	巾木:新設 [SUS巾木-調整M-(RC)] H 100		
と	床:新設 [VS-調整M-(300T)]		
改修後 仕上表			
室名	アプローチ	天井高	2,500
天井	[CM-(DR(12)-GBR(9.5)-LGS)] (*)は板厚を示す		
壁	[EP-(多彩模様塗料-RC)]		
腰壁	--		
巾木	[木巾木-(RC)] H 100		
床	[美装-(フローリング-M-LC)]		
備考			
室名	男子トイレ	天井高	2,500
天井	[DR(12)-GBR(9.5)-LGS] (*)は板厚を示す		
壁	[EPG-(多彩模様塗料)]		
腰壁	[美装-(大理石貼)] H 1,330まで		
巾木	[SUS巾木-調整M-(RC)] H 100		
床	[VS-調整M-(LC)]		
備考	シートクリーナー:取外し・再取付		
室名	女子トイレ	天井高	2,500
天井	[DR(12)-GBR(9.5)-LGS] (*)は板厚を示す		
壁	[EPG-(多彩模様塗料)]		
腰壁	[美装-(大理石貼)] H 1,030まで		
巾木	[SUS巾木-調整M-(RC)] H 100		
床	[VS-調整M-(LC)]		
備考	シートクリーナー:取外し・再取付		
室名	男子多機能トイレ・女子多機能トイレ	天井高	2,500
天井	[DR(12)-GBR(9.5)-LGS] (*)は板厚を示す		
壁	[美装-(50T-M-RC)]		
腰壁	--		
巾木	SUS巾木-調整M-(RC) H 100		
床	[VS-調整M-(LC)]		
備考	シートクリーナー:取外し・再取付		
-凡例-			
✕	:撤去を示す	《(**)》	:設備工事を示す
////	:撤去範囲を示す		
NTTファシリティーズ		株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト) 第14884号	



記号	改修後 名 称
□	《(照明器具:再取付)》
○	《(ダウンライト:再取付)》
●	《(ブラケットライト:再取付)》
◻	《(制気口:再取付)》
◻	点検口 600角:新設
⊙	《(スピーカー:再取付)》
⊗	《(非常照明:再取付)》
⊠	《(煙感知器:再取付)》

	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト) 第14884号	一級建築士登録 第 332141 号 森 良太	一級建築士登録 第 393114 号 新地 暲太	担当	特記	工事名 大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事	図面名 改修後 トイレ天井伏図	図面番号 D - 13	区分 建築
		一級建築士登録 第 356842 号 里見 和則			管理番号 4HM-12-0TE-1		縮尺 A1: 1/ A3: 1/50	年月 2025年 3月	

Architectural drawing showing the layout of a toilet facility, including dimensions and labels for various areas.

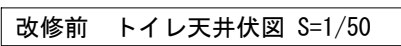
Dimensions (Horizontal): 2015, 1650, 1935, 120, 1410, 120, 2050, 3100, 5600, 2500, 265.

Dimensions (Vertical): 1420, 885, 2360, 1890, 1235, 1360, 990, 2900, 105.

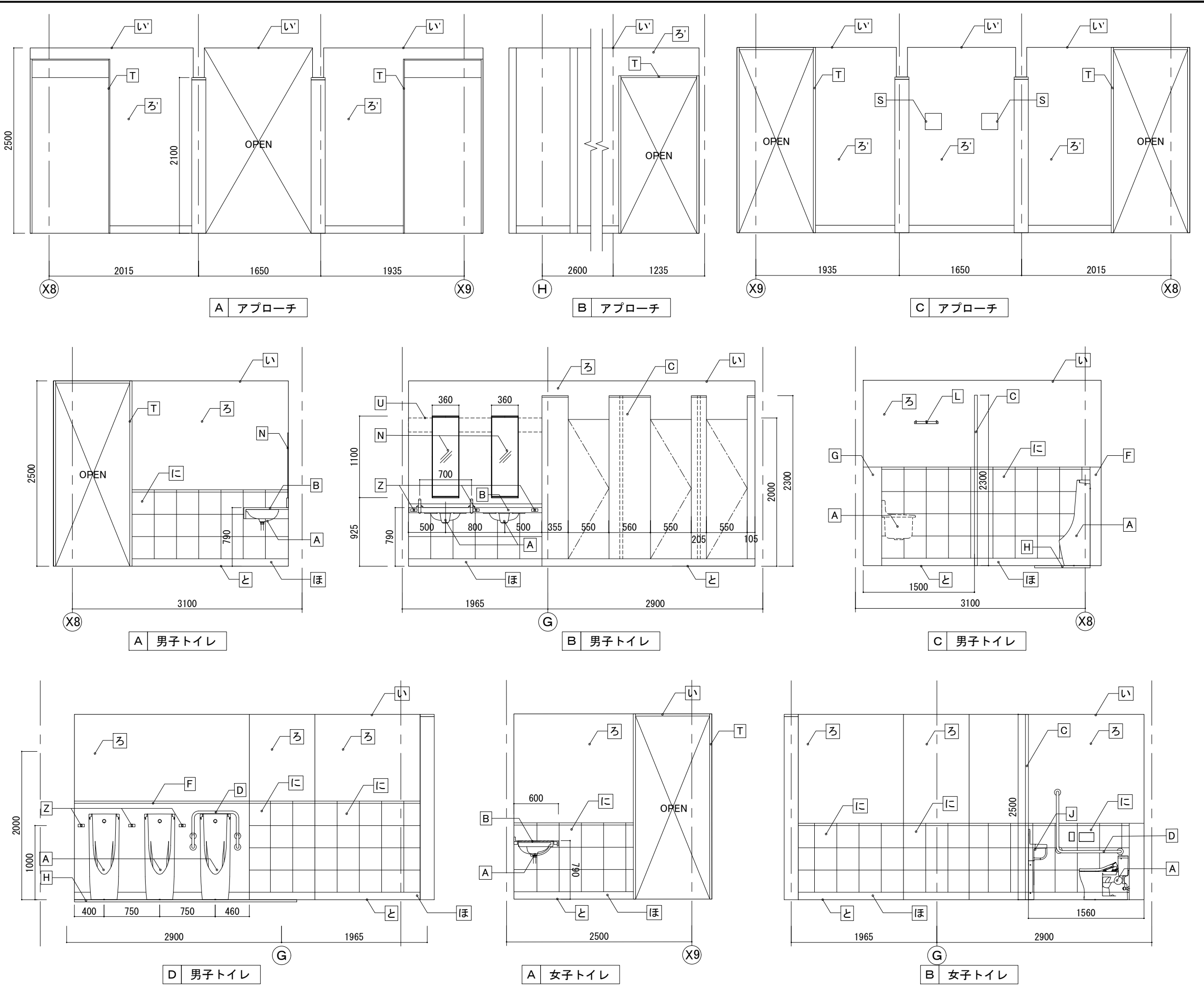
Labels:

- 男子多機能トイレ (Men's Multi-functional Toilet)
- 女子多機能トイレ (Women's Multi-functional Toilet)
- 男子トイレ (Men's Toilet)
- 女子トイレ (Women's Toilet)
- アプローチ (Approach)
- イ (I)
- ウ (U)
- エ (E)
- オ (O)
- カ (Ka)
- キ (Ki)
- ク (Ku)
- ケ (Ke)
- コ (Ko)
- サ (Sa)
- シ (Shi)
- ス (Su)
- セ (Se)
- ソ (So)
- タ (Ta)
- チ (Chi)
- ツ (Ts)
- テ (Te)
- ト (To)
- ナ (Na)
- ニ (Ni)
- ノ (No)
- ハ (Ha)
- ヒ (Hi)
- フ (Fu)
- ヘ (He)
- ホ (Ho)
- マ (Ma)
- ミ (Mi)
- ム (Mu)
- メ (Me)
- モ (Mo)
- ヤ (Ya)
- ユ (Yu)
- ヨ (Yo)
- ラ (Ra)
- リ (Li)
- ル (Ru)
- レ (Re)
- ロ (Ro)
- ワ (Wa)
- ヰ (Pi)
- ヱ (Ei)
- ヲ (Wa)
- ヲ (Pi)
- ン (Su)
- ヴ (Te)
- ヵ (To)
- ヶ (Ka)
- ヷ (Ki)
- ヸ (Ku)
- ヹ (Ke)
- ヺ (Ko)
- ・ (Sa)
- ー (Shi)
- ヽ (Su)
- ヾ (Se)
- ヿ (So)
- ヰ (Ta)
- ヱ (Chi)
- ヲ (Ts)
- ン (Te)
- ヴ (To)
- ヵ (Na)
- ヶ (Ni)
- ヷ (No)
- ヸ (Ha)
- ヹ (Hi)
- ヺ (Fu)
- ・ (He)
- ー (Ho)
- ヽ (Ma)
- ヾ (Mi)
- ヿ (Mu)
- ヰ (Me)
- ヱ (Mo)
- ヲ (Ya)
- ン (Yu)
- ヴ (Yo)
- ヵ (Ra)
- ヶ (Li)
- ヷ (Ru)
- ヸ (Re)
- ヹ (Lo)
- ヺ (Wa)
- ・ (Pi)
- ー (Ei)
- ヽ (Wa)
- ヾ (Pi)
- ヿ (Su)
- ヰ (Te)
- ヱ (To)
- ヲ (Ka)
- ン (Ki)
- ヴ (Ku)
- ヵ (Ke)
- ヶ (Ko)
- ヷ (Sa)
- ヸ (Shi)
- ヹ (Su)
- ヺ (Se)
- ・ (So)
- ー (Ta)
- ヽ (Chi)
- ヾ (Ts)
- ヿ (Te)
- ヰ (To)
- ヱ (Na)
- ヲ (Ni)
- ン (No)
- ヴ (Ha)
- ヵ (Hi)
- ヶ (Fu)
- ヷ (He)
- ヸ (Ho)
- ヹ (Ma)
- ヺ (Mi)
- ・ (Mu)
- ー (Me)
- ヽ (Mo)
- ヾ (Ya)
- ヿ (Yu)
- ヰ (Yo)
- ヱ (Ra)
- ヲ (Li)
- ン (Ru)
- ヴ (Re)
- ヵ (Lo)
- ヶ (Wa)
- ヷ (Pi)
- ヸ (Ei)
- ヹ (Wa)
- ヺ (Pi)
- ・ (Su)
- ー (Te)
- ヽ (To)
- ヾ (Ka)
- ヿ (Ki)
- ヰ (Ku)
- ヱ (Ke)
- ヲ (Ko)
- ン (Sa)
- ヴ (Shi)
- ヵ (Su)
- ヶ (Se)
- ヷ (So)
- ヸ (Ta)
- ヹ (Chi)
- ヺ (Ts)
- ・ (Te)
- ー (To)
- ヽ (Na)
- ヾ (Ni)
- ヿ (No)
- ヰ (Ha)
- ヱ (Hi)
- ヲ (Fu)
- ン (He)
- ヴ (Ho)
- ヵ (Ma)
- ヶ (Mi)
- ヷ (Mu)
- ヸ (Me)
- ヹ (Mo)
- ヺ (Ya)
- ・ (Yu)
- ー (Yo)
- ヽ (Ra)
- ヾ (Li)
- ヿ (Ru)
- ヰ (Re)
- ヱ (Lo)
- ヲ (Wa)
- ン (Pi)
- ヴ (Ei)
- ヵ (Wa)
- ヶ (Pi)
- ヷ (Su)
- ヸ (Te)
- ヹ (To)
- ヺ (Ka)
- ・ (Ki)
- ー (Ku)
- ヽ (Ke)
- ヾ (Ko)
- ヿ (Sa)
- ヰ (Shi)
- ヱ (Su)
- ヲ (Se)
- ン (So)
- ヴ (Ta)
- ヵ (Chi)
- ヶ (Ts)
- ヷ (Te)
- ヸ (To)
- ヹ (Na)
- ヺ (Ni)
- ・ (No)
- ー (Ha)
- ヽ (Hi)
- ヾ (Fu)
- ヿ (He)
- ヰ (Ho)
- ヱ (Ma)
- ヲ (Mi)
- ン (Mu)
- ヴ (Me)
- ヵ (Mo)
- ヶ (Ya)
- ヷ (Yu)
- ヸ (Yo)
- ヹ (Ra)
- ヺ (Li)
- ・ (Ru)
- ー (Re)
- ヽ (Lo)
- ヾ (Wa)
- ヿ (Pi)
- ヰ (Ei)
- ヱ (Wa)
- ヲ (Pi)
- ン (Su)
- ヴ (Te)
- ヵ (To)
- ヶ (Ka)
- ヷ (Ki)
- ヸ (Ku)
- ヹ (Ke)
- ヺ (Ko)
- ・ (Sa)
- ー (Shi)
- ヽ (Su)
- ヾ (Se)
- ヿ (So)
- ヰ (Ta)
- ヱ (Chi)
- ヲ (Ts)
- ン (Te)
- ヴ (To)
- ヵ (Na)
- ヶ (Ni)
- ヷ (No)
- ヸ (Ha)
- ヹ (Hi)
- ヺ (Fu)
- ・ (He)
- ー (Ho)
- ヽ (Ma)
- ヾ (Mi)
- ヿ (Mu)
- ヰ (Me)
- ヱ (Mo)
- ヲ (Ya)
- ン (Yu)
- ヴ (Yo)
- ヵ (Ra)
- ヶ (Li)
- ヷ (Ru)
- ヸ (Re)
- ヹ (Lo)
- ヺ (Wa)
- ・ (Pi)
- ー (Ei)
- ヽ (Wa)
- ヾ (Pi)
- ヿ (Su)
- ヰ (Te)
- ヱ (To)
- ヲ (Ka)
- ン (Ki)
- ヴ (Ku)
- ヵ (Ke)
- ヶ (Ko)
- ヷ (Sa)
- ヸ (Shi)
- ヹ (Su)
- ヺ (Se)
- ・ (So)
- ー (Ta)
- ヽ (Chi)
- ヾ (Ts)
- ヿ (Te)
- ヰ (To)
- ヱ (Na)
- ヲ (Ni)
- ン (No)
- ヴ (Ha)
- ヵ (Hi)
- ヶ (Fu)
- ヷ (He)
- ヸ (Ho)
- ヹ (Ma)
- ヺ (Mi)
- ・ (Mu)
- ー (Me)
- ヽ (Mo)
- ヾ (Ya)
- ヿ (Yu)
- ヰ (Yo)
- ヱ (Ra)
- ヲ (Li)
- ン (Ru)
- ヴ (Re)
- ヵ (Lo)
- ヶ (Wa)
- ヷ (Pi)
- ヸ (Ei)
- ヹ (Wa)
- ヺ (Pi)
- ・ (Su)
- ー (Te)
- ヽ (To)
- ヾ (Ka)
- ヿ (Ki)
- ヰ (Ku)
- ヱ (Ke)
- ヲ (Ko)
- ン (Sa)
- ヴ (Shi)
- ヵ (Su)
- ヶ (Se)
- ヷ (So)
- ヸ (Ta)
- ヹ (Chi)
- ヺ (Ts)
- ・ (Te)
- ー (To)
- ヽ (Na)
- ヾ (Ni)
- ヿ (No)
- ヰ (Ha)
- ヱ (Hi)
- ヲ (Fu)
- ン (He)
- ヴ (Ho)
- ヵ (Ma)
- ヶ (Mi)
- ヷ (Mu)
- ヸ (Me)
- ヹ (Mo)
- ヺ (Ya)
- ・ (Yu)
- ー (Yo)
- ヽ (Ra)
- ヾ (Li)
- ヿ (Ru)
- ヰ (Re)
- ヱ (Lo)
- ヲ (Wa)
- ン (Pi)
- ヴ (Ei)
- ヵ (Wa)
- ヶ (Pi)
- ヷ (Su)
- ヸ (Te)
- ヹ (To)
- ヺ (Ka)
- ・ (Ki)
- ー (Ku)
- ヽ (Ke)
- ヾ (Ko)
- ヿ (Sa)
- ヰ (Shi)
- ヱ (Su)
- ヲ (Se)
- ン (So)
- ヴ (Ta)
- ヵ (Chi)
- ヶ (Ts)
- ヷ (Te)
- ヸ (To)
- ヹ (Na)
- ヺ (Ni)
- ・ (No)
- ー (Ha)
- ヽ (Hi)
- ヾ (Fu)
- ヿ (He)
- ヰ (Ho)
- ヱ (Ma)
- ヲ (Mi)
- ン (Mu)
- ヴ (Me)
- ヵ (Mo)
- ヶ (Ya)
- ヷ (Yu)
- ヸ (Yo)
- ヹ (Ra)
- ヺ (Li)
- ・ (Ru)
- ー (Re)
- ヽ (Lo)
- ヾ (Wa)
- ヿ (Pi)
- ヰ (Ei)
- ヱ (Wa)
-

天井伏図	図面番号 D - 14	区分 建築
	年月 2025年 3月	

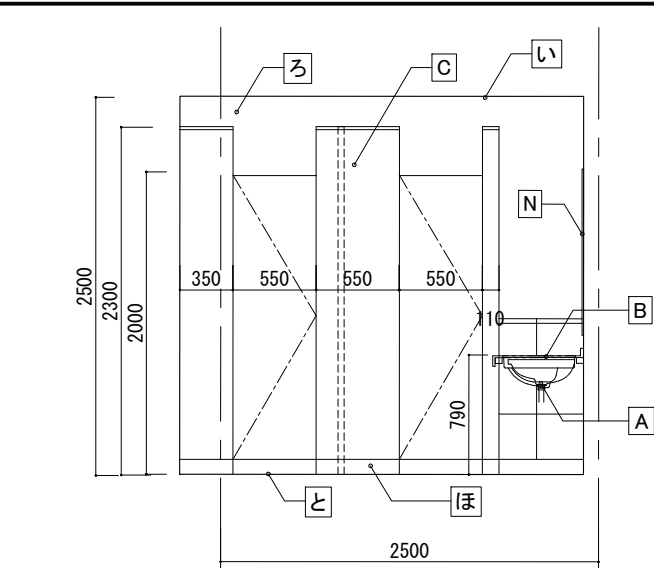


改修後 工事項目			
番号	工事項目	番号	工事項目
A	((衛生陶器:新設))	O	棚板:新設
B	洗面台:新設	P	ダストボックス:新設
C	トイレブース:新設	Q	((鍵付紙巻器:新設))
D	手すり:新設 (A)-(D)	R	((掃除口:新設))
E	面台(洋便器):新設 <6-28-3>K	S	サイン(触知図):新設
F	面台(小便器):新設 <6-28-3>K	S'	サイン:再取付 [清掃 サビ除去]
G	面台(SK):新設 <6-28-3>K	T	三方枠:美装 (大理石)
H	汚垂石:新設	U	壁:補修 照明ボックス:撤去跡
I	ベビーベッド:新設	V	ルーバー材:再取付
J	ベビーチェア:新設	W	((汚物入れ:新設))
K	((ハンドドライヤー:新設))	X	塩ビシート:貼付
L	フック:新設	Y	小物トレイ:新設
M	タオル掛け:新設	Z	傘・杖ホルダー:新設
N	化粧鏡:新設	AA	((リモコン ※擬音装置付:新設))
い	天井:新設 [(DR(12)-GBR(9.5)-LGS)] (*)は板厚を示す		
い'	天井:塗装替 [CM-(DR-GBR-LGS)]		
ろ	壁: [EPG-(多彩模様塗料)]		
ろ'	壁: [EP-(多彩模様塗料)]		
は	腰壁: [(50T-M-RC)] 一部[50T]補修 6㎡ (3㎡/室) 程度		
に	腰壁: [美装-(大理石貼)]		
ほ	巾木:新設 [SUS巾木-調整M-(RC)] H 100		
へ	巾木:新設 [SUS巾木-調整M-(RC)] H 100		
と	床:新設 [VS-調整M-(300T)]		
改修後 仕上表			
室名	アプローチ	天井高	2,500
天井	[CM-(DR(12)-GBR(9.5)-LGS)] (*)は板厚を示す		
壁	[EP-(多彩模様塗料-RC)]		
腰壁	--		
巾木	[木巾木-(RC)] H 100		
床	[美装-(フローリング-M-LC)]		
備考			
室名	男子トイレ	天井高	2,500
天井	[DR(12)-GBR(9.5)-LGS] (*)は板厚を示す		
壁	[EPG-(多彩模様塗料)]		
腰壁	[美装-(大理石貼)] H 1,330まで		
巾木	[SUS巾木-調整M-(RC)] H 100		
床	[VS-調整M-(LC)]		
備考	シートクリーナー:取外し・再取付		
室名	女子トイレ	天井高	2,500
天井	[DR(12)-GBR(9.5)-LGS] (*)は板厚を示す		
壁	[EPG-(多彩模様塗料)]		
腰壁	[美装-(大理石貼)] H 1,030まで		
巾木	[SUS巾木-調整M-(RC)] H 100		
床	[VS-調整M-(LC)]		
備考	シートクリーナー:取外し・再取付		
室名	男子多機能トイレ・女子多機能トイレ	天井高	2,500
天井	[DR(12)-GBR(9.5)-LGS] (*)は板厚を示す		
壁	[美装-(50T-M-RC)]		
腰壁	--		
巾木	SUS巾木-調整M-(RC) H 100		
床	[VS-調整M-(LC)]		
備考	シートクリーナー:取外し・再取付		
-凡例-			
✕	:撤去を示す	((**))	:設備工事を示す
▨	:撤去範囲を示す		
NTTファシリティーズ		株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト) 第14884号	

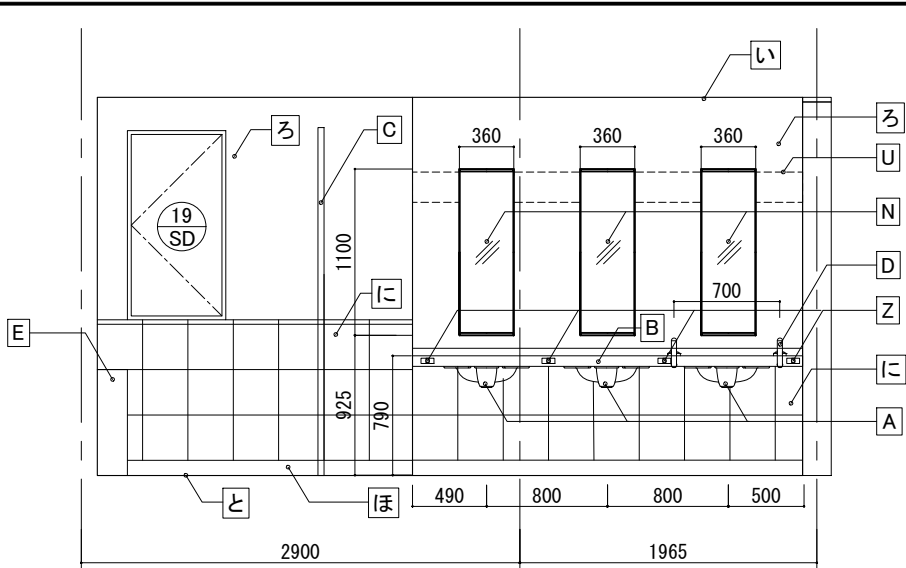


NTTファシリティーズ	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト) 第14884号	一級建築士登録 第 332141号 森 良太	一級建築士登録 第 393114号 新地 暁太	担当	特記	工事名 大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事	図面名 改修後 展開図 1	図面番号 D - 15	区分 建築
		一級建築士登録 第 356842号 里見 和則			管理番号 4HM-12-0TE-1		縮尺 A1: 1/ A3: 1/50	年月 2025年 3月	

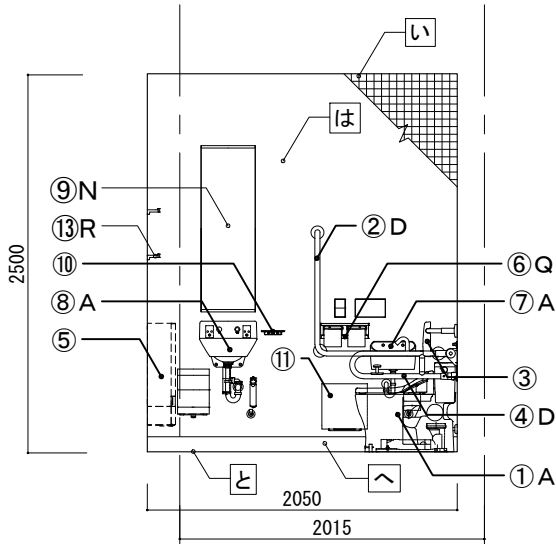
改修後 工事項目			
番号	工事項目	番号	工事項目
A	((衛生陶器:新設))	O	棚板:新設
B	洗面台:新設	P	ダストボックス:新設
C	トイレブース:新設	Q	((鍵付紙巻器:新設))
D	手すり:新設 (A)-(D)	R	((掃除口:新設))
E	面台(洋便器):新設 <6-28-3>K	S	サイン(触知図):新設
F	面台(小便器):新設 <6-28-3>K	S'	サイン:再取付 [清掃 サビ除去]
G	面台(SK):新設 <6-28-3>K	T	三方枠:美装 (大理石)
H	汚垂石:新設	U	壁:補修 照明ボックス:撤去跡
I	ベビーベッド:新設	V	ルーバー材:再取付
J	ベビーチェア:新設	W	((汚物入れ:新設))
K	((ハンドドライヤー:新設))	X	塩ビシート:貼付
L	フック:新設	Y	小物トレー:新設
M	タオル掛け:新設	Z	傘・杖ホルダー:新設
N	化粧鏡:新設	AA	((リモコン ※擬音装置付:新設))
い	天井:新設 [(DR(12)-GBR(9.5)-LGS)]		(*)は板厚を示す
い'	天井:塗装替 [CM-(DR-GBR-LGS)]		
ろ	壁: [EPG-(多彩模様塗料)]		
ろ'	壁: [EP-(多彩模様塗料)]		
は	腰壁: [(50T-M-RC)]	一部[50T]補修 6㎡ (3㎡/室) 程度	
に	腰壁: [美装-(大理石貼)]		
ほ	巾木:新設 [SUS巾木-調整M-(RC)]	H 100	
へ	巾木:新設 [SUS巾木-調整M-(RC)]	H 100	
と	床:新設 [VS-調整M-(300T)]		
改修後 仕上表			
室名	アプローチ	天井高	2,500
天井	[CM-(DR(12)-GBR(9.5)-LGS)]		(*)は板厚を示す
壁	[EP-(多彩模様塗料-RC)]		
腰壁	--		
巾木	[木巾木-(RC)]		H 100
床	[美装-(フローリング-M-LC)]		
備考			
室名	男子トイレ	天井高	2,500
天井	[DR(12)-GBR(9.5)-LGS]		(*)は板厚を示す
壁	[EPG-(多彩模様塗料)]		
腰壁	[美装-(大理石貼)]		H 1,330まで
巾木	[SUS巾木-調整M-(RC)]		H 100
床	[VS-調整M-(LC)]		
備考	シートクリーナー:取外し・再取付		
室名	女子トイレ	天井高	2,500
天井	[DR(12)-GBR(9.5)-LGS]		(*)は板厚を示す
壁	[EPG-(多彩模様塗料)]		
腰壁	[美装-(大理石貼)]		H 1,030まで
巾木	[SUS巾木-調整M-(RC)]		H 100
床	[VS-調整M-(LC)]		
備考	シートクリーナー:取外し・再取付		
室名	男子多機能トイレ・女子多機能トイレ	天井高	2,500
天井	[DR(12)-GBR(9.5)-LGS]		(*)は板厚を示す
壁	[美装-(50T-M-RC)]		
腰壁	--		
巾木	SUS巾木-調整M-(RC)		H 100
床	[VS-調整M-(LC)]		
備考	シートクリーナー:取外し・再取付		
-凡例-			
✕	:撤去を示す	((**))	:設備工事を示す
▨	:撤去範囲を示す		
 NTTファシリティーズ		株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト) 第14884号	



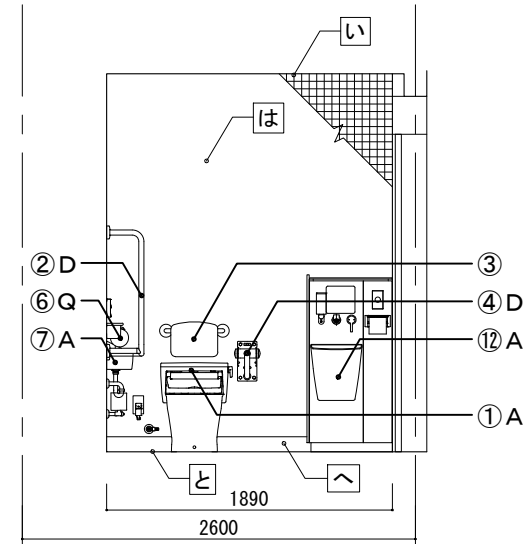
C 女子トイレ



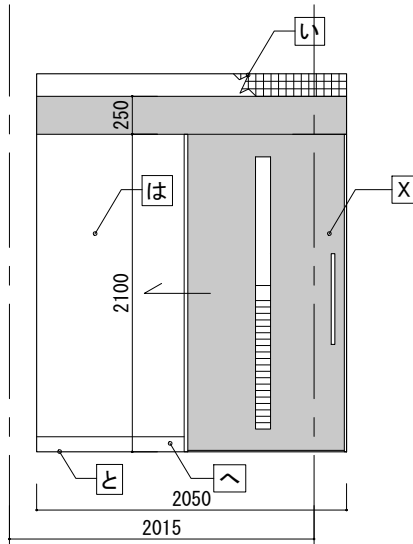
D 女子トイレ



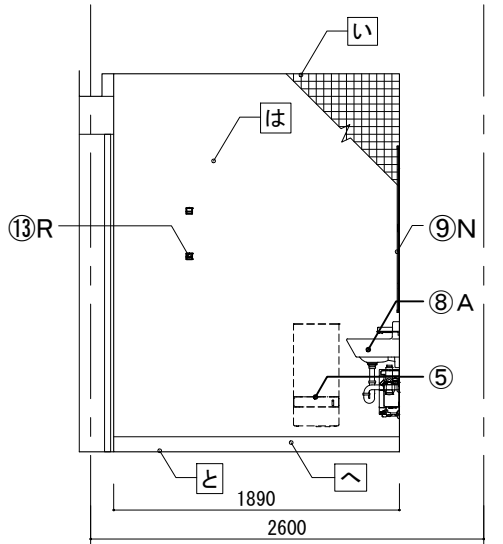
A 男子多機能トイレ



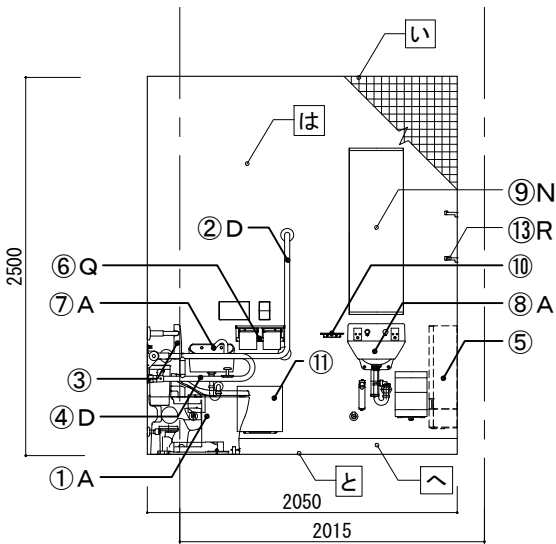
B 男子多機能トイレ



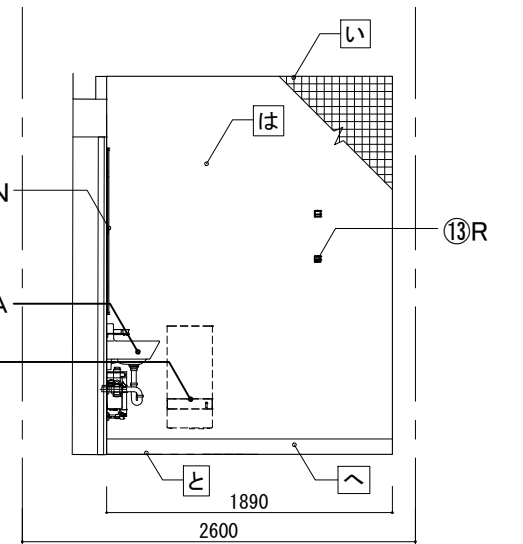
C 男子多機能トイレ



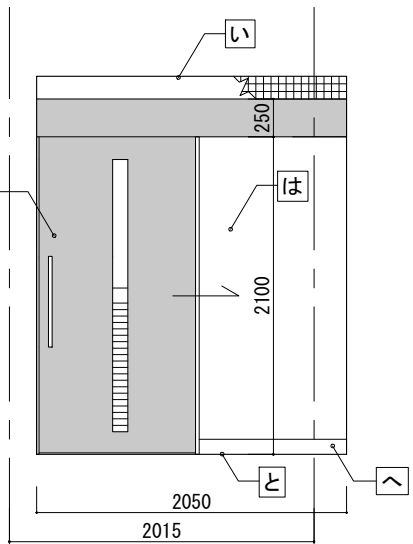
D 男子多機能トイレ



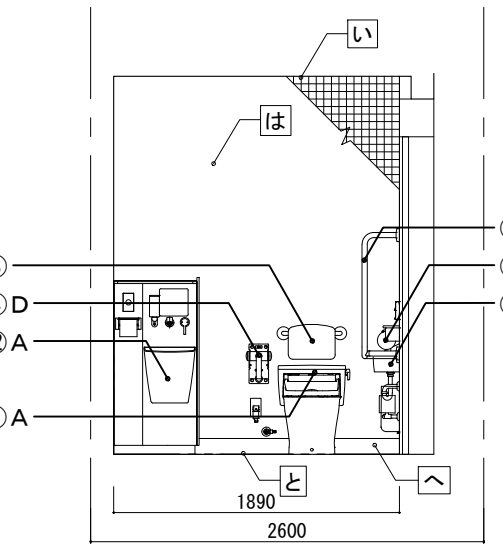
A 女子多機能トイレ



B 女子多機能トイレ

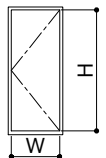


C 女子多機能トイレ



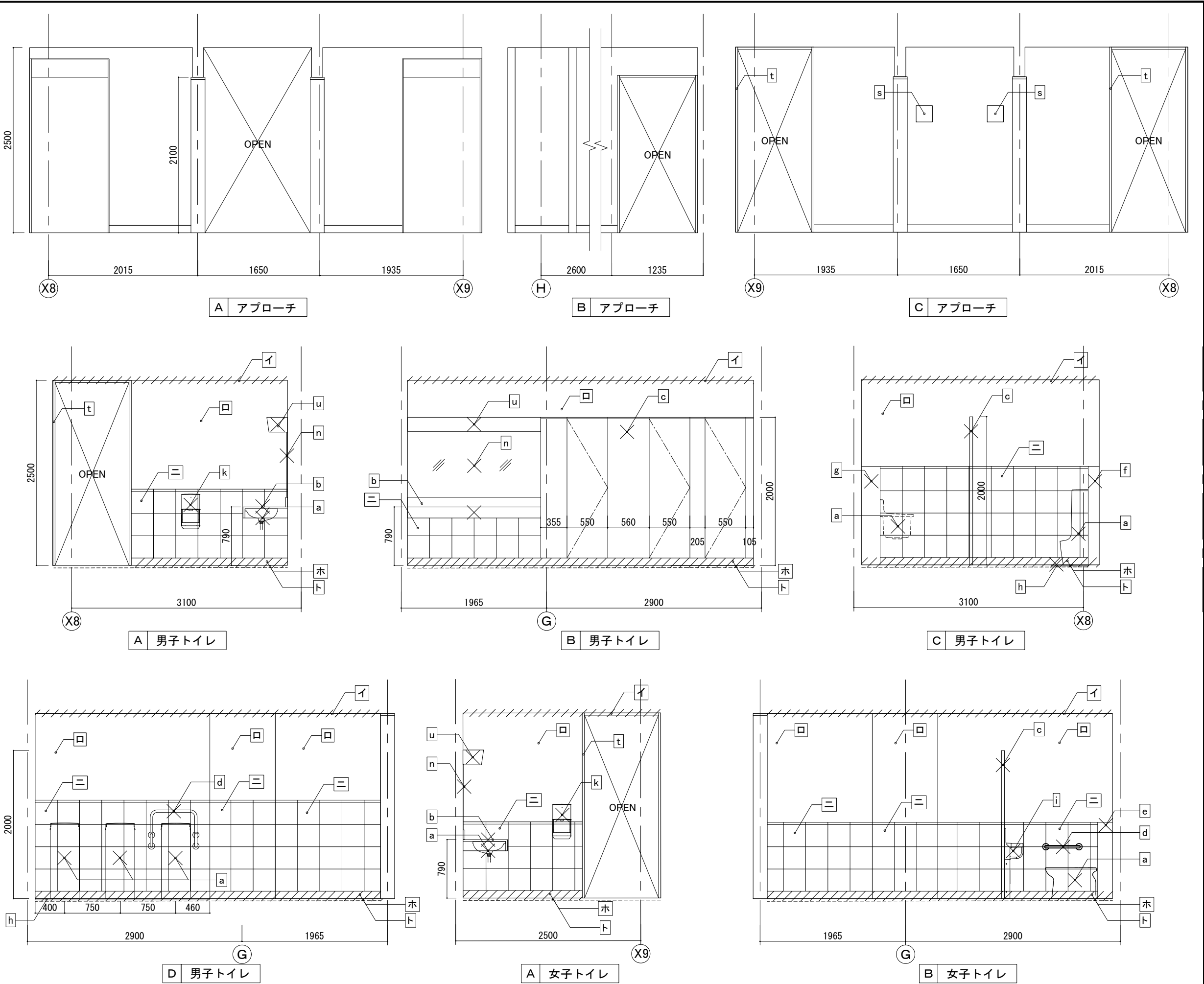
D 女子多機能トイレ

改修建具表	
記号	19 SD 塗
型 式	片開き両面フラッシュ扉
寸法・見込	600x1,200 100
数 量	1
位 置	女子トイレ内PS
改修内容	建具:1U塗替 (片面)
	枠:1U塗替



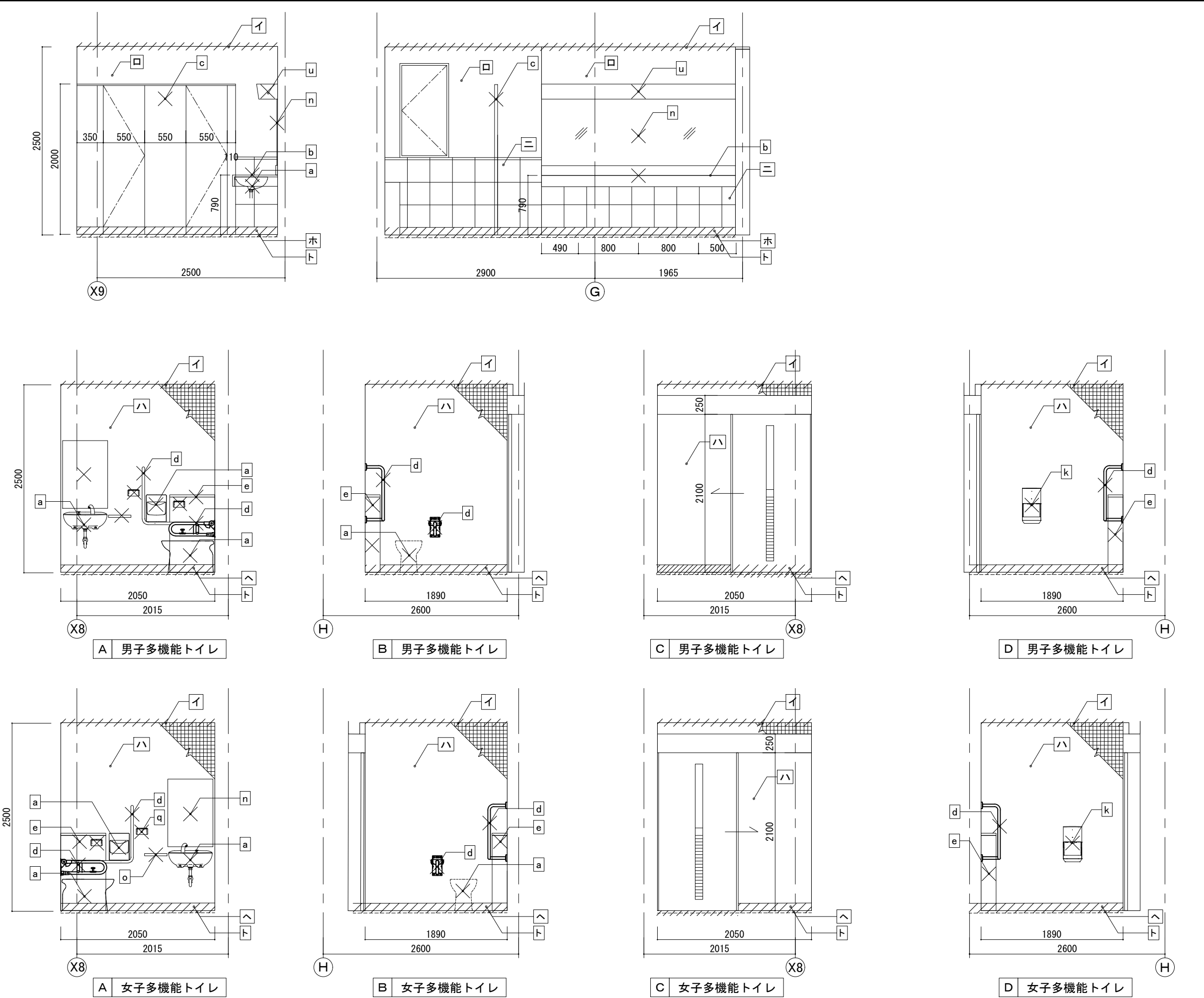
	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト) 第14884号	一級建築士登録 第 332141号 森 良太	一級建築士登録 第 393114号 新地 暁太	担当	特記	工事名 大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事	図面名 改修後 展開図 2	図面番号 D - 16	区分 建築
		一級建築士登録 第 356842号 里見 和則			管理番号 4HM-12-0TE-1		縮尺 A1: 1/ A3: 1/50	年月 2025年 3月	

改修前 工事項目			
番号	工 事 項 目	番号	工 事 項 目
a	《《衛生陶器:撤去》》	o	棚板:撤去
b	洗面台:撤去	p	ダストボックス:撤去
c	トイレブース:撤去	q	《《紙巻器:撤去》》
d	手すり:撤去 (A)-(D)	r	《《床排水・掃除口:撤去》》
e	面台(洋便器):撤去	s	サイン(触知図):撤去
f	面台(小便器):撤去	s'	サイン:取外し
g	面台(SK):撤去	t	三方枠:(大理石)
h	汚垂石:撤去	u	照明ボックス:撤去
i	ベビーベッド:撤去	v	ルーバー材:取外し
j	ベビーチェア:撤去	w	《《汚物入れ:撤去》》
k	《《ハンドドライヤー:撤去》》		
l	フック:撤去		
m	タオル掛け:撤去		
n	化粧鏡:撤去		
イ	天井:撤去 [DR(12)-GBR(9.5)-LGS] (*)は板厚を示す		
ロ	壁: [[多彩模様塗料-RC]]		
ハ	壁: [[50T-M-RC]]		
ニ	腰壁: [(大理石-RC)] H 1,330まで		
ホ	巾木:撤去 [大理石-RC)] H 100		
ヘ	巾木:撤去 [50T-RC)] H 100		
ト	床:撤去 [300T-M-RC)]		
改修前 仕上表			
室名	アプローチ	天井高	2,500
天井	[DR(12)-GBR(9.5)-LGS] (*)は板厚を示す		
壁	[(多彩模様塗料-RC)]		
腰壁	--		
巾木	[木巾木-RC)] H 100		
床	[(フローリング-M-LC)]		
備考			
室名	男子トイレ	天井高	2,500
天井	[DR(12)-GBR(9.5)-LGS] (*)は板厚を示す		
壁	[(多彩模様塗料-RC)]		
腰壁	[(大理石貼-RC)] H 1,330まで		
巾木	[大理石貼-RC)] H 100		
床	[300T-M-RC)]		
備考			
室名	女子トイレ	天井高	2,500
天井	[DR(12)-GBR(9.5)-LGS] (*)は板厚を示す		
壁	[(多彩模様塗料-RC)]		
腰壁	[(大理石貼-RC)] H 1,030まで		
巾木	[大理石貼-RC)] H 100		
床	[300T-M-RC)]		
備考			
室名	男子多機能トイレ・女子多機能トイレ	天井高	2,500
天井	[DR(12)-GBR(9.5)-LGS] (*)は板厚を示す		
壁	[(50T-M-RC)]		
腰壁	--		
巾木	[50T-M-RC)] H 100		
床	[300T-M-RC)]		
備考			
-凡例-			
✕	:撤去を示す	((**))	:設備工事を示す
////	:撤去範囲を示す		
NTTファシリティーズ		株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト) 第14884号	



NTTファシリティーズ	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト) 第14884号	一級建築士登録 第 332141号 森 良太	一級建築士登録 第 393114号 新地 暁太	担当	特記	工事名 大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事	図面名 改修前 展開図 1	図面番号 D - 17	区分 建築
		一級建築士登録 第 356842号 里見 和則			管理番号 4HM-12-0TE-1		縮尺 A1: 1/ A3: 1/50	年月 2025年 3月	

改修前 工事項目			
番号	工事項目	番号	工事項目
a	《《衛生陶器:撤去》》	o	棚板:撤去
b	洗面台:撤去	p	ダストボックス:撤去
c	トイレブース:撤去	q	《《紙巻器:撤去》》
d	手すり:撤去 (A)-(D)	r	《《床排水・掃除口:撤去》》
e	面台(洋便器):撤去	s	サイン(触知図):撤去
f	面台(小便器):撤去	s'	サイン:取外し
g	面台(SK):撤去	t	三方枠:(大理石)
h	汚垂石:撤去	u	照明ボックス:撤去
i	ベビーベッド:撤去	v	ルーバー材:取外し
j	ベビーチェア:撤去	w	《《汚物入れ:撤去》》
k	《《ハンドドライヤー:撤去》》		
l	フック:撤去		
m	タオル掛け:撤去		
n	化粧鏡:撤去		
イ	天井:撤去 [DR(12)-GBR(9.5)-LGS] (*)は板厚を示す		
ロ	壁: [[多彩模様塗料-RC]]		
ハ	壁: [[50T-M-RC]]		
ニ	腰壁: [[大理石-RC]] H 1,330まで		
ホ	巾木:撤去 [大理石-RC]] H 100		
ヘ	巾木:撤去 [50T-RC]] H 100		
ト	床:撤去 [300T-M-(LC)]		
改修前 仕上表			
室名	アプローチ	天井高	2,500
天井	[DR(12)-GBR(9.5)-LGS] (*)は板厚を示す		
壁	[[多彩模様塗料-RC]]		
腰壁	—		
巾木	[木巾木-RC]] H 100		
床	[(フローリング-M-LC)]		
備考			
室名	男子トイレ	天井高	2,500
天井	[DR(12)-GBR(9.5)-LGS] (*)は板厚を示す		
壁	[[多彩模様塗料-RC]]		
腰壁	[[大理石貼-RC]] H 1,330まで		
巾木	[大理石貼-RC]] H 100		
床	[300T-M-(LC)]		
備考			
室名	女子トイレ	天井高	2,500
天井	[DR(12)-GBR(9.5)-LGS] (*)は板厚を示す		
壁	[[多彩模様塗料-RC]]		
腰壁	[[大理石貼-RC]] H 1,030まで		
巾木	[大理石貼-RC]] H 100		
床	[300T-M-(LC)]		
備考			
室名	男子多機能トイレ・女子多機能トイレ	天井高	2,500
天井	[DR(12)-GBR(9.5)-LGS] (*)は板厚を示す		
壁	[[50T-M-RC]]		
腰壁	—		
巾木	[50T-M-RC]] H 100		
床	[300T-M-(LC)]		
備考			
-凡例-			
✕	:撤去を示す	《《**》》	:設備工事を示す
〰〰〰	:撤去範囲を示す		
NTTファシリティーズ		株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト) 第14884号	



	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト) 第14884号	一級建築士登録 第 332141 号 森 良太	一級建築士登録 第 393114 号 新地 暁太	担当	特記	工事名 大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事	図面名 改修前 展開図 2	図面番号 D - 18	区分 建築
		一級建築士登録 第 356842 号 里見 和則			管理番号 4HM-12-0TE-1				

I. 工事概要

1. 工事概要

工事名称	大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事
建築主	大阪市博物館機構
住所	大阪市東住吉区長居公園1-23
着工及び竣工年月日	—
確認申請 確認日	—
確認番号	—
地名地番	—
住居表示	—
用途地域	—
防災地域	—
その他の区域、地区等	—
工事種別	改修工事

2. 建物概要

(●印の付いたものを適用する。○印のついたものは適用しない。)

敷地面積	—
建築面積	—
延床面積	—
容積対象外面積	—
容積対象床面積	—
階数	地下 1 階・地上 3 階
基礎形式	○直接基礎 ○杭基礎
構造種別	S造、SRC造
構法種別	○耐震構造 ○制震構造 ○免震構造
高さ	—
主要用途	博物館
消防法別表	—
塩害地域	●該当なし ○耐塩害 ○耐重塩害
耐火構造種別	●耐火構造 ○準耐火構造 ○その他

3. 工事種目

設備項目（●印の付いたものを適用する。○印のついたものは適用しない。）

建物別及び屋外		工事種別			
工事種別		改修			
電気設備工事					
●	電灯設備	一式			
○	動力設備				
○	電熱設備				
○	雷保護設備				
○	航空障害灯設備				
○	電気自動車充電設備				
○	受変電設備				
○	電力貯蔵設備				
○	発電設備				
○	構内情報通信網設備				
○	構内交換設備				
○	情報表示設備				
○	映像・音響設備				
●	拡声設備	一式			
●	誘導支援設備	一式			
○	テレビ共同受信設備				
○	テレビ電波障害防除設備				
○	監視カメラ設備				
○	駐車場管制設備				
●	火災報知設備	一式			
○	防犯・入退室管理設備				
○	中央監視制御設備				
○	構内配電線路				
○	構内通信線路				
●	撤去工事	一式			

4. 関連する別途工事

Ⅱ 電気設備工事仕様

1. 共通仕様

- (1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版」（以下、「標仕」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和4年版」（以下「標準図」という。）による。
- (2) 各工事において、関連のある事項はそれぞれの公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編）令和4年版及び公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和4年版による。また改修工事が発生する場合「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版」を適用する。
- (3) その他の適用図書類は下記による。
- 電気設備工事監理指針 令和4年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 機械設備工事監理指針 令和4年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説（JASS）
- 営繕工事写真撮影要領（平成28年版）による工事写真撮影ガイドブック平成30年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿（令和4年版）
- 営繕工事電子納品要領（令和3年改定）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設省大臣官房技術参事官通達昭和62.3改正）
- 建築設備耐震設計・施工指針 2014年版（独立行政法人 建築研究所監修）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準および同解説 令和3年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 建築設備設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部設備課監修）平成30年版
- 建築設備設計・施工上の運用指示（国土交通大臣住宅局建築指導課監修）

2. 適用法令

適用法令は下記による。

建築基準法
消防法
火災予防条例（大阪市）
危険物の規制に関する政令
水道法

下水道法
浄化槽法
水質汚濁防止法
ガス事業法
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
高圧ガス保安法
電気事業法
電気設備技術基準
電気用品安全法
騒音規制法
振動規制法
悪臭防止法
大気汚染防止法
エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
建築物環境計画書制度
建築物環境配慮制度（CASBEE）
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
計量法
駐車場法
航空法
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
労働安全衛生法
住宅品質確保法
その他本工事に關わる関連法規及び規程

3. 特記仕様

- (1) 項目は、●印および※印の付いたものを適用する。○印のついたものは適用しない。
- (2) 特記事項に記載の項目番号(章、節、記載)は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- (3) 本特記仕様書の項目、特記事項欄に記載のある【追加】、【追記】、【置換】は次による。
- ・【追加】：標仕に定めのない、本工事において追加した項目を示す。
 - ・【追記】：標仕に規定されている章・節・項に、規定を追加適用することを示す。
 - ・【置換】：標仕に規定されている一部もしくはすべてを置き換えて適用することを示す。

4. 建物条件

- (1) 階高
- 建物のそれぞれの階の階高は下表4-1による。
 - 建物のそれぞれの階の階高は設計図による。
- 表4-1 階高リスト

[illegible]

- (2) 地震力
- (ア) 局部震度法による設備機器の地震力
- 設計用水平地震力 F_H (設計用鉛直地震力 F_V) は設計用標準水平震度 K_S 地域係数 α および設備機器総重量 W (kN) を用いて次のように計算する。
- $$F_H = K_H \cdot W \text{ (kN)} \quad F_V = K_V \cdot W \text{ (kN)}$$
- ここに、 K_H : 設計用水平震度、 K_V : 設計用鉛直震度
- $$K_H = K_S \cdot Z \quad K_V = 1/2 \cdot K_H$$
- ここに、 Z : 設計用標準水平震度

地域係数 Z は、(1.0) とする。
設計用標準水平震度 K_S は下表4-2-1によるものとする。
なお、設計用水平地震力 F_H と設計用鉛直地震力 F_V は同時に作用するものとする。

設置場所	機器種別	● 特定の施設		○ 一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
		耐震クラス S	耐震クラス A	耐震クラス A	耐震クラス B
上層階・屋上及び搭屋	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	上記以外の機器	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	上記以外の機器	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	上記以外の機器	1.0	0.6	0.6	0.4

上層階・中間階の定義は次による。

2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4層とする。中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの（平屋建の場合は無し）

耐震クラス（S・A・B）の定義は「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版（独立行政法人 建築研究所監修）」による。

- (イ) 建築物の時刻歴応答解析が行われている場合の地震力
設計用水平地震力 F_E (設計用鉛直地震力 F_V) は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版 (独立行政法人 建築研究所監修) 本文 2.3節」に基づき表4-2-2による各階の
応答加加速度値 G_f (cm/s^2) を用いて計算する。
ただし、免震構造の建築物の設計用鉛直震度値が特に解析されていない場合には
局部震度法による設計用鉛直震度 K_V を用いる。
表4-2-2 各階の応答加加速度値 G_f (cm/s^2)

地震動レベル 階	中地震動時		大地震動時		備考
	X方向	Y方向	X方向	Y方向	

- (ウ) 重要機器
- 重要機器は次のものを示す。
- | | | |
|-------------------------|----------|-------------|
| ○ 防災センター(同様な部屋を含む)内設置機器 | | |
| ○ 配電盤 | ○ 発電装置 | ○ 直流電源装置 |
| ○ 交換機 | ○ 火災受信機 | ○ 分電盤 |
| ○ I T V 設備 | ○ 中央監視設備 | ○ 入退室管理設備 |
| ○ 中継端子盤 | | ○ 交流無停電電源装置 |
| | | ○ 動力制御盤 |
| | | ○ ケーブルラック |

- (3) 設備機器および設備部材の固定支持
設備機器および設備部材の固定や支持等は、すべて国土交通省国土技術政策総合研究所「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版(独立行政法人 建築研究所監修)」により行う。

- (4) 構造躯体の層間変形角
- 必要構造性能概要書による。
 - 下表4-4による。
- 表4-4 中地震動時および大地震動時の層間変形角

地震動レベル 階	中地震動時		大地震動時		備考
	X方向	Y方向	X方向	Y方向	
上層階①（ ～ ）					
上層階②（ ～ ）					
中間階①（ ～ ）					
中間階②（ ～ ）					
1階					

上層階・中間階の定義は、設計用標準震度と同様とする。

- (5) 免震構造変位量
免震層最大変位 mm クリアランス mm

- (6) 積雪荷重
- ☐ 必要構造性能概要書による
- ☐ 以下による
- 1) 垂直積雪量 _____ (cm) 2) 積雪の単位荷重 _____ (N/cm²/m²)
- 3) 積雪荷重 _____ (N/m²) 4) 多雪地域指定の有無 ☐ あり ☐ なし
- 5) 雪下ろしの必要の有無 ☐ あり (最大許容積雪量 _____ (cm)) ☐ なし

- (7) 水防レベル
○ 水位の指定なし ○ 設計水位: GL + () mm

- (8) 騒音振動規制
- (a) 騒地境界線における騒音規制値は以下による。
- 対象法令 (☐ 環境基準 ☐ 騒音規制法 ☐ 条例 ())
- | | 朝
()時～()時 | 昼間
()時～()時 | 夕
()時～()時 | 夜間
()時～()時 |
|-------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 1) 法令上の規制値 | dB(A) | dB(A) | dB(A) | dB(A) |
| 2) 本計画での基準値 | dB(A) | dB(A) | dB(A) | dB(A) |
| 3) 設計目標値 | dB(A) | dB(A) | dB(A) | dB(A) |

1) 法令上に定められた数値を示す。 2) 所管行政機関等との協議結果を示す。 3) 設計計算時の目標値を示す。
本工事では、3) 設計目標値を遵守すること。

- (b) 各室の許容騒音値は、下表4-7の値（目標値）以下とする。

設計目標騒音値	室 名
N C - 2 0	
N C - 2 5	
N C - 3 0	
N C - 3 5	
N C - 4 0	
N C - 4 5	

- (c) 遮音対策・防振支持を行う範囲は下記とする。

項目		対象範囲
遮音対策	配管	NC-35以下の室
	ダクト	NC-35以下の室
防振支持	配管	NC-35以下の室
	ダクト	NC-35以下の室

- 遮音対策は ○ 鉛シート・テープ 貼 (○ 1.0mm ○ 0.5mm ○ 0.3mm) ○ 遮音シート
○ 防振支持は ○ スプリング防振 ○ ゴム防振 ○ ゴムパッド
○ 防振架台の場合はダブルナットとする。
○ NC-20の室の対策は図示による。

	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 大阪府知事登録 (ト)第14884号	一級建築士登録 第 334621 号 黒瀬 英法	担当 中坪 大輔 平良 友誠	特記	工事名 大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事	図面名 特記仕様書 1	図面番号 E-特01	区分 電気
				管理番号 4HM-12-0TE-1			縮尺 A1 : N.S A3 : N.S	年月日 2025年 3月

1編 一般共通事項	第1章 一般事項			担当 中坪 大輔 平良 友誠	特記 管理番号 4HM-12-0TE-1	工事名 大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事	図面名 特記仕様書 2	図面番号 Eー特02 年月日 2025年 3月	区分 電気		
	● 1.1.2 用語の定義	【置換】 (ア) 「監理者」とは、この契約とは別に発注者・監理者間で締結された監理業務に関する委託契約書に記載された監理者またはその委任を受けて監理者の業務を代理して行うものを言う。標準仕様書及び改修工事標準仕様書に記載のある「監管職員」は「監理者」に読み替える。ただし、監理者が、この工事の管理業務を行う場合には、公共工事における監督職員の業務範囲としての会計法、地方自治法、各種条例等に定める義務をすべて追うものではない。 (イ) 「監理者に提出」とは、受注者等が監理者に対し、工事にかかわる書面又はその他の資料に日付を明記し、受注者押印(電磁的記録を含む)のうえ説明し、差し出すことをいう。 (ウ) 「工事検査」とは、契約書に基づく工事の完成の確認、部分払いの請求に係る出来形部分等の確認及び部分引き渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいう。なお、現場管理組織の監理者による「竣工検査」と監理者の本社などの検査要員による「完成検査」からなる。 【追記】 (イ) 「材料」とは、工事に使用する機器・材料・製品を総称していう。 (イ) 「受注者の検査」とは、工事の各段階で、材料または施工などについて受注者等自らが設計図書等との適否を判断することをいう。 (ウ) 「事業者」とは、受注者と工事請負契約を締結した発注者をいう。 (エ) 「書面」とは、記録(電磁的記録を含む)の残る文書を総称していう。	【追記】 (3) 監理者が監理方針を示した場合は、それに基づいて工事運営及び施工管理を行うものとする。 (4) 本工事の品質・工程・予算管理については、受注者による自主管理を原則とするが、発注者が管理方法、提出書類の書式、使用するソフトウェア等について指定する場合は、これに従うものとする。								
	● 1.1.3 官公署その他への届出手続等	【追記】 (4) 工事の各段階に必要な官公署その他への各種申請または届出の種別・手続き・時期などをあらかじめ調査したうえで、一覧表を作成して監理者に提出する。 (5) 本工事に必要な関係官庁の申請手続きは受注者が行い、その検査に関わる費用は申請費用を含み全て受注者の負担とする。 (6) 監理者の指示により、検査に必要な書類作成に協力すること。 (7) 検査前に検査対象工事の自主検査を事前に行之い、各種法規に適合していることを確認のうえ監理者へ報告すること。 (8) 確認申請などの変更に伴う、計算書・図面の作成支援を行うこと。 (9) 主要な届出手続きを下記に示す。	● 1.3.3 施工条件								
		届出先	届出書類							【置換】 (1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書(総合施工計画書)を作成し、監理者の承諾を受ける。内容は次による他、監理者の指示による。 (ア) 工事概要、施工管理体制、現場運営形態、工程計画・工程管理、品質管理計画、総合仮設計画、近隣対策、安全衛生管理計画 等 (イ) 計画書、施工図の一覧表を作成し、提出スケジュールを監理者と協議する。 【追記】 (6) 総合施工計画書は工事全体を通じて受注者等が行う工事組織の構成と運営、工事環境の整備と維持、工事請負契約に基づく監理者への対応などについて、本工事の固有の条件に適合した最適な方針を定めたものとする。また、監理者が監理方針書を示した場合は、それに基づいたものとする。 (7) 工種別の施工計画書を作成し、監理者に提出する。このうち設計図書に定めるもの、あるいは監理者に指示するものについては、監理者の承諾を受ける。	(イ) 次に掲げる事項は請負金額に含むものとする。 a) 負担金 ・ 本設の電力引込負担金は、 ○ 本工事に含む ● 本工事に含まない 本設引込み後、完成引渡しまでの間の電力・ガス・上下水道の基本料金及び使用料金は、各種機器の試運転に要する費用を含め、全て本工事に含むものとする。ただし、増築、建替えなどで、既設建物での電力受給契約が継続されている場合の電力基本料金は除く。 b) 電気主任技術者 工事期間中の電気主任技術者選任料(名義料の一切の費用)は ○ 本工事に含む ● 本工事に含まない c) 工事関係者利用の進入路及びやむを得ない通行止め 進入路は、工事着手前に道路管理者の立会いを受け、その維持管理に努める。万一破損等が生じた場合には、受注者の負担において速やかに現状復旧し、復旧工事完了後、監理者の承諾を得ること。 d) 工事関係車両の駐車禁止及び待機場所の確保 e) 仮設現場事務所・資材置場・工事車両の駐車場所 f) 必要箇所への仮設カーブミラーの設置 g) 工事中の第三者の損害防止 ・ 付近の構造物、道路、地下埋設物等に損害を与えない万全の処置 ・ 騒音、振動等については公害防止条例その他の規定に即した養生及び防止対策 ※ 第三者の生命、財産に損害が生じた場合及び第三者との間に紛議を生じた場合は、受注者において解決し、その費用を負担する。 h) 公共施設等(下水道管等)に影響を及ぼした場合の復旧 (ウ) 次に掲げる近隣対応は受注者が責任を持って行之い、その費用を負担する。 a) 工事着手前の近隣住戸写真の事前撮影及び調査 b) 騒音、振動、防塵 c) 土・日曜、祝祭日の作業の通知 d) 平日における夜間作業の通知 e) 近隣住民への説明会の開催(工事着手時を含む)並びに工程表の配布及び着工前近隣住民との間でかわす工事協定締結業務 f) 工事に起因する電波障害対策の速やかな実施 (エ) 別途工事の扱いは以下による。 別途工事の業者と十分調整を取り、工事、検査、引渡しに支障の無いようにすること。
	● 1.1.6 設計図書等の取扱い	【追記】 (3) 受注者は、発注者が本工事の見積り依頼にあたり開示した資料・情報等知り得た内容に関しては、発注者の承諾がある場合を除き、第三者に漏洩してはならない。契約終了後といえども同様の義務を負うものとする。 (4) 工事監理用図書として、工事着手後速やかに設計図(契約図)の縮小原図(A3サイズ)を作成すると共に、A3サイズの青焼きまたは白焼き製本を(5)部提出する。 (5) 施工図等や完成図を作成するために設計図のCAD・BIMデータを利用する場合は、監理者に申し出て、株式会社NTTファシリティーズとの貸与についての契約を別途取り交わすこと。設計図のCAD・BIMデータの著作権は株式会社NTTファシリティーズに帰属し、これを目的以外に利用してはならない。 (6) 施工図、製作図の著作権は発注者に移譲する。	● 1.3.9 発生材の処理等								
	● 1.1.7 関連工事等の調整	【追記】 (ア) 別に定めのない限り、関連工事の受注者に対し、次のものについて供与する。これらに関する費用の負担は、工事費に含むものとする。 (イ) 関連工事を行う場所への出入り及び安全管理等にかかわる費用 (イ) 足場・運搬設備・揚重設備・工事用電力・工事用給排水の利用 (イ) 障害となる仮設物を除き、貫通孔などの設置、ボルト、インサートなどの取り付け (イ) 関連工事用の機器、材料の取組みに必要な搬入口・通路などの設置・確保 (イ) 施工図・施工計画書などの作成に際し、関連工事との取り合い・納まりなどについて総合図を作成し、十分に調整を行う。テナント内装等本工事の工期内に行う別途工事は、相互間に協力し、官公署等の検査を受検できるよう建築工事受注者が運営管理の統括責任を負う。ただし、建築工事受注者がいない場合は本工事受注者が統括責任を負う。 (ウ) 発注者が、特定の工事業者若しくはメーカー(以下、「特定業者」という。)を下請業者として指定した場合、受注者は特定業者と下請契約を締結しなければならない。特定業者に関する責任は全て受注者が負う。ただし、受注者は特定業者の工事管理・品質確保等に課題があると判断した場合は、発注者の特定業者指定依頼を拒否することができる。その場合、拒否の理由を発注者に書面をもって説明しなければならない。	● 1.3.10 養生								
		【追加】 ○ 1.1.18 補助金申請業務への協力								● 1.3.11 後片付け	
		【追加】 ● 1.1.17 書類の電子情報化								【追記】 工事の完成に際しては、工事検査までに次を示す部位について、十分に清掃を行うとともに現状どおりに復旧する。 ・ 工事に伴い汚損が生じた既存の施設・工作物・樹木など ・ 工事目的物の施設又は設備の一部を工事に使用した部分(設計図書の定める条件のとおりに復旧する)。	
		【追加】 ○ 1.1.18 補助金申請対象								【追記】 本工事業業を要因とする汚損部分については、速やかに原型に復旧する。	
		● 1.1.18 補助金申請業務への協力								【追記】 工事の完成に際しては、工事検査までに次を示す部位について、十分に清掃を行うとともに現状どおりに復旧する。 ・ 工事に伴い汚損が生じた既存の施設・工作物・樹木など ・ 工事目的物の施設又は設備の一部を工事に使用した部分(設計図書の定める条件のとおりに復旧する)。	

NTTファシリティーズ	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 大阪府知事登録 (ト)第14884号	一級建築士登録 第 334621 号	黒瀬 英法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
-------------	---	--------------------	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第1編
一般共通事項

【追加】
● 1.3.12
指示・承諾
・協議の手
続き

(1) 監理者の指示は、監理者の押印のある書面でこれを受け、控えに受注者等が押印（電磁的記録を含む）のうえ監理者に提出する。監理者の指示が口頭による場合は、その内容を記録して、監理者に提出し、控えに監理者の押印（電磁的記録を含む）を受ける。
(2) 監理者の承諾を受ける必要のある書類・図面・見本等は、監理者に提出し受領印を受ける。
(3) 監理者と協議した事項は、協議の経緯及び結果を記録して監理者に提出し、控えに監理者の押印（電磁的記録を含む）を受ける。

【追加】
● 1.3.13
識別

(1) 機材の誤用・混用を防止するための識別管理を行う。また、検査・試験の実施状況、不適合製品についても識別管理を行う。
(2) 識別管理が必要な対象と管理の方法について、あらかじめ監理者に報告する。

【追加】
○ 1.3.14
トレーサ
ビリティ

(1) 工事事務所に組み込まれた機器・材料・施工などについて、その履歴、使用又は所在を辿ることのできるトレーサビリティ管理を行い、記録を監理者に提出する。
(2) トレーサビリティ管理は設計図書に定めのあるもののほか、次の条件に同時に該当する機器・材料・施工について行う。その対象と管理方法については、事前に監理者と協議のうえ定める。
(ア) 識別記載がなければ、履歴や使用部位が辿れないもの
(イ) 不具合が発生した場合、工事事務所の品質に重大かつ広範囲の影響を及ぼす恐れのあるもので、修補、取替えが困難なもの。

● 1.4.1
環境への
配慮

【追加】

(3) 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の質及び性能を有するものとし、次の（ア）から（オ）を満たすものとする。
(ア) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
(イ) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びビスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
(ロ) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可逆材を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
(ハ) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
(ニ) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。

【規制対象外】

(a) JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品
(b) 建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品
(c) 下記表示のあるJAS規格品
① 非ホルムアルデヒド系接着材使用
② 接着材等不使用
③ 非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用
④ ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
⑤ 非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
⑥ 非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

【第三種】

(a) JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品
(b) 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品
(c) 旧JISのEco規格品
(d) 旧JASのFco規格品
本工事の全ての内装の仕上げ、居室と空気の出入りのある部分の仕上げ（表面材）は、上に規定される規定対象外のみ使用する。また、以下の室についても同様の扱いとする。

● 1.4.2
機材の品質
等

【置換】

(5) 材料の色、柄等については、発注者及び設計者の指示を受ける。
(6) 設計図書に定められた規格等、官公署及び電力・ガス・水道などの供給会社の各種規格などは最新のものを適用する。
【追加】
(7) 設計図書において機器・材料の品質が明示されていない場合は、適切な品質の機器・材料とし、監理者と協議のうえ決定する。
(8) 設計図書において機器・材料に関する記載に「同等」、「程度」等とある場合は、選定された機器・材料が所定の品質及び性能を有することの証明となる資料を監理者に提出し監理者の承諾を受ける。
(9) 設計図書において指定された機器・材料が入手困難な場合は前(7)号により監理者の承諾を受けたうえで、それと同等以上の品質・性能を有する代替品を使用することができる。
(10) 標仕1.4.2(2)及び前(8)号において、建築材料・設備機材等品質性能評価事業及び公共住宅用資機材品質性能評価事業の確認を受けた機器・材料については、当該評価の写しを「品質及び性能を有することの証明となる資料」とみなす。
(11) 設計図書等に定められた材料の見本を提出し、材質、仕上げの程度、色合い等についてあらかじめ発注者及び設計者に確認を受け、監理者の承諾を受ける。
(12) ウィスカ対策
●なし ○あり
対象室： ○ MDF室 ○ サーバー室 ○ その他（ ）
① ウィスカ対策対象室内に設置する機器及び、配管類、吊り材は電気重鉛メッキ品を使用しないこと。
② 電気重鉛メッキを塗装した製品についても使用不可とする。
③ 対策対象室に設置する機器及び、配管類、吊り材等については、仕様部材一覧表（建築工事、電気工事、機械工事等のすべて工程）を作成し監理者の確認を受けること。

● 1.4.4
機材の検査
等

【追加】

(4) 現場に搬入した材料のうち、変質等により工事に使用することが適当でないものはこの工事に使用しない。
(5) 機材は現場に搬入した時点あるいは必要に応じて製作工場における製造又は組立が完了した時点で、各種ごとに受注者等の検査を行い、検査記録を監理者に提出する。
(6) 量産品あるいは標準品で実測値などが整備されているものは、性能表又は能力計算書などの性能の証明となる書類確認をもって前(1)号の検査とすることができる。
(7) 監理者が指示する機材において、材質・呼称寸法などを梱包などに表示している機材は、梱包の状態でも監理者の検査を受ける。
(8) 設計図書に監理者の検査の定めがある場合、前(1)号の検査に合格後、検査記録を提出し、監理者の承諾を受ける。監理者の検査は、前(1)号の受注者等による検査の適正さを確認するために行い、受注者は検査に必要な資機材・労務などを提供する。
(9) 監理者の検査は、立会いにより又は受注者等による検査の記録・写真などの審査により行う。なお、監理者の立会い検査は、原則として抜き取り検査とする。
(10) 前(1)号の検査の結果に疑義が生じた場合は、監理者と協議する。

● 1.4.5
機材の検査
に伴う試験

【追加】

(4) 機材の検査に伴う試験は次の場合による。なお、試験結果に疑義が生じた場合は監理者と協議する。
(ア) 設計図書に定められた場合
(イ) 試験によらなければ設計図書の定めによる品質又は性能・機能に適合することが証明できない場合
(5) 供試体の製作要領は設計図書の定めによる。ただし、定めがない場合は監理者の承諾を受けた方法による。
(6) 試験は公的試験所又はこれに準ずる試験所で行う場合を除き、試験には監理者の立会いを受ける。ただし、あらかじめ監理者の指示を受けた場合は、この限りではない。
なお、受注者は検査に必要な資機材・労務などを提供する。
(7) 下記に示す設備は、設計図書に定める品質及び性能を有することを証明するため、製造工場にて製品検査を行う。
○ 受変電設備機器 ○ 変圧器 ○ 発電設備
○ 直流電源装置 ○ 無停電電源装置 ○ 電磁波測定
○ 中央監視装置 ○ 分電盤 ○ 動力盤
○ 端子盤 ○ 照明制御設備 ○ ITV設備
○ 情報表示設備 ○ 特注照明器具
(8) 材料および工場製作物は、種別ごとに自主検査を行い、監理者の検査に先立ち、その結果を監理者に報告する

【追加】
○ 1.4.7
支給材料・
賃与品

(1) 支給材料・賃与品
●なし ○あり（ ）
(2) 支給材料・賃与品の受注者等による受け入れ検査
●なし ○あり（次による）
支給材料・賃与品の引き渡しに際しては、受注者の責任において、その種別・数量・品質・性能を確認のうえ、受け入れる。
(3) 支給材料・賃与品の受注者等による試験
●なし ○あり（ ）
(4) 当該工事後、支給材料の使用箇所・数量・残量を監理者に報告し、残材の処置方法について監理者の指示を受ける。
(5) 支給材料・賃与品の支給時期・品質または設計図書に示された条件への適合性に疑義がある場合は、速やかに監理者に報告し、処置方法について指示を受ける。

【追加】
● 1.4.8
材料の検査
に伴う不具
合の管理・
是正処理

(1) 検査・試験などにより不合格となった機器・材料などについては、その処置の手続きをあらかじめ定め、それにより管理する。
(2) 不適合製品の処置において、規定の品質に合致しないが、特定の逸脱範囲内にあるものを限られた部位・数量において、使用する場合（特別採用という）は監理者の承諾を受ける。
(3) 発生した不適合製品について、同一場所又は同様の場所における再発防止をするため、不適合の原因を除去する是正処理を講ずる。品質に重大な影響を及ぼす可能性があるもの又は監理者の指示するものは是正処置の方法については、あらかじめ監理者に報告する。

【追加】
○ 1.4.9
海外製品の
調達

海外で製作された材料を使用する場合は、関係法令に適合し、国内の規格と品質が同等以上であることを検討時点で確認し、監理者の承諾を得る。
監理者の指示により適切な時期に立会確認を行う。受注者の都合で海外製品の調達を行う場合は、発注者、監理者の交通、宿泊や検査にかかるすべての費用は請負金額に含むものとする。

【追加】
○ 1.4.10
特別な機材
の工法

標仕に記載されていない特別な機材の工法については、材料製造所の指定する工法とし、施工計画、要領書等を提出し、監理者の承諾を受ける。

【追加】
○ 1.4.11
CASBEE等

CASBEE、LEED等にもとづく目標値の指定がある場合、目標値を下回ることのないように機材の選定を行う。

第5節 施工

● 1.5.1
施工

【追加】

(2) 下記項目に関しては、施工に先立ち、最終承諾されたシステム、内容、容量等に基づいて計算書を作成の上、設計図書と相違していないことを確認し、監理者の承諾を受ける。
○ 短絡電流（保護協調）
○ 受電用 CT の過電流強度計算
○ 高調波流出電圧・電流
○ 変圧器容量
○ 相・スコット変圧器の負荷バランス

○ 非常電源にかかわる変圧器容量等
○ 力率改善用コンデンサ容量
○ 自家発電設備容量及び関連設備
○ 直流電源装置容量
○ 幹線（遮断機容量・電圧降下・許容電流）
● 照度
○ 電話交換機容量
● 放送設備増幅器容量
○ テレビ共同受信設備出力レベル
○ アンテナmast耐風圧計算
○ 避雷針耐風圧計算
○ 航空障害灯耐風圧計算
○ 防災センター要員人数算定、所要時間計算
○ 統合接地解析（大地低効率測定による建物接地抵抗計算）
○ 太陽光発電モジュール風圧過重（架台含む）
○ 換気計算（キュービカル、蓄電池）
○ 耐震（各設備毎）
○ 騒音
○ 区画貫通処理部の占積率
○ ケーブルラックの積載量計算

○ 1.5.2
一工程の施工
の確認及び
報告

【追加】

(2) 工程ごとに施工が完了した時は、設計図書に定めがある場合又は監理者の指示がある場合は、その施工についての報告書を作成し監理者に提出する。

● 1.5.3
施工の検査
等

【追加】

(4) 施工に対する監理者の検査は、受注者等による検査の合格後、検査記録が監理者に提出された後行うものとする。監理者の検査は、受注者等による施工の検査の適正さを確認するために行う。なお、受注者は検査に必要な機材及び労務などを提供する。
(5) 監理者の検査は、立会いにより、また受注者等による検査の記録・工事写真などの書類の審査により行う。なお、監理者の立会い検査は原則として抜き取り検査とする。
(6) 監理者の検査の結果、修補、改造、その他の必要な処置が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者の指示により速やかに是正を行い、監理者の再検査を受ける。
(7) 前(4)号の監理者の検査の結果に疑義が生じた場合は監理者と協議する。

● 1.5.4
施工の検査に
伴う試験

【追加】

(3) 下記内容については、事前に計画書を作成し、試験等を行うものとする。
○ 騒音振動測定 ○ 迷走電流測定 ○ 接地抵抗測定
○ 電磁波測定 ○ 高調波測定 ○ テレビ共聴設備電界強度測定

● 1.5.5
施工の立会い
等

【追加】

(3) 工程写真などの記録により監理者の立ち合いに代える旨、監理者から指示があった場合は、速やかに必要な記録を整理し、監理者に提出する。

第6節 工事検査及び技術検査

● 1.6.1
工事検査

【追加】

(5) 工事完成に当たって、受注者の本社等の検査員（現場関係者を除く）による自主検査を行い、関係法令または設計図書に適合しない箇所がある場合には、速やかに補正を行ったうえで、監理者に報告する。なお、事前に自主検査計画書を監理者に提出する。
(6) 前(5)号の報告ののち、監

[illegible]

(※) サーパー室など重要室の空調機用漏電遮断器の感度電流値は、原則100mA以上の
中感性形とし、空調機には必ず接地を施すこと。また、機器メーカー変更にも
対応できるよう感度電流値可変タイプとすること。

(※) ビル用マルチエアコンの室外機用遮断器のトリップ値は機器納入仕様書の
基準電流値を確認し、同値以上を選定すること。

【追記】

(7)(※) 電力量計は設計図に記載のない場合は、検定付を使用する。

【置換】

(14) 低圧用SPDは次によるほか、JIS C 5381-1「低圧配電システムに接続するサージ防護
デバイスの所要性能及び試験方法」による。
(※) 低圧用 SPD クラスⅡ（JIS C 5381-1「低圧配電システムに接続するサージ防護
デバイスの所要性能及び試験方法」）に規定するクラスⅡの試験によるもの）及び
分離器用ヒューズの性能は、下記による。

低圧用 SPD クラスⅡ の性能		
電源系統 項 目	単相 100V、200V 三相 200V	三相 400V
最大連続使用電圧	AC220V 以上	AC440V 以上
公称放電電流(※1)	20kA 以上	
電圧防護レベル	1,500V 以下	2,500V 以下(※2)

備考：1線当たりとし、対地間の値を示す。
※1：印加電流波形は、 $8/20\mu s$ の場合を示す。
※2：対地電圧が、300V 以下の場合とする。

低圧用 SPD クラスⅡ 分離器用ヒューズ の性能		
項 目	性 能	
定格電流	30A	
公称放電電流	20kA	
定格遮断容量	10A	

(※) 低圧用 SPD クラスⅠ（JIS C 5381-1「低圧配電システムに接続するサージ防護
デバイスの所要性能及び試験方法」）に規定するクラスⅠの試験によるもの）の性能は、
下記による。

低圧用 SPD クラスⅡ の性能		
電源系統 項 目	単相 100V、200V 三相 200V	三相 400V
最大連続使用電圧	AC220V 以上	AC440V 以上
公称放電電流(※1)	20kA 以上	
電圧防護レベル	1,500V 以下	2,500V 以下(※2)

備考：1線当たりとし、対地間の値を示す。
※1：印加電流波形は、 $10/350\mu s$ の場合を示す。
※2：対地電圧が、300V 以下の場合とする。
(※) 低圧用 SPD は故障表示付、警報移報接点付とする。

第12節 制御盤

○ 1.12.6
器具類

【置換】
(1) 器具類は、IE3電動機の特性または負荷の特性に適合するものとする。
【追記】
(4)(※) インバータ機器を接続する遮断器は、インバータ回路用漏電遮断器とする。
【置換】
(15)(※) 高調波対策は(a)、(b)に要るほか、次のいずれかによる。

○ リアクトル(AC 及び DC) を設ける。 ○ 設計図による。

第14節 電気自動車用充電装置

○ 1.14.1
一般事項

【追記】
(3) 製作図に附属コード長さ、施工図配置における対応車種検討図および対応可能な車種の
リストを添付すること。

○ 1.14.6
充電コネクタ

【置換】
(※) 充電コネクタの附属コードの長さは、5m以上とする。

第17節 接 地

○ 1.17.5
接地極の種類

【追加】
接地極の材料は下記による。なお、接地棒EB(14φ)の長さは1500mm 以上とし、
10φ、14φは、W=40 とする。詳細は平面図による。
既存建物撤去及び本工事により、既存接地極が撤去となる場合は、次表に従って撤去された
規模の接地極を新設する。

接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
○ 共同接地	EAD.C	10Ω 以下	EB(14φ)×3連→2組
○ 共同接地	EAD.C.ELB	2Ω 以下	EB(14φ)×3連→10組
○ A 種	EA	10Ω 以下	EB(14φ)×3連→2組
○ B 種	EB	※1	EB(14φ)×3連→2組
○ D 種	ED	100Ω 以下	EB(10φ)×1(L=1000mm)
○ C 種	EC	10Ω 以下	EB(14φ)×3連→1組
○ 高压避雷器用	E LH	10Ω 以下	EB(14φ)×3連→2組
○ 低压避雷器用	E LL	10Ω 以下	EB(14φ)×3連→2組
○ 雷保護用	DA(LA)	Ω 以下	○ EB(14φ)×2連→2組 ○ EP-O.9×2
○ 構造体接地			

● 2.1.2
電線と機器端子との接続

【追記】
(4)(※) 太さによらず電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増し締め確認の表示を行う。盤等の扉背面に増締確認シールを貼付け、記載項目は確認日、確認者とする。
【追加】
(6) 幹線敷設後、導体接続部の増し締め及びマーキングを行う。増し締めは作業員以外の第三者が行うものとし、マーキングは作業員により異なる色にて1回ずつ、最低計2回のマーキングを行うこと。また、増し締め確認シールを当該盤内に張り付けること。
(7) 分電盤等に上部から入線する幹線及び分歧配線の開口塞ぎに使用する絶縁シール材(ネオシール)は、ネットロン網等を用いて熱だれによる落下防止措置を講ずること

● 2.1.10
電線等の防火区画の貫通

【追記】
(6) ケーブルの防火区画貫通処理は国土交通省大臣認定工法(防火キット等)又は前後1m 鋼管施工とする。
(7) 中空耐火間仕切り壁にコンセント・スイッチ・ボックス等を設置する場合、国土交通省大臣認定工法による耐火措置を施すこと。
(8) 非常E L V乗降ロープー及び危険物範囲は当該エリアに関連のない配管・配線の横断は不可とする。

○ 2.1.11
管路の外壁貫通等

【追加】
(3) 屋外から直接屋内に貫通させる場合、水害の恐れが無い地域で、特に設計水位の指定がない場合は、原則として全面道路から600mm以上、及び敷地内地表から300mm以上のレベルで貫通を行う。

○ 水位の指定なし ○ 設計水位：GL+()mm

(4) 寒冷地においては積雪を考慮し、次の高さ以上の貫通を行う。

○ 設計積雪高：GL+()mm

● 2.1.13
耐震施工

【追加】
(10)(-) エキスパンション部分の処置と方法は以下による。

○ 金属製とかう電線管又は PF 管 ○ ケーブル ○ 設計図による

(7)(-) 建物への引込み配管の地震、地盤沈下等による地盤変位の対応は、配管に見合った処置(標準図参照)を行うものとし、想定沈下量は次による。

○ 0.2m以下 ○ 0.6m以下 ○ 1m以下

【追加】
下記の配線には先行、回路種別、電線種別・サイズ、施工年月日等を明記した表示札をとりつけること。
● 2.1.14
電線類の表示

① 配電盤外部配線
② 分電盤・動力制御盤・端子盤等(盤類全て)の1次側配線
③ プルボックス・マンホール内の配線
④ ケーブルラック上のケーブル類
⑤ 空配管等の呼び線
⑥ 高压ケーブル
※ 高压ケーブルの保護管、ケーブルラック等には「高压危険」の表示を行うこと。

【追加】
● 2.1.15
配線本数、管路など

【追加】
○ 2.1.16
屋上・機械室等の点検通路

屋上、機械室等の配管、ラック部分の点検通路用として鋼製歩廊(溶融亜鉛めっき)を(5箇所)設置するものとし、その費用を見込む。設計図に記載のある場合にはそれによる。

● 2.2.3、2.2.3
2.4.3
隠ぺい配管の敷設

【追加】
(g) 最上階の上部スラブ及び地下の外壁には配管を埋設してはならない。
(10) インバータ制御機器など、電磁障害を発生させる機器への動力制御盤等からの電源配線用の保護管は、金屬管を使用する。ただし、設計図にその旨の記載がある場合にはそれによる。
(11) 壁埋込形の分電盤・端子盤には、1次側配線引替用の予備配管及びE25又はPF22を1本以上設ける。
(12) 分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配管・配線は、経路、電線太さ、電線本数、管径等は監理者の承諾を受けて変更しても差し支えない。また、機械室等の床埋設配管は図面上 PF 管 で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金屬管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。
(13) 露出部分金屬管の塗装(塗装色など)については監理者の指示による。)

○ 屋外 ○ 屋内(機械室、EPSを除く) ○ 不要・塗装の仕様()

● 2.2.7、2.3.7
2.4.7、2.10.2
位置ボックス及びジョイントボックス

○ 【追加】
(8) ブルボックスには、蓋等の見えやすい位置に用途表示を行うこと。
(9) ブルボックスを二重天井内に取り付ける場合は、点検可能な位置とし、必要に応じ点検口を設ける。また、見えやすい位置に用途表示を行うこと。

○ 【置換】
(3) 長さ1m以上の通線を行わない電線管には、導入線(太さ1.2mm以上の被覆鉄応じ点検口を設ける。また、見えやすい位置に用途表示を行うこと。

● 2.10.1
ケーブルラックの敷設

● 2.10.4.1
共通事項

【追加】
(11) 揺れによる建材との接触及び地震時の建物の振動に共振しない支持間隔とする。

● 2.10.4.2
ケーブルの接続

【追加】
(4)(※) ケーブル相互の接続及び端末処理は、有資格者が行うものとし、その部分に資格者氏名、施工年月日を表示する。
(7) 電気配線の防爆については、労働省産業安全研究所の「工場電気設備防爆指針(ガス・蒸汽防爆)」による。
(8) 情報・通信ケーブルの接続及び端末処理は電気通信工事担任者の有資格者が行う。資格種別は工事内容による。

● 2.10.4.6
二重天井内配線

【追加】
(c) ケーブルを束ね結束する場合は、施工要領書を提出し、監理者の承諾を得ること。
(d) グリッド照明等で移動可能な照管用配線は100cmのケーブル余長を見込む。

○ 2.10.4.7
二重床内配線

【追加】
(e) ハーネスジョイントボックスはその位置が床下から確認できるようマーキングを施す。タイルカーペット等への表示は移動、紛失がないような方法で取付けるものとする。

● 2.12.4
管路等の敷設

【置換】
(9) 電力・通信引込、特別高压又は高压の地中配線には、標識シート等を2倍長以上重ね合わせたうえで、地表面(舗装のある場合は、舗装下面)から埋設深さのほぼ中間に1段目、1段目と管頂のほぼ中間に2段目を設け、おおむね2mの間隔 で用途又は電圧種別を表示するものとする。
【追加】
(11) 埋設深度は以下とする。なお、凍結の恐れがある場合は凍結深度より深く埋設する。

・引込(電力、通信) : GL -1,200mm

・その他 路盤下(砕石下) : GL -600mm

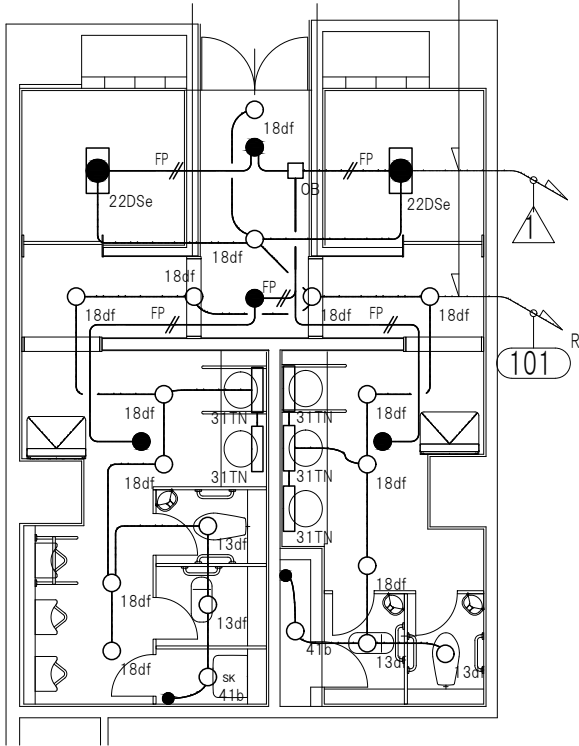
・その他 無舗装部分 : GL -600mm

※ 凍結深度 : GL (-)mm

第

第3編 受変電設備工事	【置換】 (1) (オ) 非常用の照明装置は、表 2.18.3 によるほか、次により照度測定を行う。 非常照明の照度測定：各部屋 2 箇所以上 平面図に測定位置、高さを記載のうえ提出する。 【追記】 (3) 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけ全数3回以上確認する。 負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。 中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。	第5編 発電設備工事 ディーゼルエンジン発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の試験 ○ 2.7.2 【追記】 (2) 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけ全数3回以上確認する。 負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。 中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。	第7編 中央監視制御設備工事 【置換】 (オ) 機能など (a) スイッチによるキー操作の禁止を指定できる構造とし、特記がなければ監視と操作のレベル分けを行うものとする。 (b) 装置本体の故障を表示灯、ブザー、音声などにより容易に判別できる機能を有するものとする。 (オ) 監視パソコン用机・椅子、プリンタは必要数納入する(本工事に含む)。 ○ 1.4.5 電源装置 電源装置は、1.3.5「電源装置」によるほか、停電時に継続して監視・制御が可能な十分な容量を持ったものとする。	第7編 中央監視制御設備工事 【置換】 (オ) 機能など (a) スイッチによるキー操作の禁止を指定できる構造とし、特記がなければ監視と操作のレベル分けを行うものとする。 (b) 装置本体の故障を表示灯、ブザー、音声などにより容易に判別できる機能を有するものとする。 (オ) 監視パソコン用机・椅子、プリンタは必要数納入する(本工事に含む)。 ○ 1.4.5 電源装置 電源装置は、1.3.5「電源装置」によるほか、停電時に継続して監視・制御が可能な十分な容量を持ったものとする。	別表－1 機器の取付け高さ 壁取付け機器の取り付け高さは、図面に記載のない場合は原則として以下による。			
	○ 1.1.5、1.6.4 器具類 【置換】 (1) (ウ) 遮断器は、表 1.1.9 に示すいずれかの規格によるほか、次による。 ①漏電遮断機 (ELCB) ELCB の選定は、内線規程によるものとする。 ELCB の選定にあたり、納入機器の推奨感度電流値もしくは漏れ電流値を製造者に確認し、設計者及び監理者に書面にて報告の上、その仕様を決定すること。 該当機器類の納入仕様書等には推奨感度電流値または漏れ電流値を記載すること。 漏れ電流値によりELCBを選定する場合、感度電流値は漏れ電流値の2倍以上とすること。 ② サーバー室など重要室の空調機用 ELCB の場合 ELCB の選定は、内線規程によるものとする。 サーバー室など重要室の空調機用 ELCB の感度電流値は、原則 100mA 以上の中感度形とし、空調機には必ず接地を施すこと。また、機器メーカー変更にも対応できるような感度電流値可変タイプとすること。 (2) 絶縁監視装置、漏電リレー (ELR)は感度電流値可変型とし、納入機器の感度電流値もしくは漏れ電流値を製造者に確認し、設計者及び監理者に書面にて報告の上、その仕様を決定すること。	○ 2.7.3 【追記】 (2) 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。 ○ 2.7.4 【追記】 (2) 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。 熱併給発電設備 (コージェネレーション設備) の試験 ○ 2.7.5 【追記】 (2) 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。 太陽光発電設備の試験 ○ 2.7.6 【追記】 (2) 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。 風力発電設備の試験 ○ 2.7.7 【追記】 (2) 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。 小出力発電設備の試験	○ 2.7.2 【追記】 (2) 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。 ○ 2.7.6 【追記】 (2) 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。 風力発電設備の試験 ○ 2.7.7 【追記】 (2) 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。 小出力発電設備の試験	○ 2.1.1 機器の据え付け 機器の据え付けは、第6編2.1.1「機器の据え付け」によるほか、以下による。 (ウ) 中央監視設備の機器類は、保守点検、誘導障害防止、操作などの関係により、以下について考慮する。 ・装置の前後に、十分な保守用空間を設ける。 ・誤動作防止及びシステムダウンなどの原因となるノイズ対策を図る。	○ 2.1.1 機器の据え付け 機器の据え付けは、第6編2.1.1「機器の据え付け」によるほか、以下による。 (ウ) 中央監視設備の機器類は、保守点検、誘導障害防止、操作などの関係により、以下について考慮する。 ・装置の前後に、十分な保守用空間を設ける。 ・誤動作防止及びシステムダウンなどの原因となるノイズ対策を図る。			
	○ 2.3.3 施工の試験 【追記】 (4) 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけ全数3回以上確認する。 負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。 中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。	○ 2.3.3 【追記】 (4) 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけ全数3回以上確認する。 負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。 中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。	○ 2.3.3 【追記】 (4) 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけ全数3回以上確認する。 負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。 中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。	○ 2.3.2 施工の試験 【置換】 (オ) 運動制御については、運動設定表を作成すること。運動表については、運動する設備の設計者、監理者、施工者に内容を確認し押印等 (電磁的記録を含む) をうけること。 (2) 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数3回以上確認する。 負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。 中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。	○ 2.3.2 施工の試験 【置換】 (オ) 運動制御については、運動設定表を作成すること。運動表については、運動する設備の設計者、監理者、施工者に内容を確認し押印等 (電磁的記録を含む) をうけること。 (2) 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数3回以上確認する。 負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。 中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。			
第4編 電力貯蔵設備工事	○ 3.3.2 施工の試験 【追記】 (2) 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数3回以上確認する。 負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。 中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。	○ 3.3.2 【追記】 (2) 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数3回以上確認する。 負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。 中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。	○ 2.14.2 【追記】 (オ) 壁掛け型電話機は、原則として受話器の落下防止策を施すこと。 ○ 2.18.2 【追記】 (3) 壁掛け型受話機は、原則として受話器の落下防止策を施すこと。 ○ 2.24.2 【追記】 (9) 消防防災システム、総合操作盤及び防災センター (東京都のみ) の評価制度を受ける場合の申請図書作成および申請費用は、本工事に含む。 (10) 熱感知器および感知器用配線と発電装置排気筒断熱材表面の離隔は500mm以上設けること。 ○ 2.25.2 【追記】 (3) 防火シャッターには降下中の警報用電子ブザーを設けること。	○ 2.14.2 【追記】 (オ) 壁掛け型電話機は、原則として受話器の落下防止策を施すこと。 ○ 2.18.2 【追記】 (3) 壁掛け型受話機は、原則として受話器の落下防止策を施すこと。 ○ 2.24.2 【追記】 (9) 消防防災システム、総合操作盤及び防災センター (東京都のみ) の評価制度を受ける場合の申請図書作成および申請費用は、本工事に含む。 (10) 熱感知器および感知器用配線と発電装置排気筒断熱材表面の離隔は500mm以上設けること。 ○ 2.25.2 【追記】 (3) 防火シャッターには降下中の警報用電子ブザーを設けること。				
 株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 大阪府知事登録 (ト)第14884号		一級建築士登録 第 334621 号 黒瀬 英法	担当 中坪 大輔 平良 友藏	特記 管理番号 4HM-12-0TE-1	工事名 大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事	図面名 特記仕様書 6 縮尺 A1 : N.S A3 : N.S	図面番号 Eー特06 年月日 2025年 3月	区分 電気

既設配線を切離し(改修後再接続)



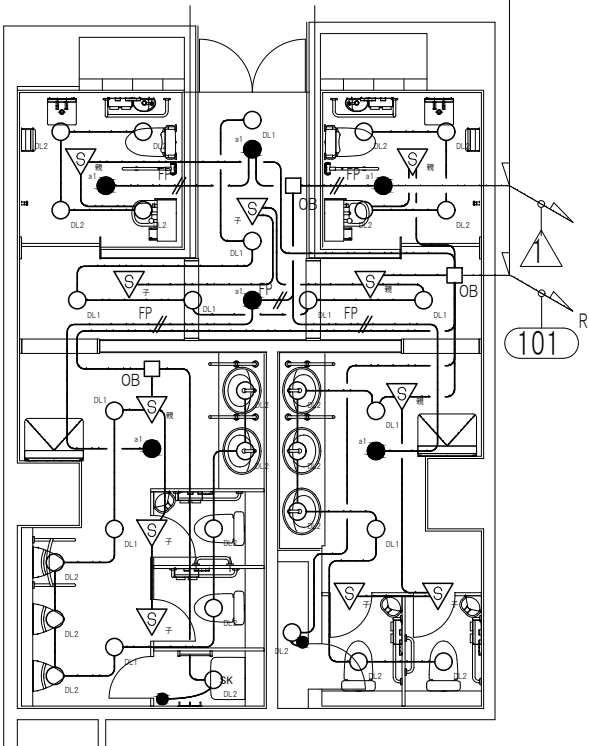
特記なき記号は下記による。		
記号	名称	備考
	蛍光灯	
	白熱灯	
	非常用照明 蛍光灯	
	スイッチ(1P15A)	

特記なき配線は下記による。		
	VVF1.6-3C(PF22)	ころがし
	FP-C1.6-2C(PF22)	ころがし

※太線の配線配管および機器は撤去とする。

2階便所平面詳細図 (A3:1/100)

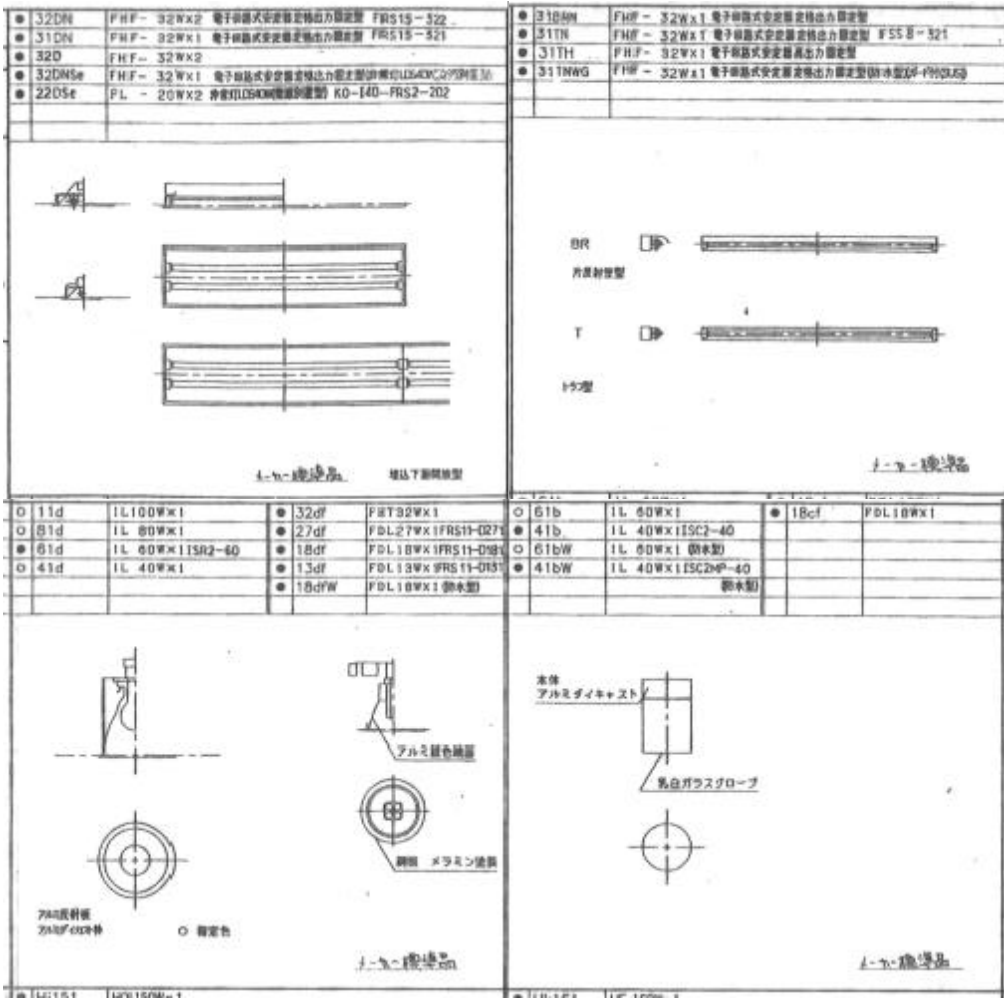
既設配線に再接続



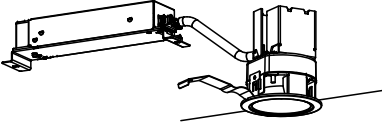
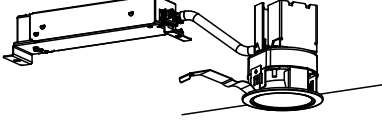
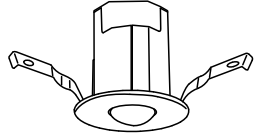
特記なき記号は下記による。		
記号	名称	備考
	ジョイントボックス	
	LED灯	
	LED灯	
	非常用照明 LED	
	スイッチ(1P15A)	
	熱線式自動スイッチ用センサ(親機)	参考型番 WTK24818(パナソニック)
	熱線式自動スイッチ用センサ(子機)	参考型番 WTK29129(パナソニック)

特記なき配線は下記による。		
	EM-EEF1.6-3C(PF22)	ころがし
	EM-FP-C1.6-2C(PF22)	ころがし

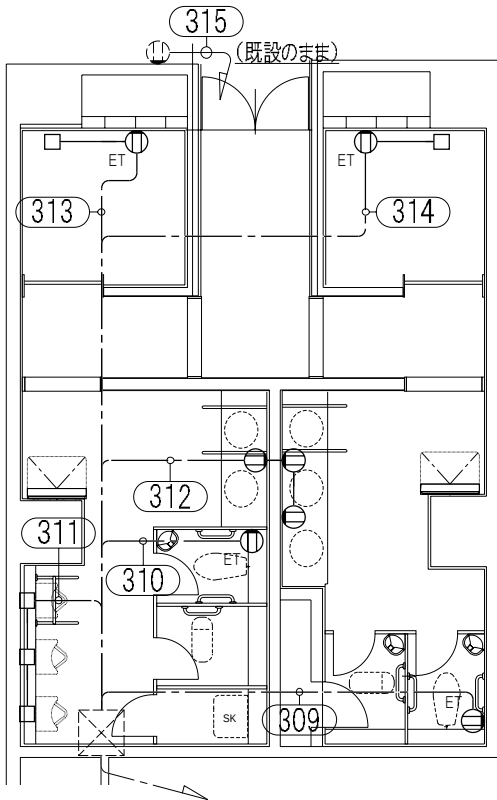
2階便所平面詳細図 (A3:1/100)



改修前

DL1	ダウンライト 100形	DL2	ダウンライト 60形
 LED内蔵<ワコア(ひと粒)タイプ>、電源ユニット内蔵、一般光色タイプ 光源遮光角15度、拡散タイプ 光束維持時間40000時間(光束維持率85%)、3500K、Ra85 器具光束:1025lm、消費電力:7W、電圧:100~242V 反射板(上部):プラスチック(ホワイト) 反射板(下部):銅板(ホワイトつや消し仕上) 枠:銅板(ホワイトつや消し仕上)、埋込穴φ75 パナソニック ダウンライトXND1009WVVKLE9相当品		 LED内蔵<ワコア(ひと粒)タイプ>、電源ユニット内蔵、一般光色タイプ 光源遮光角15度、広角タイプ 光束維持時間40000時間(光束維持率85%)、3500K、Ra85 器具光束:595lm、消費電力:4.2W、電圧:100~242V 反射板(上部):プラスチック(ホワイト) 反射板(下部):アルミダイカスト(ホワイトつや消し仕上) 枠:アルミダイカスト(ホワイトつや消し仕上)、埋込穴φ75 パナソニック ダウンライトXND0608WVVKLE9相当品	
a1	LED非常灯電源別置形	 φ60、低・中天井用(〜6m) LED内蔵、非常時:非常用LED点灯/常時消灯 電圧:AC/DC100V 非常灯評定番号:LACLE-001 レンズ:ガラス 枠:アルミダイカスト(ホワイトつや消し仕上切)、本体:銅板 公共施設型番:K0-LRS11-D6	

改修後



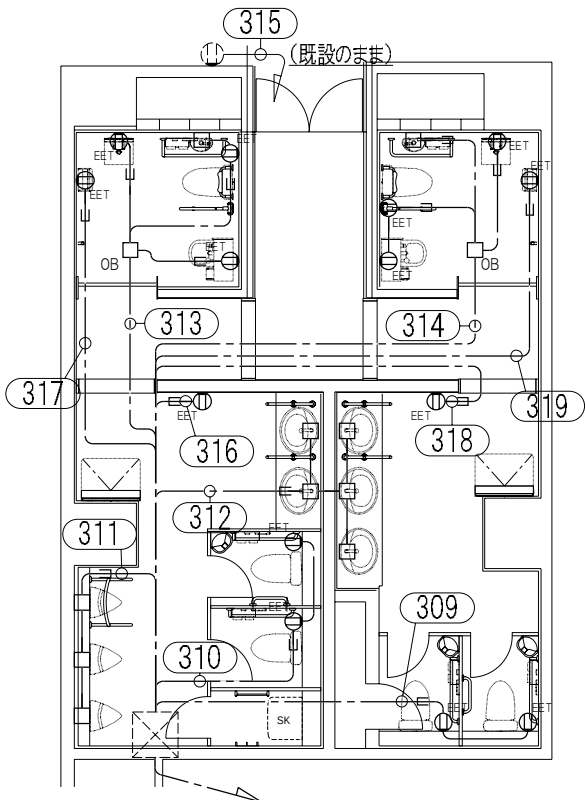
特記なき記号は下記による。		
記号	名称	備考
	ジョイントボックス	
	プルボックス	既設のまま
	コンセント(2P15Ax1 ETx1)	
	コンセント(2P15Ax1)	

特記なき配線は下記による。		
	VVF2.0-3C(PF22)	ころがし

※太線の配線配管および機器は撤去とする。

2階便所平面詳細図 (A3:1/100)

(309) ~ (315) プルボックス内にて既設配線を切離し(改修後再接続)

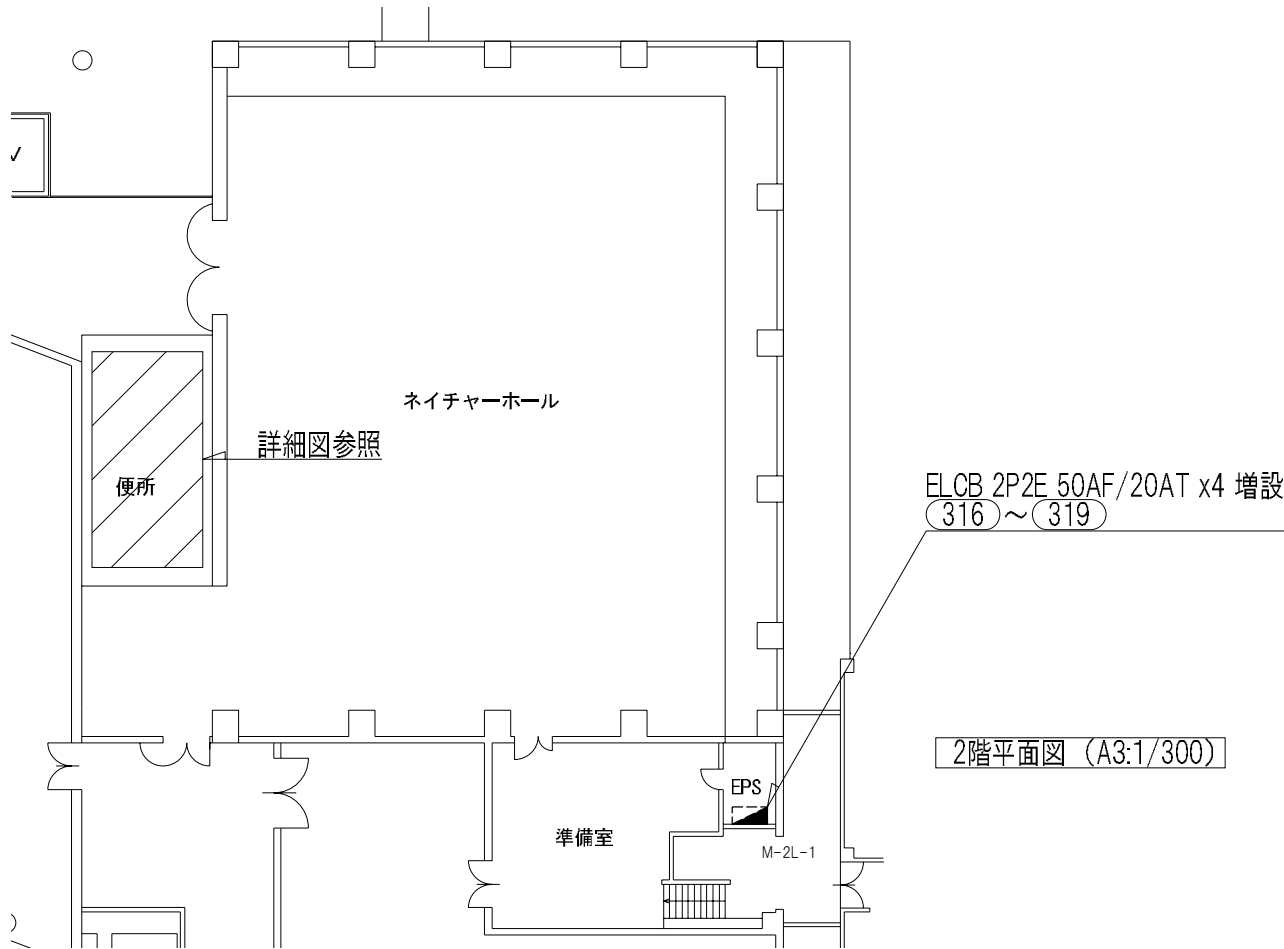


特記なき記号は下記による。		
記号	名称	備考
	自動水栓電源	
	アウトレットボックス	
	プルボックス	既設
	コンセント(2P15A・Ex1 ETx1)	

特記なき配線は下記による。		
	EM-EEF2.0-3C	MMA
	EM-EEF2.0-3C	ころがし

2階便所平面詳細図 (A3:1/100)

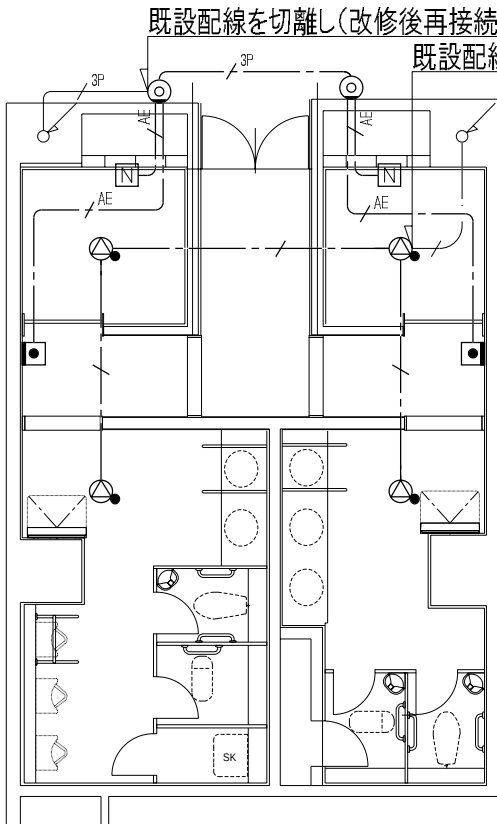
(309) ~ (315) :プルボックス内にて既設配線に再接続
(316) ~ (319) :既設分電盤(M-2L-1)のブレーカー増設のうえ、接続



2階平面図 (A3:1/300)

改修前

改修後

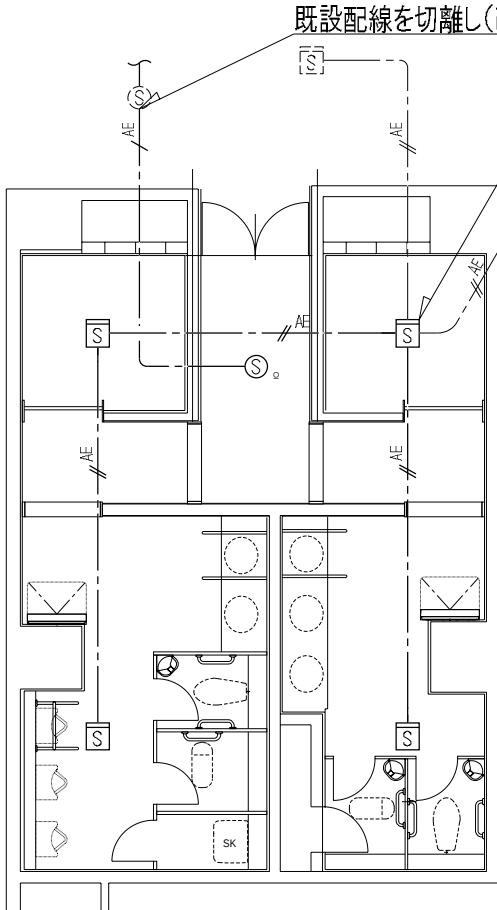


特記なき記号は下記による。		
記号	名称	備考
●	復旧釦	
N	呼び出し釦(引き紐・確認灯付)	
◎	表示灯(壁付・呼出し付)	
△	天井埋込型スピーカー(ATT付)	

特記なき配線は下記による。		
— 3P —	QPEV0.9-3P(PF22)	ころかし
— 3C —	HP1.2-3C(PF16)	ころかし
— AE —	AE1.2-3C(PF16)	ころかし

※太線の配線配管および機器は撤去とする。

2階便所平面詳細図 (A3:1/100)



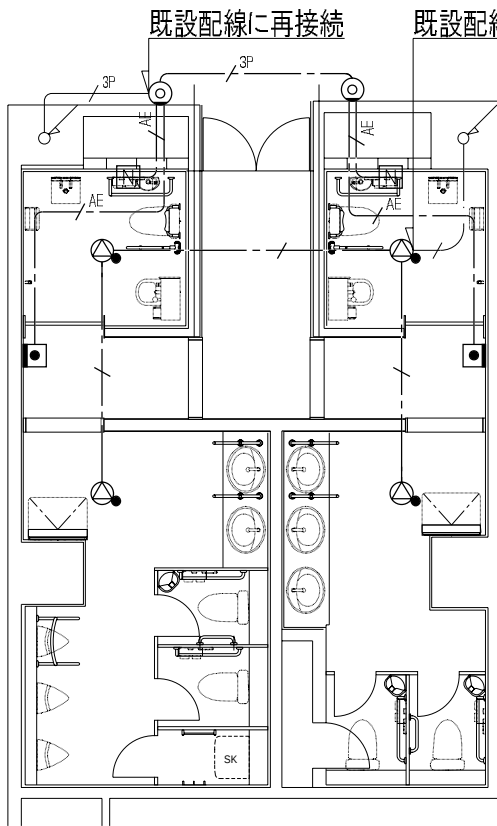
特記なき記号は下記による。		
記号	名称	備考
□	機器収容箱	既設のまま
S	煙感知器(2種)	
◎	煙感知器(3種)	終端抵抗付き

特記なき配線は下記による。	
— AE —	AE0.9-2C(PF16) ころかし
— AE —	AE0.9-4C(PF16) ころかし

※太線の配線配管および機器は撤去とする。

2階便所平面詳細図 (A3:1/100)

改修前

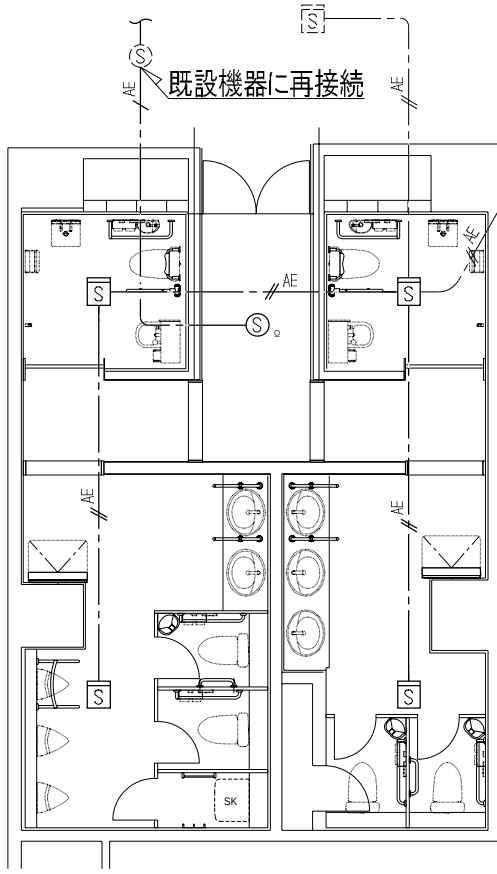


特記なき記号は下記による。		
記号	名称	備考
●	復旧釦	参考型番 NBR-2A-C(アイホン)
N	呼び出し釦(引き紐・確認灯付)	参考型番 NBR-7AWA(アイホン)
◎	表示灯(壁付・呼出し付)	参考型番 NR-BZLB27(アイホン)
△	天井埋込型スピーカー(ATT付)	L級 1W

特記なき配線は下記による。	
— 3P —	EM-FCPEE0.9-3P(PF22) ころかし
— 3C —	EM-HP1.2-3C(PF16) ころかし
— AE —	EM-AE1.2-3C(PF16) ころかし

※立下り部は既設配管に入線

2階便所平面詳細図 (A3:1/100)



特記なき記号は下記による。		
記号	名称	備考
□	機器収容箱	既設
S	煙感知器(2種)	
◎	煙感知器(3種)	終端抵抗付き

特記なき配線は下記による。	
— AE —	EV-AE0.9-2C(PF16) ころかし
— AE —	EV-AE0.9-4C(PF16) ころかし

2階便所平面詳細図 (A3:1/100)

改修後

I. 工事概要

1. 工事概要	
工事名称	大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事
建築主	地方独立行政法人大阪市博物館機構
住所	大阪府大阪市東住吉区長居公園 1－2 3
着工及び竣工年月日	－
確認申請 確認日	－
確認番号	－
地名地番	－
住居表示	－
用途地域	第 1 種住居地域
防災地域	準防火地域
その他の区域、地区等	－
工事種別	改修工事

2. 建物概要	
(●印の付いたものを適用する。○印の付いたものは適用しない。)	
敷地面積	6, 743. 68 m ²
建築面積	旧館：4, 392. 67 m ² 新館：3, 507 m ²
延床面積	旧館：7, 066. 01 m ² 新館：8, 150 m ²
容積対象外面積	－
容積対象床面積	－
階数	地下 1 階・地上 3 階
基礎形式	☐ 直接基礎 ☐ 杭基礎
構造種別	鉄筋コンクリート造
構法種別	☐ 耐震構造 ☐ 制震構造 ☐ 免震構造
高さ	(平均GLより) 建物高さ ーm 最高の高さ ーm
主要用途	博物館
消防法別表	第 ー 項
塩害地域	☒ 該当なし ☐ 耐塩害 ☐ 耐重塩害
防火構造種別	☐ 耐火構造 ☐ 準耐火構造 ☐ その他

3. 工事種目

設備項目（●印の付いたものを適用する。○印の付いたものは適用しない。）

建物別及び屋外		工事種別			
工事種別		改修			
機械設備工事					
○	熱源設備				
○	空気調和設備				
○	特殊空調設備				
●	換気設備	一式			
○	排煙設備				
○	自動制御設備				
○	中央監視設備				
○	動力設備				
●	衛生器具設備	一式			
●	給水設備	一式			
●	排水設備	一式			
●	給湯設備	一式			
○	厨房設備				
○	消火設備				
○	ガス設備				
○	さく井設備				
○	浄化槽設備				
○	医療ガス設備				
○	雨水再利用設備				
○	排水再利用設備				
○	特殊排水処理設備				
○	特殊ガス設備				
○	水泳プール・浴場施設設備				
○	ごみ処理設備				
○	物品搬送設備				
○	蒸気設備				
●	撤去工事	一式			

4. 関連する別途工事	
建築本体工事、電気設備工事	

II 機械設備工事仕様

1. 共通仕様
- (1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版」（以下、「標仕」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和4年版」（以下「標準図」という）による。
- (2) 各工事において、関連のある事項はそれぞれの公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編）令和4年版及び公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和4年版による。また改修工事が発生する場合「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版」を適用する。
- (3) その他の適用図書類は下記による。
- 機械設備工事監理指針 令和4年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
電気設備工事監理指針 令和4年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説（JASS）
営繕工事写真撮影要領（平成28年版）による工事写真撮影ガイドブック平成30年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿（令和4年版）
営繕工事電子納品要領（令和3年改定）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設省大臣官房技術参事官通達昭和62. 3改正）
建築設備耐震設計・施工指針 2014年版（独立行政法人 建築研究所監修）
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準および同解説 令和3年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
建築設備設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部設備課監修）
建築設備設計・施工上の運用指示（国土交通大臣住宅局建築指導課監修）
建築設備工事共通仕様書改修工事・増訂版 2022年度版（日本建築家協会監修）
空調調和・衛生設備工事標準仕様書（空調調和・衛生工学会規格）
2. 適用法令
- 適用法令は下記による。
- 建築基準法
消防法
火災予防条例
危険物の規制に関する政令
水道法
下水道法
浄化槽法
水質汚濁防止法
ガス事業法
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
高圧ガス保安法
電気事業法
電気設備技術基準
電気用品安全法
騒音規制法
振動規制法
悪臭防止法
大気汚染防止法
エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
建築物環境計画書制度
建築物環境配慮制度（CASBEE）
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
計量法
駐車場法
航空法
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
労働安全衛生法
住宅品質確保法
その他本工事に関わる関連法規及び規格
3. 特記仕様
- (1) 項目は、●印および※印の付いたものを適用する。○印の付いたものは適用しない。
- (2) 特記事項に記載の項目番号（章、節、項番）は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- (3) 本特記仕様書の項目、特記事項欄に記載のある【追加】、【追記】、【置換】は次による。
- ・【追加】：標仕に定めのない、本工事において追加した項目を示す。
 - ・【追記】：標仕に規定されている章・節・項に、規定を追加し適用することを示す。
 - ・【置換】：標仕に規定されている一部もしくはすべてを置き換えて適用することを示す。

4. 建物条件

- (1) 階高
- 建物のそれぞれの階の階高は下表4-1による。
 - 建物のそれぞれの階の階高は図示による。
- 表4-1 階高リスト
- | 対象範囲 | | | | |
|------|--|--|--|--|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
- (2) 地震力
- (a) 局部震度法による設備機器の地震力
- 設計用水平地震力 F_H（設計用鉛直地震力 F_V）は設計用標準水平震度 K_S 地域係数 Z および設備機器総重量 W（kN）を用いて次のように計算する。
- F_H = K_H・W（kN） F_V = K_V・W（kN）
ここに、K_H：設計用水平震度、K_V：設計用鉛直震度
K_H = K_S・Z K_V = 1/2・K_H
ここに、K_S：設計用標準水平震度
地域係数 Z は、（ 1. 0 ）とする。
- 設計用標準水平震度 K_S は下表4-2-1によるものとする。
なお、設計用水平地震力 F_H と設計用鉛直地震力 F_V は同時に作用するものとする。
- 表4-2-1 設計用標準水平震度 K_S
- | 設置場所 | 機器種別 | ● 特定の施設 | | ○ 一般の施設 | |
|------------|---------|---------|---------|---------|-------|
| | | 重要機器 | 一般機器 | 重要機器 | 一般機器 |
| | | 耐震クラス S | 耐震クラス A | 耐震クラス B | 耐震クラス |
| 上層階・屋上及び搭屋 | 水槽類 | 2. 0 | 1. 5 | 1. 5 | 1. 0 |
| | 防振支持の機器 | 2. 0 | 2. 0 | 2. 0 | 1. 5 |
| | 上記以外の機器 | 2. 0 | 1. 5 | 1. 5 | 1. 0 |
| 中間階 | 水槽類 | 1. 5 | 1. 0 | 1. 0 | 0. 6 |
| | 防振支持の機器 | 1. 5 | 1. 5 | 1. 5 | 1. 0 |
| | 上記以外の機器 | 1. 5 | 1. 0 | 1. 0 | 0. 6 |
| 地下・1階 | 水槽類 | 1. 5 | 1. 0 | 1. 0 | 0. 6 |
| | 防振支持の機器 | 1. 0 | 1. 0 | 1. 0 | 0. 6 |
| | 上記以外の機器 | 1. 0 | 0. 6 | 0. 6 | 0. 4 |
- 上層階・中間階の定義は次による。
- 2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4層とする。中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの（平屋建の場合は無し）
- 耐震クラス（S・A・B）の定義は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版（独立行政法人 建築研究所監修）」による。
- (b) 建築物の時刻歴応答解析が行われている場合の地震力
- 設計用水平地震力 F_H（設計用鉛直地震力 F_V）は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版（独立行政法人 建築研究所監修）本文2. 3節」に基づき下表4-2-2による各階の応答加速度値 G_f（cm/s²）を用いて計算する。
- ただし、免震構造の建築物の設計用鉛直震度が特に解析されていない場合には局部震度法による設計用鉛直震度 K_V を用いる。
- 表4-2-2 各階の応答加速度値 G_f（cm/s²）
- | 地震動レベル
階 | 中地震動時 | | 大地震動時 | | 備考 |
|-------------|-------|-----|-------|-----|----|
| | X方向 | Y方向 | X方向 | Y方向 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
- (c) 重要機器
- 重要機器は次のものを示す。
- 給水装置
 - 排水装置
 - 換気機器
 - 空調機器
 - 熱源機器
 - 防災設備
 - 監視制御設備
 - 医療用設備
 - 危険物貯蔵装置
 - 火を使用する設備
 - 避難経路上に設置する機器
 - 空調配管（ ）
 - 衛生配管（ ）
 - ダクト（ ）
 - ケーブルラック（ ）
- (3) 設備機器および設備部材の固定支持
- 設備機器および設備部材の固定や支持等は、すべて国土交通省国土技術政策総合研究所「建築設備耐震設計・施工指針2014年版（独立行政法人 建築研究所監修）」により行う。

- (4) 構造躯体の層間変形角
- 必要構造性能概要書による。
 - 下表4-4による。
- 表4-4 中地震動時および大地震動時の層間変形角
- | 地震動レベル
階 | 中地震動時 | | 大地震動時 | | 備考 |
|-------------|-------|-----|-------|-----|----|
| | X方向 | Y方向 | X方向 | Y方向 | |
| 上層階①（ ～ ） | | | | | |
| 上層階②（ ～ ） | | | | | |
| 中間階①（ ～ ） | | | | | |
| 中間階②（ ～ ） | | | | | |
| 1階 | | | | | |
- 上層階・中間階の定義は、設計用標準震度と同様とする。

- (5) 免震構造変位量
- 免震層最大変位 _____mm クリアランス _____mm
- (6) 積雪荷重
- 必要構造性能概要書による
 - 以下による
- 1) 垂直積雪量 _____（cm） 2) 積雪の単位荷重 _____（N/cm²）
3) 積雪荷重 _____（N/m²） 4) 多雪地域指定の有無 ☐ あり ☐ なし
5) 雪下ろしの必要の有無 ☐ あり（最大許容積雪量 _____（cm）） ☐ なし
- (7) 防水レベル
- 水位の指定なし ☐ 設計水位：GL + （ ）mm
- (8) 騒音振動規制
- (a) 敷地境界線における騒音規制値は以下による。
- 対象法令（ ● 環境基準 ● 騒音規制法 ○ 条例（ ） ）
- | | 朝 | 昼間 | 夕 | 夜間 |
|-------------|-----------------|------------------|-------------------|------------------|
| | (6) 時～(8) 時 | (8) 時～(18) 時 | (18) 時～(21) 時 | (21) 時～(6) 時 |
| 1) 法令上の規制値 | 50 dB(A) | 55 dB(A) | 50 dB(A) | 45 dB(A) |
| 2) 本計画での基準値 | dB(A) | dB(A) | dB(A) | dB(A) |
| 3) 設計目標値 | 0 dB(A) | 0 dB(A) | 0 dB(A) | 0 dB(A) |
- 1) 法令上に定められた数値を示す。 2) 所管行政機関等との協議結果を示す。 3) 設計計算時の目標値を示す。
- 本工事では、3) 設計目標値を遵守すること。
- (b) 各室の許容騒音値は、下表4-7の値（目標値）以下とする。
- 表4-7 設計騒音目標値
- | 設計目標騒音値 | 室 名 |
|---------|-----|
| NC－20 | |
| NC－25 | |
| NC－30 | |
| NC－35 | |
| NC－40 | |
| NC－45 | |

- (c) 遮音対策・防振支持を行う範囲は下記とする。
- | 項目 | 対象範囲 | |
|------|------|--|
| 遮音対策 | 配管 | |
| | ダクト | |
| 防振支持 | 配管 | |
| | ダクト | |
- 遮音対策は ☐ 鉛シート・テープ貼（ ☐ 1. 0mm ☐ 0. 5mm ☐ 0. 3mm ） ☐ 遮音シート
 - 防振支持は ☐ スプリング防振 ☐ ゴム防振 ☐ ゴムパッド
 - 防振架台の場合はダブルナットとする。
 - NC-20の室の対策は図示による。

- (9) 設計用温湿度条件
- 設計用温湿度条件は下表4-8-1および下表4-8-2による。
- 表4-8-1 外気条件
- | | 夏期 | 冬期 | 中間期 |
|--------------------------------|---------|----|-----|
| 建築設備設計基準（国交省） | 温度（DB）℃ | ℃ | -℃ |
| | 湿度（RH）% | % | -% |
| 上記以外の基準（適用機器：バルブ）（適用図書：ASHRAE） | 温度（DB）℃ | ℃ | -℃ |
| | 湿度（RH）% | % | -% |
- 建築設備設計基準以外の基準は、適用する機器や図書などを記載。

表4-8-2 室内条件		夏期	冬期	中間期
	温度（DB）	℃	℃	-℃
	湿度（RH）	%	%	-%
	温度（DB）	℃	℃	-℃
	湿度（RH）	%	%	-%
	温度（DB）	℃	℃	-℃
	湿度（RH）	%	%	-%
	温度（DB）	℃	℃	-℃
	湿度（RH）	%	%	-%

 NTTファシリティーズ	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録（ト）第14884号	一級建築士登録 第334621号 黒瀬 英法	担当 黒瀬 英法 三浦 貴弘 藤田 拓也	特記 管理番号 4HM-12-0TE-1	工事名 大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事	図面名 特記仕様書 1	図面番号 M—特01	区分 機械
						縮尺 A1：N.S A3：N.S	年月 2025年 3月	

第1編 一般共通事項	特記事項	● 1.1.2 用語の定義	【置換】 (ア) 「監理者」とは、この契約とは別に発注者・監理者間で締結された監理業務に関する委託契約書に記載された監理者又はその委任を受けて監理者の業務を代理して行うものをいう。標準仕様書及び改修工事標準仕様書に記載のある「監督職員」は「監理者」に読み替える。ただし、監理者が、この工事の管理業務を行う場合には、公共工事における監督職員の業務範囲としての会計法、地方自治法、各種条例等に定める義務をすべて負うものではない。 【追記】 (ア) 「監理者に提出」とは、受注者等が監理者に対し、工事に書関わる書面又はその他の資料に日付を明記し、受注者押印(電磁的記録を含む)のうえ説明し、差し出すことをいう。(1.1.2.(ケ) 一部【置換】) (イ) なお、現場管理組織の監理者による「竣工検査」と監理者の本社などの検査要員による「完成検査」からなる。(1.1.2.(テ) 【追記】) (ウ) 「機器及び材料(以下「機材」という)」とは、工事に使用する機器・材料・製品を総称している。 (エ) 「受注者の検査」とは、工事の各段階で、材料または施工などについて受注者等自らが設計図書等との適否を判断することを行う。 (オ) 「事業者」とは、受注者と工事請負契約を締結した発注者をいう。 (カ) 「書面」とは、記録(電磁的記録を含む)の残る文書を総称している。	● 1.1.1 特許の出願等	【置換】 (1) 本工事において、新たに特許、実用新案、意匠権等を出願する場合はあらかじめ監理者と協議を行うこと。 【追記】 (2) 本工事に使用する材料に関わる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利において、必要な手続きは受注者の責任において行うこと。工事中、竣工後に限らず第三者からの疑義、費用請求等があった場合は受注者の責任により対応を行うこと。	● 1.2.2 施工計画書	【追記】 (6) 工事の着手に先立ち、総合施工計画書を作成し、監理者の承諾を受ける。内容は次による他、監理者の指示による。 ・ 工事概要、施工管理体制、現場運営形態、工程計画・工程管理、品質管理計画、総合仮設計画、近隣対策、安全衛生管理計画 等 ・ 計画書、施工図の一覧表を作成し、提出スケジュールを監理者と協議する。 (7) 総合施工計画書は工事全体を通じて受注者等が行う工事組織の構成と運営、工事環境の整備と維持、工事請負契約に基づく監理者への対応などについて、本工事の固有の条件に適応した最適な方針を定めたものとする。また、監理者が監理方針書を示した場合は、それに基づいたものとする。 (8) 工種別の施工計画書を作成し、監理者に提出する。このうち設計図書に定めるもの、あるいは監理者に指示するものについては、監理者の承諾を受ける。	第3節 工事現場管理	● 1.3.1 施工管理	【追記】 (3) 監理者が監理方針を示した場合は、それに基づいて工事運営及び施工管理を行うものとする。 (4) 本工事の品質・工程・予算管理については、受注者による自主管理を原則とするが、発注者が管理方法、提出書類の書式、使用するソフトウェア等について指定する場合は、これに従うものとする。
		● 1.1.3 官公署その他への届出手続等	【追記】 (4) 工事の各段階に必要な官公署その他への各種申請または届出の種別・手続き・時期などをあらかじめ調査したうえで、一覧表を作成して監理者に提出する。 (5) 本工事に必要な関係官庁の申請手続きは受注者が行い、その検査に関わる費用は申請費用を含み全て受注者の負担とする。 (6) 監理者の指示により、検査に必要な書類作成に協力すること。 (7) 検査前に検査対象工事の自主検査を事前に行い、各種法規に適合していることを確認のうえ監理者へ報告すること。 (8) 確認申請などの変更に伴う、計算書・図面の作成支援を行うこと。 (9) 主要な届出手続きを下記に示す。	● 1.1.15 設計変更等	【追加】 (1) 本工事を完成させるにあたり本工事に付帯して当然必要と認められる軽微な工事、機材などは、設計図書等に記載がない場合でも本工事に含む。 (2) 本工事を完成させるために必要な次の工事及び費用は請負契約に含む。 (ア) 施工・機材および製品検査・試験(支給材料、貸与品の検査・試験は除く)、見本品等の制作、検査に関する費用 (イ) 敷地周辺における本工事の障害となるものの移設及び復旧 (ウ) 工事期間中の官公署その他関係機関の手続き及びその費用 (エ) 工所用機材等の搬入に必要な搬入口及び通路の設置とそれに伴う補強、復旧・後片付け	● 1.2.3 施工図等	【追記】 (4) 受注者は、施工図などの作成に先立ち総合プロット図(壁床、天井)を作成し承諾を受ける。また総合プロット図を基に総合図を作成し、監理者に提出する。尚、総合図とは、建築工事施工者による各平面詳細図、展開図、天井伏図等を元図とし、建築、構造、空調衛生設備、電気設備及び関連工事すべての納まり調整のうえ同一図面(平面図、断面図、立面図)に記載したものとする。作成にあたっては、スリーブ等構造躯体に関わる部分に影響のない時期とする。 (5) 受注者は、施工図・工作図・製作図などは総合図に基づき作成するものとする。 (6) 監理者の指示する原寸図・型板などは、施工に先立つ適切な時期に作成し、監理者の承諾を受ける。 (7) 模型・モックアップ・モデルルームなどの作製、見本施工は次による。これらは、施工に先立つ適切な時期に実施し、監理者の承諾を受ける。 (ア) 模型の作製 ● しない ○ する () (イ) 見本施工 ● しない ○ する () (ウ) 配管保温仕上げ ○ ダクト保温仕上げ ○ 制気口取付要領 ○ リモコン・スイッチ類・ボックス取付要領 ○ 機器・配管・ダクト・ラックの耐震支持要領 (エ) モックアップの作製 ● しない ○ する () (オ) モデルルームの作製 ● しない ○ する (オフィス先行ルーム(100坪程度)) (カ) 機器の機能確認 ● しない ○ する () (キ) 発注者よりテナントリーシングに必要な図面等の作成依頼があった場合は、受注者は作成に協力し、監理者に提出する。 (ク) テナントリーシングに必要な白図の作成 ● しない ○ する () (ケ) テナントリーシングに必要な貸方基準の作成補助 ● しない ○ する ()	● 1.3.2 電気保安技術者	【追記】 工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。 ○ 要 ○ 不要	
		● 1.1.6 設計図書等の取扱い	【追記】 (3) 受注者は、発注者が本工事の見積り依頼にあたり開示した資料・情報等知り得た内容に関しては、発注者の承諾がある場合を除き、第三者に漏洩してはならない。契約終了後といえども同様の義務を負うものとする。 (4) 工事監理用図書として、工事着手後速やかに設計図(契約図)の縮小原図(A3サイズ)を作成すると共に、A3サイズの青焼きまたは白焼き製本を(2)部提出する。 (5) 施工図等や完成図を作成するために設計図のCAD・BIMデータを利用する場合は、監理者に申し出て、株式会社NTTファシリティーズとの貸与についての契約を別途取り交わすこと。設計図のCAD・BIMデータの著作権は株式会社NTTファシリティーズに帰属し、これを目的以外に利用してはならない。 (6) 施工図、製作図の著作権は発注者に移譲する。	● 1.1.17 監理者の承諾・検査・試験等	【追加】 (1) 機材・施工・工事についての施工図等・見本等に対する監理者の承諾は、次による。 (ア) 受注者による品質管理・確認の適正さを確認するために行われる。 (イ) 受注者から提出された施工図等・見本等に示される範囲の内容に対してなされる。 (ウ) 施工に用いられた、又は工事目的物に組み込まれた製品について施工図等・見本品等に対下は、その外観から提出される書面による情報に基づいてなされる。 (2) 機材・施工・工事に対する監理者の検査又は試験は、次による。 (ア) 工事請負契約書及び設計図書に基づいて、受注者等による品質管理・確認・自主検査の適正さを確認するために行うものである。 (イ) 監理者の検査は、立ち合いにより、又は受注者等の自主検査記録・工事写真その他の審査等の合法的方法により行い。なお、監理者の立ち合い検査は原則として抽出により行う。 (ウ) 施工に用いられた、又は工事目的物に組み込まれた製品について施工図等・見本品等に対する監理者の承諾は、その外観から提出される書面による情報に基づいてなされる。 (3) 前号(1)(2)にかかわらず、機材・施工・工事が工事請負契約書、設計図書に適合しない場合、その責は受注者にあり、それらについての施工図・工作図・製作図・見本などに対する監理者の承諾、あるいはそれらに対する監理者の検査又は試験は、受注者の責任を軽減するものではない。 (4) 前号(1)(2)にかかわらず、施工に用いられた、又は工事目的物に組み込まれた製品の欠陥又はこれに類する原因による品質・性能・安全上の不具合がある場合は、その修補等の責は受注者が負う。	● 1.2.4 工事の記録等	【追記】 (6) 検査、試験又は設計図書に定められた確認などを行った場合は、終了後速やかに記録を作成し監理者に提出する。 (7) 施工・試験などに対し監理者の立会いを受けた場合は、終了後速やかに記録を作成し監理者に提出する。 (8) 書類などの監理者による審査を受けた場合は、終了後速やかに記録を作成し監理者に提出する。 (9) 工事写真の納品は建築編纂繕工事電子納品要領(令和3年改定))による。	● 1.3.3 施工条件	【追加】 (2) (1)以外の施工条件は下記による。 (ア) 作業時間などは次による。 i) 設計図書又は工事現場近隣の住民との間で交わされる工事に対する協定(以下、「近隣協定」という。))に、作業内容、作業日・時間などについての定めがある場合はそれを遵守する。 ii) 休日・祝日又は夜間に工事の施工を行う場合は、あらかじめ理由を付した書面によって監理者に通知する。 (イ) 次に掲げる事項は請負金額に含むものとする。 i) 負担金 ・ 本設の上水引込負担金は、 ○ 本工事に含む ● 本工事に含まない ・ 本設の下水接続負担金は、 ○ 本工事に含む ● 本工事に含まない ・ 本設のガス引込負担金は、 ○ 本工事に含む ● 本工事に含まない 本設引込み後、完成引渡しまでの間の電力・ガス・上下水道の基本料金及び使用料金は、各種機器の試運転に要する費用を含め、全て本工事に含むものとする。ただし、増築、建替えなどで、既設建物での電力受給契約が継続されている場合の電力基本料金は除く。 ii) 電気主任技術者 工事期間中の電気主任技術者選任料(名義料の一切の費用)は ● 本工事に含む ○ 本工事に含まない iii) 工事関係者利用の進入路及びやむを得ない通行止め 進入路は、工事着手前に道路管理者の立会いを受け、その維持管理に努める。万一破損等が生じた場合には、受注者の負担において速やかに現状復旧し、復旧工事完了後、監理者の承諾を得ること。 iv) 工事関係車両の駐車禁止及び待機場所の確保 v) 仮設現場事務所・資材置場・工事車両の駐車場所 vi) 必要箇所への仮設カーブミラーの設置 vii) 工事中の第三者の損害防止 ・ 付近の構造物、道路、地下埋設物等に損害を与えない万全の処置 ・ 騒音、振動等については公害防止条例その他の規定に即した養生及び防止対策 ※ 第三者の生命、財産に損害が生じた場合及び第三者との間に紛争を生じた場合は、受注者において解決し、その費用を負担する。 viii) 公共施設等(下水道管等)に影響を及ぼした場合の復旧 (イ) 次に掲げる近隣対応は受注者が責任を持って行い、その費用を負担する。 i) 工事着手前の近隣住戸写真の事前撮影及び調査 ii) 騒音、振動、防塵 iii) 土・日曜、祝祭日の作業の通知 iv) 平日における夜間作業の通知 v) 近隣住民への説明会の開催(工事着手時を含む)並びに工程表の配布及び着工前近隣住民との間でかわす工事協定締結業務 vi) 工事に起因する電波障害対策の速やかな実施 (イ) 別途工事の扱いは以下による。 別途工事の業者と十分調整を取り、工事、検査、引渡しに支障の無いようにすること。	
		● 1.1.7 関連工事等の調整	【追記】 (2) 別に定めのない限り、関連工事の受注者に対し、次のものについて供与する。これらに関する費用の負担は、工事費に含むものとする。 (ア) 関連工事を行う場所への出入り及び安全管理等にかかわる費用 (イ) 足場・運搬設備・揚重設備・工事用電力・工事用給排水の利用 (ウ) 障害となる仮設物を除き、貫通孔などの設置、ボルト、インサートなどの取り付け (エ) 関連工事用の機器、材料の取組みに必要な搬入口・通路などの設置・確保 (3) 施工図・施工計画書などの作成に際し、関連工事との取り合い・納まりなどについて総合図を作成し、十分に調整を行う。テナント内装等本工事の工期内に行う別途工事は、相互間に協力し、官公署等の検査を受検できるよう建築工事受注者が運営管理の統括責任を負う。ただし、建築工事受注者がいない場合は本工事受注者が統括責任を負う。 (4) 発注者が、特定の工事業者若しくはメーカー(以下、「特定業者」という。)を下請業者として指定した場合、受注者は特定業者と下請契約を締結しなければならない。特定業者に関する責任は全て受注者が負う。ただし、受注者は特定業者の工事管理・品質確保等に課題があると判断した場合は、発注者の特定業者指定依頼を拒否することができる。その場合、拒否の理由を発注者に書面をもって説明しなければならない。	● 1.1.18 書類の電子情報化	【追加】 (1) 当該建物に関し、発注者が補助金申請を行う場合、受注者は図面作成、見積内訳書作成、現地監査対応等に関し、発注者に協力すること。それに伴う費用は ○ 本工事に含む ○ 本工事に含まない	● 1.2.5 各種検討・解析	採用する機器詳細仕様、配管、ダクト等の施工図での詳細ルート、壁・床等建築仕様などの必要条件が確定次第、機械設備工事監理指針 令和4年版 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)第1編 一般共通事項 第1章 一般事項 第2節 工事関係図書 1.2.3 施工図等 (a)に記載されている対応および下記の内容についての対応を行うとともに、その結果を監理者に提出し報告すること。また、結果に問題点等がある場合は監理者と協議を行うこと。 ○ 最終決定配管ルートでの各種ポンプの水頭損失の再計算 ○ 最終決定ダクトルートでの各種送風機・排煙機の圧力損失の再計算 ○ 屋上に設置される最終決定機器による敷地境界線上及び直下階居室に対する騒音シミュレーション ○ 地上に設置される最終決定機器による隣接建物直近居室に対する騒音シミュレーション ○ 屋上に設置される最終決定機器による直下階居室に対する振動シミュレーション ○ 最終決定空調機・外調機、ダクトルート、風量、壁仕様、躯体仕様における各ACMRの左右隣室に対する騒音・振動シミュレーション ○ 最終決定ポンプ、配管ルート、壁仕様、躯体仕様における受水槽・消火ポンプ室の上下左右隣室に対する騒音・振動シミュレーション ○ 最終決定冷媒配管ルート・温湿度条件における採用空調機器メーカーの仕様にもとづいた機器能力補正による機器容量の再検討 ○ 最終決定配管ルートによる冷媒配管長制限・配管サイズをメーカー基準との整合を確認すること。(第一分岐から末端空調機までの距離制約等) ○ 屋上に設置される最終決定機器、機器レイアウト、目隠し壁仕様による熱源機器、空調機器の気流シミュレーション(ショートサーキットにより屋上機器周辺温度が35℃以上となる場合は、その結果を、最終機器選定時の能力補正に反映すること。) ○ 特殊な形状の空間(吹き抜けや大ホールなど)はシミュレーションを行い、問題ないか確認すること。	● 1.3.9 発生材の処理等	【追記】 ○ 現場説明書による ● 構外搬出適切処理 (1) 発注者に引渡しを要するもの ○ 有(○ 機器 ○ ダクト ○ 配管 ○ その他の金物) ● 無 (2) 特別管理産業廃棄物 ● 有(● アスベスト材 ○ PCB ○ 燃え殻 ○ 廃油 ○ その他()) ○ 無 産業廃棄物処理法に基づき適切に処理すること。 工事区分 ● 本工事 ○ 別途工事 (3) 再利用及び再資源化を図るもの ○ 有() ● 無 産業廃棄物処理法に基づき適切に処理すること。 (4) 改正フロン回収破壊法に基づく冷媒用フロンの処分 ○ 有(○ 本工事 (冷媒の種類 ○ R-22 ○ R-410A ○ ())) ○ 別途工事 () ● 無 (5) 家電リサイクル法対象機器 ○ 有(○ 家庭用エアコン ○ その他 ()) ● 無 各市町村での指定に基づき適切に処理すること。 工事区分 ○ 本工事 ○ 別途工事	
		● 1.1.8 疑義に対する協議等	【置換】 (1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取り合い等の関係で設計図書によることが困難もしくは不都合が生じた場合は、書面をもって監理者を通じて設計者に通知し、設計者の指示を受ける。ただし材料の仕様、取り付け位置、取り付け方法等の変更または取り付け数量を多少変更するなどの軽微な変更は監理者の指示による。 (2) 前(1)号において設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、1.1.14による。	● 1.1.19 補助金申請業務への協力	(1) 当該建物に関し、発注者が補助金申請を行う場合、受注者は図面作成、見積内訳書作成、現地監査対応等に関し、発注者に協力すること。それに伴う費用は ○ 本工事に含む ○ 本工事に含まない					
				● 1.1.20 火災保険等	【追加】 火災保険、建設工事保険、組立保険又は土木工事保険等のうち1以上に加する。 ● 1.1.20 火災保険等 (分離発注に於いては、引き渡しが最終となる工事目的物)の引き渡し翌日までとする。保険契約の締結後、その証券の写しを監理者に速やかに提出する。					
				第2節 工事関係図書						
				● 1.2.1 実施工程表	【置換】 (1) 工事の着手に先立ち、または着手後速やかに実施工程表を作成し、監理者に提出する。監理者は実施工程表に問題があると認められる場合は、発注者及び受注者等にその旨を報告・通知する。 実施工程表は、着手から完成に至る工事全般の手順と日程の計画を表したもので、本工事の工程のほか、次の内容を記載する。 (ア) 主要な総合図・施工図・施工計画書等の作成・提出・承諾の日程 (イ) 建築主事・所轄消防署による中間検査など関係法令に基づく官公署の諸検査の日程 (ウ) 部分使用・部分引渡しの日程及び関係する検査の日程 (エ) 官公署への届出等手続きの日程					

NTTファシリティーズ	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト)第14884号	一級建築士登録 第334621号 黒瀧 英法	担当 黒瀧 英法 三浦 貴弘 藤田 拓也	特記 管理番号 4HM-12-0TE-1	工事名 大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事	図面名 特記仕様書 2	図面番号 M-特02 年月 2025年 3月	区分 機械
-------------	---	---------------------------	-------------------------------	----------------------------	------------------------------	----------------	---------------------------------	----------

● 1.3.10 養生 ● 1.3.11 後片付け 【追加】 ● 1.3.12 指示・承諾・協議の手続き 【追加】 ● 1.3.13 識別 【追加】 ● 1.3.14 トレーサビリティ	【追記】 本工事作業を要因とする汚損部分については、速やかに原型に復旧する。 【追記】 工事の完成に際しては、工事検査までに次に示す部位について、十分に清掃を行うとともに現状どおりに復旧する。 ・ 工事に伴い汚損が生じた既存の施設・工作物・樹木など ・ 工事事目的施設又は設備の一部を工事に使用した部分(設計図書の定める条件のとおりに復旧する)。 【追加】 ● 1.3.12 指示・承諾・協議の手続き 【追加】 ● 1.3.13 識別 【追加】 ● 1.3.14 トレーサビリティ	● 1.4.5 機材の検査等 ● 1.4.6 機材の検査に伴う試験 【追加】 ● 1.4.8 支給材料・資与品 【追加】 ● 1.4.9 機材の検査に伴う不具合の管理・是正処理 ● 1.4.2 機材の品質等	⑭ 設計図書等に定められた材料の見本を提出し、材質、仕上げの程度、色合い等についてあらかじめ発注者及び設計者に確認を受け、監理者の承諾を受ける。 ● 1.4.5 【置換】 (3) 現場に搬入した材料のうち、変質等により工事に使用することが適当でないものはこの工事に使用しない。 【追加】 (4) 機材は現場に搬入した時点あるいは必要に応じて製作工場における製造又は組立が完了した時点で、各種ごとに受注者等の検査を行い、検査記録を監理者に提出する。 (5) 量産品あるいは標準品で実測値などが整備されているものは、性能表又は能力計算書などの性能の証明となる書類確認をもって前(1)号の検査とすることができる。 (6) 監理者が指示する機材において、材質・呼称寸法などを梱包などに表示している機材は、梱包の状態では監理者の検査を受ける。 (7) 設計図書に監理者の検査の定めがある場合、前(1)号の検査に合格後、検査記録を提出し、監理者の承諾を受ける。監理者の検査は、前(1)号の受注者等による検査の適正さを確認するために行い、受注者は検査に必要な資機材・労務などを提供する。 (8) 検査、測定、試験等に使用する測定用機器は、適正な校正を施したものをを用いる。 (9) 監理者の検査は、立会いにより又は受注者等による検査の記録・写真などの審査により行う。なお、監理者の立会い検査は、原則として抜き取り検査とする。 ⑩ 前(1)号の検査の結果に疑義が生じた場合は、監理者と協議する。 ● 1.4.6 【追記】 (5) 機材の検査に伴う試験及び施工検査に伴う試験は次の場合による。なお、試験結果に疑義が生じた場合は監理者と協議する。 (7) 設計図書に定められた場合 (8) 試験によらなければ設計図書の定めによる品質又は性能・機能に適合することが証明できない場合 (6) 供試体の製作要領は設計図書の定めによる。ただし、定めがない場合は監理者の承諾を受けた方法による。 (7) 試験は公的試験所又はこれに準ずる試験所で行う場合を除き、試験には監理者の立会いを受ける。ただし、あらかじめ監理者の指示を受けた場合は、この限りではない。なお、受注者は検査に必要な資機材・労務などを提供する。 (8) 下記に示す設備は、設計図書に定める品質及び性能を有することを証明するため、製造工場にて製品検査を行う。<table><tr><th>設備工事</th><th>機材名</th></tr><tr><td>○ 冷凍機</td><td>○ 冷凍機 ○ 直焚き冷温水発生機 ○ ボイラー</td></tr><tr><td>○ 熱源設備</td><td>○ 冷凍機 ○ HPチラー ○ コージェネレーション</td></tr><tr><td>○ 空気調和設備</td><td>○ ユニット型空調和機 ○ コンパクト形空調和機</td></tr><tr><td></td><td>○ ファンコイルユニット ○ 直燃AHU</td></tr><tr><td>○ 送風機・ポンプ</td><td>○ 送風機 ○ 排煙機 ○ 空調用ポンプ</td></tr><tr><td></td><td>○ 揚水ポンプ</td></tr></table> (9) 材料および工場製作物は、種別ごとに自主検査を行い、監理者の検査に先立ち、その結果を監理者に報告する。 【追加】 ● 1.4.8 支給材料・資与品 (1) 支給材料・資与品 ●なし ○ あり() (2) 支給材料・資与品の受注者等による受け入れ検査 ●なし ○ あり(次による) 支給材料・資与品の引き渡しに際しては、受注者の責任において、その種別・数量・品質・性能を確認のうえ、受けいれる。 (3) 支給材料・資与品の受注者等による試験 ●なし ○ あり() (4) 当該工事の施工後、支給材料の使用箇所・数量・残量を監理者に報告し、残材の処置方法について監理者の指示を受ける。 (5) 支給材料・資与品の支給時期・品質または設計図書に示された条件への適合性に疑義がある場合は、速やかに監理者に報告し、処置方法について指示を受ける。 【追加】 ● 1.4.9 機材の検査に伴う不具合の管理・是正処理 (1) 検査・試験などにより不合格となった機器・材料などについては、その処置の手続きをあらかじめ定め、それにより管理する。 (2) 不適合製品の処置において、規定の品質に合致しないが、特定の逸脱範囲内にあるものを限られた部位・数量において、使用する場合(特別採用という)は監理者の承諾を受ける。 (3) 発生した不適合製品について、同一場所又は同様の場所における再発防止をするため、不適合の原因を除去する是正処理を講ずる。品質に重大な影響を及ぼす可能性があるもの又は監理者の指示するものは是正処置の方法については、あらかじめ監理者に報告する。 【追加】 ● 1.4.10 海外製品の調達 海外で製作された材料を使用する場合は、関係法令に適合し、国内の規格と品質が同等以上であることを検討時点で確認し監理者の承諾を得る。監理者の指示により適切な時期に立会確認を行うこと。受注者の都合で海外製品の調達を行う場合は、発注者、監理者の交通、宿泊や検査にかかるすべての費用は請負金額に含むものとする。 【追加】 ● 1.4.11 特別な機材の工法 標仕に記載されていない特別な機材の工法については、材料製造所の指定する工法とし、施工計画、要領書等を提出し、監理者の承諾を受ける。 【追加】 ○ 1.4.12 CASBEE等 CASBEE、LEED、BELS等の目標値を下回ることのないように機材の選定を行う。 目標値(CASBEE: CASBEE京都S、BEL: 、BELS:) また、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(以下、建築物省エネ法)に基づく、適合性判定や届出の変更に伴う書類の作成は次による。 本工事に(※ 含む ○ 含まない (ただし、この場合も作成に協力する))	設備工事	機材名	○ 冷凍機	○ 冷凍機 ○ 直焚き冷温水発生機 ○ ボイラー	○ 熱源設備	○ 冷凍機 ○ HPチラー ○ コージェネレーション	○ 空気調和設備	○ ユニット型空調和機 ○ コンパクト形空調和機		○ ファンコイルユニット ○ 直燃AHU	○ 送風機・ポンプ	○ 送風機 ○ 排煙機 ○ 空調用ポンプ		○ 揚水ポンプ	● 1.5.2 技能士 適用する技能検定の職種及び作業の種別は下記による。<table><tr><th>適用工事種別</th><th>技能検定の職種</th></tr><tr><td>● 配管工事</td><td>● 配管施工</td></tr><tr><td>● 保温工事</td><td>● 熱絶縁施工</td></tr><tr><td>○ 冷凍空調機器の据付</td><td>○ 冷凍空調調和機器施工</td></tr><tr><td>● タクト製作及び取付け</td><td>● 建築板金施工</td></tr><tr><td>○ 厨房設備</td><td>○ 厨房設備据付</td></tr></table> ● 1.5.3 一工程の施工の確認及び報告 【追記】 (2) 工種ごとに施工が完了した時は、設計図書に定めがある場合又は監理者の指示がある場合は、その施工についての報告書を作成し監理者に提出する。 ● 1.5.4 施工の検査等 【追記】 (4) 施工に対する監理者の検査は、受注者等による検査の検査合格後、検査記録が監理者に提出された後行うものとする。監理者の検査は、受注者等による施工の検査の適正さを確認するために行う。なお、受注者は検査に必要な機資材及び労務などを提供する。 (5) 監理者の検査は、立会いにより、また受注者等による検査の記録・工事写真などの書類の審査により行う。なお、監理者の立会い検査は原則として抜き取り検査とする。 (6) 監理者の検査の結果、修補、改造、その他の必要な処置が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者の指示により速やかに是正を行い、監理者の再検査を受ける。 (7) 前号(e)の監理者の検査の結果に疑義が生じた場合は監理者と協議する。 ○ 1.5.5 施工の検査に伴う試験 【追加】 (3) 下記内容については、事前に計画書を作成し、試験等を行うものとする。<table><tr><td>○ 騒音振動測定</td><td>○ 迷走電流測定</td><td>○ 接地抵抗測定</td></tr><tr><td>○ 電磁波測定</td><td>○ 高調波測定</td><td></td></tr></table> ● 1.5.6 施工の立会い等 【追記】 (4) 工程写真などの記録により監理者の立ち合いに代える旨、監理者から指示があった場合は、速やかに必要な記録を整理し、監理者に提出する。 ○ 1.5.8 化学物質の濃度測定 【追加】 (1) 化学物質の濃度測定の要否は下記による。 ○ 要(工事区分 ○ 本工事 ○ 建築工事) ○ 否 (2) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、対象室および測定箇所数は下記による。 測定時期: ○ 内装仕上げ完了後、家具什器搬入前 ○ その他 () 対象物質: ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン 測定方法: パッシブ型採取機器により行う 測定箇所・回数: 各階 1箇所/各1回 その他、指定がある場合は下記による。<table><tr><th>測定時期</th><th>測定化学物質</th><th>測定方法</th><th>対象室</th><th>測定箇所数</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ● 1.5.9 施工調査 【追加】 (a) 事前調査項目 ○ 上水道管 ○ 下水道管 ○ ガス管 ○ 消火配管 ● 既設(工事関連設備一式) ○ ○ 公設ます ○ 既設() (b) 当該設備調査方法 ● 現地実測() ○ その他(行政協議) () (c) 地中管路の掘削にあたっては、電気はもとより機械設備の配管についても確認を行い実施すること。存在が指定される場合は手掘りなどにより既設配管を傷めないよう配慮すること。 【追加】 ● 1.5.10 はつり 改修標準仕様書第2編4.1.1から4.1.6によるほか、下記による。 (1) 既存のコンクリート床・壁等の配管貫通部の穴あけは、設計図に特記のない限り、ダイヤモンドカッターによるものとする。 (2) 穴あけ個所の非破壊検査による埋設物の事前調査 (● 要 ○ 否) 非破壊検査実施後、埋設物と穴あけ箇所との位置関係を明記した「埋設物探査報告書」(任意様式)を取り纏め、監理者へ報告を行う。 支障のある埋設物に対する対応については監理者及び関係者と協議を行い、貫通箇所の変更等が必要な場合は、変更案を書面によって監理者に提出し、承諾を得た後工事に着手するものとする。 【追加】 ● 1.5.11 撤去工事 改修標準仕様書第2編2.8.1から2.8.3によるほか、下記による。 (1) 撤去工事の実施にあたっては下記事項に留意する。 (2) 設計図に表示してある撤去配管・配線については、撤去着手前に使用/未使用の確認のうえ、その旨の表示を行い監理者に報告する。なお、不要配管の撤去に施工上問題がある場合、隠蔽部分で状況確認が出来ない場合は速やかに監理者に報告を行い、監理者の指示を仰ぐ。 (3) 撤去指示の有無によらず、工事中に残置配管、配線類及び地中埋設物(配管、配線含む)を発見した場合は作業を中止し、速やかに監理者に報告を行い、対処方法等について監理者の指示を仰ぐ。	適用工事種別	技能検定の職種	● 配管工事	● 配管施工	● 保温工事	● 熱絶縁施工	○ 冷凍空調機器の据付	○ 冷凍空調調和機器施工	● タクト製作及び取付け	● 建築板金施工	○ 厨房設備	○ 厨房設備据付	○ 騒音振動測定	○ 迷走電流測定	○ 接地抵抗測定	○ 電磁波測定	○ 高調波測定		測定時期	測定化学物質	測定方法	対象室	測定箇所数																● 1.6.1 工事検査 【追記】 (5) 工事完成に当たって、受注者の本社等の検査員(現場関係者を除く)による自主検査を行い、関係法令または設計図書に適合しない箇所がある場合には、速やかに補正を行ったうえで、監理者に報告する。なお、事前に自主検査計画書を監理者に提出する。 (6) 前号(f)の報告ののち、監理者の検査を受ける。 (7) 自主検査及び監理者検査の結果、全ての工事が完了していること及び設計図書と契約条件並びに関係法令などの規定に適合していることが確認されたのち、監理者の本社などの検査要員(現場関係者を除く)による完成検査を受ける。 (8) 関係官公署その他関係機関の検査については、監理者の本社などの検査要員(現場関係者を除く)による完成検査前にこれを受ける。 (9) 前号(h)(i)の検査の結果、修補、改造、その他の必要な処置が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者の指示により速やかに是正を行い、監理者の再検査を受けると共に、関係官公署その他関係機関にて必要な手続きを行う。 (10) 前号(j)の報告ののち、発注者の検査を受ける。 (11) 完成時の諸検査の日程・方法については、関連工事との調整を行い、必要により関連工事の受注者等同席のうえ共同して検査を受ける。 (12) 機能条件の違いなどにより、工事完成までに確認できない機器能力及び室内環境などについては、完成竣工後1年以内の夏季及び冬季で気象条件などが設計条件に近い日を選び測定し、設計図書に定める性能・機能・室内環境との適合性を確認する。なお、検査に先立ち検査計画書を作成し、監理者の承諾を受ける。 【追加】 ● 1.6.3 自主検査及び総合運動試験等 (1) 工事の完成に際し、すべての機器・装置・システムについて、原則として試運転調整を完了した状態で、受注者等による次の検査・試験を行う。また、検査結果について報告書を作成し監理者に提出する。 (7) 外観検査(出来形検査): 目視・聴音又は手で触るなどにより、各設備が設計図書に示す構造・材料・安全・耐久・保守・衛生などに合致することを確認する。 (8) 個別性能機能検査: 機器及び装置の個別の性能・機能を設計図書と照合し、その適合性を確認する。 ⅰ. 機能検査: 運転・作動状態での試験に先立ち、通水・通気・通電などの試験を ⅱ. 性能検査: 各装置の機器単体の性能が、設計図書に定められた電圧・電流・流量・圧力・温度などと合致することを確認する。 (9) 総合性能機能検査: 複数の工種にまたがって性能・機能を発揮する機器・装置・システムについて、関連工事の受注者と協議して総合的な性能機能検査(以下総合運動試験)を行い、その適合性を確認する。なお、試験に先立ち、検査、試験方法、日程、人員、安全対策を含む総合運動試験実施要領書を監理者に提出し、承諾を受ける。総合試験に使用する機器は適正に校正し、その記録を監理者に提出する。総合試験の項目は以下によるものとする。ただし、該当項目については監理者と協議のうえ、必要の有無を確認し実施する。 ⅰ. 全停電・復電総合検査 ⅱ. 防災総合検査 ⅲ. 槽類関連総合検査 ⅳ. 中央監視盤総合検査 ⅴ. 総合運転による騒音値・振動 ⅵ. 完成時の室内環境測定 ⅴ. セキュリティシステムと他設備との運動 ⅵ. ヒートロードテスト ・ヒートロードテストに関わる全ての費用を(○ 含む ○ 含まない) ・模擬負荷装置を(○ 含む (容量: MW) ○ 含まない) ・模擬負荷装置への電源配線工事を(○ 含む ○ 含まない) ・耐熱ビニルシートによるアイル分離を(○ 含む ○ 含まない) ・対象室(○ データホール ○) 模擬負荷装置の配置は、監理者と協議のうえ決定する。 ⅴ. その他、監理者の指示する検査 (ⅵ) 総合運動試験は監理者立会いの下に実施するものとする。 【追加】 ● 1.6.4 引渡し前後の注意 (1) 試運転・建物管理者への引継ぎ・開設準備への協力 (7) 受注者は、竣工・引渡し時期から逆算して、竣工後の建物・設備の稼働に支障のないように、発注者及び発注者が定める竣工後の建物管理者に対して、取扱説明書を作成し、その説明を行う。 (8) 竣工・引渡し前に発注者が実施する建物管理者訓練の日程を適宜確保し、当該訓練の実施に協力する。 (2) 竣工後の現場対応 受注者は、竣工・引渡し後最低6か月間は建物及び諸設備に関する技術員の常駐もしくは駆け付け体制を整備し、発注者(建物管理者)が円滑に建物管理を行うことができるように協力する。 (3) カードキー初期情報登録 ICカードキーへの入居者情報等の初期登録作業及び費用は ○ 本工事に含む(登録枚数は設計図による)。 ○ 本工事に含まない。 (4) メーター検針確認 (7) 課金計量を行う回路には、誤結線等による請求間違いが生じないよう、全数検査を行う。配線の確認には、施工図や回路図を用い、竣工後にも履歴が確認できるよう、チェックを行った記録を保管すること。保管方法は監理者との協議による。 (8) 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数3回以上確認する。負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。 (9) 新築時は、課金用・管理用メータがある場合、メータツリー、メータ供給範囲平面図、メータ台帳を作成し、監理者に提出する。メータツリーについては竣工図に追加すること。また、BEMSがある場合は、メータ演算表も提出のこと。 (ⅵ) メーター設置の誤りに起因する発注者及び竣工後の建物管理者の損害については、全て受注者の責とする。
設備工事	機材名																																																								
○ 冷凍機	○ 冷凍機 ○ 直焚き冷温水発生機 ○ ボイラー																																																								
○ 熱源設備	○ 冷凍機 ○ HPチラー ○ コージェネレーション																																																								
○ 空気調和設備	○ ユニット型空調和機 ○ コンパクト形空調和機																																																								
	○ ファンコイルユニット ○ 直燃AHU																																																								
○ 送風機・ポンプ	○ 送風機 ○ 排煙機 ○ 空調用ポンプ																																																								
	○ 揚水ポンプ																																																								
適用工事種別	技能検定の職種																																																								
● 配管工事	● 配管施工																																																								
● 保温工事	● 熱絶縁施工																																																								
○ 冷凍空調機器の据付	○ 冷凍空調調和機器施工																																																								
● タクト製作及び取付け	● 建築板金施工																																																								
○ 厨房設備	○ 厨房設備据付																																																								
○ 騒音振動測定	○ 迷走電流測定	○ 接地抵抗測定																																																							
○ 電磁波測定	○ 高調波測定																																																								
測定時期	測定化学物質	測定方法	対象室	測定箇所数																																																					
NTTファシリティーズ 株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト)第14884号	様式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト)第14884号	一級建築士登録 第334621号 黒瀬 英法	担当 黒瀬 英法 三浦 貴弘 藤田 拓也	特記 管理番号 4HM-12-O2E-1	工事名 大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事	図面名 特記仕様書 3	図面番号 M-特03	区分 機械																																																	
						縮尺 A1 : N.S A3 : N.S	年月 2025年 3月																																																		

● 1.7.1 完成時の提出図書		(2) 完成時の提出図書は標仕1.7.2による他下表による。	
分類・規格	部数	備考	
● 施工計画書、製作要領書	(2)部		
● 施工図・製作図	(2)部		
● 前述他、各資料はPDF等のデータに整理し、電子データにて提出する。最終的な部数、提出形式は監理者との協議による。			
● 1.7.2 完成図	(1) 完成図の種類及び記入内容は標仕 1.7.2 (ア) (a) ～ (g) に加え監理者の指示によるものとし、設計図を基に完成時の状態を表現したものである。		
	(2) 完成図は設計図データを基にCAD・BIMで作成し、原図サイズは監理者の指示による。		
	(3) 提出部数は、下表による。		
分類・規格	部数	備考	
● 完成図	(2)部	A1判、A3判製本各1部とする。	
(4) 完成図は電子データにて竣工時に提出する。データ内訳は ● CADデータ(AutoCAD ○ BIMデータ(Revit) ● CAD・BIMデータのPDF版(A1サイズ) とする。最終的な部数、提出形式は監理者との協議による。			
(5) 完成図は、別途発注工事の完了後の状態を含む完成姿を示す。また、それに加えて、白図(別途発注工事を含まない本工事の完成姿)も作成すること。			
● 1.7.3 保全に関する資料	(1) 保全に関する資料の提出部数は下表による。		
分類・規格	部数	備考	
● 保全に関する資料	(2)部		
【追記】 (1) (カ) その他に作成する保全に関する資料は下記による。 ● 保全マニュアル ● 長期修繕計画書 ● 機器台帳 (書式は監理者の指示による) ● 課金用・管理用メーターに関する資料 ○ その他()			
● 1.7.4 標識その他	【追記】 ● ダクト及び配管の要所には、流体種別、方向を表示する。尚、流体種別はテープ色別を標準とする。 ○ 標記板 ● 取り付け箇所(● 大便器 ● 小便器) 材質 (○) ○ 大便器、小便器の洗浄用水に雨水等の利用をしている場合は、その旨をわかりやすく各トイレに表示(○ する ○ する(但し別途建築工事) ○ しない) ○ 運転操作説明板 系統図、機器等の取り扱い方法及び重要な定期点検項目を書いたアクリル樹脂製の板を、(○ 機械室 ○ 中央管理室) に設ける。 説明板の大きさは、約 2 m ² とする。		
【追加】 ● 1.7.6 予備品	予備品はメーカー標準及び設計図書に記載されたものとし、設備種類・システム毎に整理のうえ、リストにまとめ、適切な収容箱等に収め引き渡すこと。保管場所は監理者の指示による。		
【追加】 ● 1.7.7 安全上の配慮	機器、器具等の操作や点検、保守作業を要するものは、作業の容易な位置に設け、必要なメンテナンススペースを確保すること。それらの措置が困難な場合は、踏台やタラップ、作業時に安全帯をかけられる手すりやフック等を設ける。また、メンテナンス動線上のダクト角部などには、衝突防止のクッションやトラテープなどを設置する。 機器、器具等の操作や点検に必要な治具や工具などは、適切な収容箱等に収め引き渡すこと。保管場所は監理者の指示による。		

● 1.2.1 電動機	○ 換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。
【追加】 ○ 1.2.2 制御及び操作盤	【追記】 ○ 制御盤及び操作盤は原則下記による。 ○ 受注製品 ○ 製造者規格品 ○ その他 () ○ 規格品 ○ 屋外に設置する制御盤(動力制御盤含む)は、○ SUS製 ○ 指定色塗装 ○ 塩害仕様)とする。 ○ ビット内に設置する制御盤(動力制御盤含む)は、○ SUS製 ○ 指定色塗装 ○ 塩害仕様)とする。 ○ パルコニーに設置する制御盤(動力制御盤含むはSUS製の指定色塗装とする。
○ 1.2.2.2 インバーター用制御及び操作盤	【追記】 高調波対策 ○ 講ずる(○ 図示による ○ 別途電気工事 ○ その他(DGリアクトル)) ○ 講じない バイパス回路 ○ インバーター保護のため、バイパス回路を設ける。インバーター故障時には自動でバイパス回路へ切り替わる機構とする。 ○ 一次側の漏電遮断器容量はインバーター指定によるほか、バイパス回路での電動機の直入起動に対応した容量とする。 構成等、接点及び端子 ○ 表示等 ○ 運転時間計 ○ 遠方発停 ○ 故障出力 ○ 調節器入力
【追加】 ○ 1.2.2.3 誘導雷対策	屋外に設ける制御及び操作盤の一次側電源の受電部、一次側及び二次側信号線、及び対象機器の受電部と信号線接続部には、誘導雷対策のためSPDを設ける。また、当該屋外壁と屋内監視装置等をつなぐ信号線の屋内導入部に、SPDを設ける。ただし、光ケーブルの部分は除く。 SPDの適用は、次による。 ○ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 低圧SPD、通信用SPD ○ 電気設備工事特記仕様書
【追加】 ● 1.3.3 総合試運転調整	第3節 総合調整 ● 総合調整の項目は下記のものとする。 ● 風量調整 ○ 水量調整 ● 水圧調整 ○ 室内外空気の温度の測定 ○ 室内気流及びじんあいの測定 ○ 振動の測定 ○ 騒音の測定 ○ 空気清浄度(手術室などの清浄度を指定されている部屋) ○ 飲料水の水質の測定 ○ 雑用水の水質の測定 ● 初期運転状態の記録(温度、湿度、風量、塵埃、騒音、振動、水圧、電流)を行う。 測定箇所等は下記による他、監督員の指示による。 測定項目 対 象 室 及 び 場 所 風量調整 便所用送風機 水量調整 水圧調整 衛生器具配管 室内外空気の温度の測定 室内気流及びじんあいの測定 振動の測定 騒音の測定 空気清浄度 飲料水の水質の測定 雑用水の水質の測定
【追加】 ● 1.4 インサート	【追記】 ○ 竣工後1年間の空調運転交替の実施及び調整を行う。 ○ 冷却水・冷水・温水・補給水の水質は「JRA-GL 02 冷凍空調機器用水質ガイドライン(日本冷凍空調工業会)」、蓄熱水槽の水質は「蓄熱式空調システムにおける水質保全設計・管理マニュアル(ヒートポンプ・蓄熱センター)」の基準による。 ○ 水質が基準に適合しない場合は、水の入替えや薬剤処理等の適切な処置を講じる。
【追加】 ● 1.5 あと施工アンカー	原則として、あと施工アンカーは使用しない。やむを得ず使用する場合は、次による。 (1) あと施工アンカーの選定は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」に準拠するとともに、日本建築あと施工アンカー協会の認証品を使用する。 (2) あと施工アンカー-施工士の資格を有する者、もしくは技術講習を受講したあと施工アンカーに関する十分な技能及び経験を有する者が施工を行うとともに、施工管理にあたりあと施工アンカー-技術管理士を配置する。 (3) その他、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)に準拠した施工を行う。 (4) 工事の着手に先立ち施工計画書を作成し、監理者の承認を受ける。 (5) 上記に記載のない事項については、監理者と協議する。

● 2.1.2 管及び継手	● 2.1.2 【追記】 管及び継手の種類は、別紙「凡例材料表」による。
● 2.2.1 一般用弁及び栓	● 2.2.1 【追記】 ○ 65A以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。 JIS又はJV ○ 水道直結部分(○ 10K ○) ● その他の部分(● 5K ○ 10K) ○ 逆止弁の衝撃吸収式はライニング不要とする。 ○ ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。 ○ 冷水、冷温水系統に使用するバタフライ弁は、ギアボックスまで保温されたものとする。 ● 冷水、冷温水、給水等、結露のおそれがある弁類は、ロングネック仕様もしくは結露防止タイプとする。 ○ 油配管系統の弁類は、鋳鉄製もしくはダクタイル鋳鉄製とする。 ○ ゴムシートの材質は、高温系統はFKM(フッ素ゴム)、油系統はNBR(ニトリルゴム)とする。
○ 2.2.7 伸縮管継手	【追記】 ○ 鋼管用伸縮管継手の種類は(○ ペローズ形 ○ スリープ形)とする。 ○ 取付位置は図示による。 ○ 種類および取付位置については、施工図に基づき再検討を行う事。 ○ ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
○ 2.2.9 フレキシブルジョイント	【追記】 (○ 合成ゴム ○ テフロン) 波形 但し、消火・オイル系統はSUS304製に限る。
○ 2.2.12 絶縁継手	【追記】 ○ 埋設配管に用いる鋼管のうち、建物導入部の屋内側に絶縁継手を設ける。
○ 2.2.13 ストレーナー	【追記】 ○ ストレーナーは引渡し前に十分に洗浄する。
○ 2.2.13.1 水及び蒸気用	【追記】 ○ 呼び径65以上のY形ストレーナーは、水抜き用の弁又はコックを設ける。
○ 2.2.14 蒸気トラップ	【追記】 (ア) ペローズ式はステンレス製と ○ する ○ しない (イ) フロート式はステンレス製と ○ する ○ しない (ウ) バケット式はステンレス製と ○ する ○ しない (エ) フックス式はステンレス製と ○ する ○ しない (オ) サーマイナミック式はステンレス製と ○ する ○ しない (カ) サーマスタック式はステンレス製と ○ する ○ しない
○ 2.2.16 量水器	○ 親メーター(○ 貸与品 ○ 買い取り) ○ 現地表示式(直読式) ○ 遠隔表示式(○ パルス式 ○ 電文式) ○ 図示による) ○ 子メーター(○ 貸与品 ○ 買い取り) ○ 現地表示式(直読式) ○ 遠隔表示式(○ パルス式 ○ 電文式) ○ 図示による) ○ 電気式 ○ 機械式 ○ 図示による
○ 2.2.22 緊急遮断弁装置	○ 合成樹脂製 ○ アルミニウム合金製 ○ 人造石とぎ出し製 ○ ステンレス製 寸法は ○ 器具表による ○ 製作図による
○ 2.2.23 水栓柱	○ 合成樹脂製 ○ アルミニウム合金製 ○ 人造石とぎ出し製 ○ ステンレス製 寸法は ○ 器具表による ○ 製作図による
○ 2.2.27 スリープ	【追記】 ○ スリープ使用箇所と材料は次による。 地上外壁部 : ○ 標仕 ○ つば付きステンレス鋼管 ○ 図示 地中外壁部(水密を要する部分) : ○ 標仕 ○ つば付きステンレス鋼管 ○ 図示 地中外壁部(水密を要しない部分) : ○ 標仕 ○ つば付きステンレス鋼管 ○ 図示 屋内一般部 : ○ 標仕 ○ つば付きステンレス鋼管 ○ 図示 屋内一般部(柱・梁以外の箇所) : ○ 標仕 ○ つば付きステンレス鋼管 ○ 図示 で、開口補強が不要、かつ、スリーブ径が200 mm以下の部分) 躯体水槽部 : ○ 標仕 ○ つば付き溶融亜鉛めっき鋼管 ○ 図示 ○ 蓄熱水槽の躯体貫通スリープには、当該スリープからの熱橋による躯体表面結露の防止や熱損失を低減するよう、躯体等への断熱措置を講じる。
○ 2.2.29 シーリング材	【追記】 ○ 水密性を要する部分で樹脂被覆鋼管の場合の防水処理は、○ シーリング材によるシーリング ○ リンクシール)で行う。
【追加】 ○ 2.2.32 満水試験継手	【追加】 ○ 図示の箇所に取り付けける。 ○ 各階に取り付けける。
【追加】 ○ 2.2.33 さや管ヘッダー	【追加】 ○ 配管(給湯配管含む)が交差する場合は、台座により交差部分の配管保護を行なうと。
【追加】 ○ 2.2.34 やけど防止	【追加】 ○ 給湯設備には、温度調整機構や断熱など、やけど防止のために必要な措置を講じる。

○ 2.3.1 圧力計、連成計及び水高計	【追記】 下記の管に取付ける。 ○ 冷凍機、冷温水機の冷水管、温水管、冷水管及び冷却水管(送り、返り) ○ 空調機の冷水管、温水管及び冷水管(送り、返り) ○ 熱交換器の一次側高温水管及び冷水管(送り、返り) ○ 熱交換器の二次側温水管及び冷水管(送り、返り) ○ 冷水ヘッダー(往)及び冷温水ヘッダーへの各返り管
○ 2.3.2 温度計	【追記】 下記の配管に工業用バイメタル式温度計(目盛板外形100φ)を取付ける。 ○ 冷凍機、冷温水機の冷水管、温水管、冷水管及び冷却水管(送り、返り) ○ ボイラー及び温水発生機の温水管(返り) ○ 空調機の冷水管、温水管及び冷水管(送り、返り) ○ 熱交換器の一次側高温水管及び冷水管(送り、返り) ○ 熱交換器の二次側温水管及び冷水管(送り、返り) ○ 冷水ヘッダー(往)及び冷温水ヘッダーの各返り管
○ 2.3.5 油面制御装置	【追記】 制御盤には(○ 給油ポンプ制御 ○ 満油警報 ○ 過隔警報 ○ 電磁弁制御 ○ 返油 ○ ポンプ制御 ○ 減油警報 ○)の端子を設ける。 なおフロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。
○ 2.3.6 遠隔油量指示計	【追記】 ○ 適用する ○ 適用しない
○ 2.3.8 瞬間流量計	【追記】 瞬間流量計はビート管方式によるもので止水コック付とし、形式及び取付部は下記による。 ○ 冷凍機の冷水管及び冷却水管 (送り又は返り ○ 固定形 ○ 着脱形)。 ○ 直置き吸収冷温水機の冷水管、温水管、冷水管及び冷却水管(送り又は返り) (○ 固定形 ○ 着脱形)。 ○ 空調機の冷水管、温水管又は冷水管 (送り又は返り) (○ 固定形 ○ 着脱形)。 ○ 熱交換器の冷水管、温水管 (送り又は返り ○ 固定形 ○ 着脱形)。 ○ 冷水ヘッダーの (○ 各送り管 ○ 各返り管) (○ 固定形 ○ 着脱形)。 なお、着脱形の支持部は附属品とする。着脱形の個数はサイズ毎2個とする。
第4節 配管施工の一般事項	
● 2.4.1 一般事項	○ 建物導入部配管 標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)の、○ (a)フレキシブルジョイントを使用 ○ (b)ボールジョイントを使用 ○ (c)スリークッション)による。 ○ 絶縁継手の使用 (○ 鋼とステンレス ○ 鋼と鋼)は絶縁継手を使用し絶縁を行う。 設置箇所: 仕様: 【追記】 ● クロスコネクションとなる配管をしてはならない。 ● 洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 ○ 台所流し等の床上部分の配管は、ビニル管(RF-VP)でもよい。 ○ 循環系配管は、配管工事完了後十分にフラッシングを行い、皮膜形成防錆剤を添加する。 ○ 原則として排水立て管にオフセットを設けてはならない。 ○ ウォーターハンマー防止対策として、蒸気配管の減圧弁は直動式減圧弁とする。 ○ 給水管に設ける減圧弁は、故障時対策として、同口径の減圧弁を2台並列とする。
● 2.4.8 排水及び通気配管	● 配管トラップ ○ ドラムトラップ ○ メカニカル式トラップ ○ フロートボール式トラップ(ATトラップ) ○ その他 ()
【追加】 ○ 2.4.11 浸水防止措置	防水バンの材質は、○ 図示による ○ 溶融亜鉛メッキ鋼板 ○ ステンレス鋼板 とする。 防水バンの板厚は、○ 1.2mm ○ 1.6mm ○ 図示による とする。 防水バンの深さは、○ 50mm ○ 100mm ○ 図示による とする。 防水バンには、排水管を接続し、排水先は ○ 図示による ○ 排水槽 とする。 防水バンには、漏水検知帯を ○ 設ける ○ 設けない 浸水防止を要する室の上階スラブには、防水措置を講じ、漏水検知帯を設ける。 浸水防止を要する室(○ 電気室 ○) 漏水検知帯の設置方法(○ 図示による ○)

NTTファシリティーズ	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (特)第14884号	一級建築士登録 第334621号 黒瀬 英法	担当 黒瀬 英法 三浦 貴弘 藤田 拓也	特記 管理番号 4HM-12-OTE-1	工事名 大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事	図面名 特記仕様書 4	図面番号 M-特04	区分 機械
						縮尺 A1 : N.S A3 : N.S	年月 2025年 3月	

第6編 ガス設備工事	第1章 一般事項	第8編 浄化槽設備工事	○ 1.1.1 一般事項	第1章 一般事項	その他				
	第1節 総則		第1節 総則						
	【追記】		【追記】						
	○ ガス種別（○ 都市ガス ○ 液化石油ガス）		○ 原水（○ 汚水 ○ 生活排水 ○ 厨房排水 ○ 雨水 ○ その他）						
	○ 供給者名：ガス種：13A 発熱量：45 MJ/Nm ³		○ 設備方式						
	○ 引込圧力：低圧		○ 浄化槽処理設備（処理種別、処理方式、型式区分は図示による。）						
			○ 中水排水処理設備（処理方式、仕様等は図示による。）						
			○ 厨房排水処理設備（処理方式、仕様等は図示による。）						
			○ 雨水処理設備（処理方式、仕様等は図示による。）						
			○ ボイラー排水処理設備（処理方式、仕様等は図示による。）						
第7編 さく井設備工事	第2章 都市ガス設備	第9編 昇降機設備工事		第2章 現場施工型浄化槽	その他				
	第1節 機材		第1節 機材						
	○ 2.1.3 外部出力端子 ○ 設ける ○ 設けない		第2節 施工						
	【追記】		第3章 ユニット型浄化槽						
	○ 本工事 ○ 本体は本工事、外部出力配線は別途電気設備工事		第1節 機材						
	○ 別途工事（電気設備工事）		第2節 施工						
	○ 本体は電気工事、外部出力配線は自動制御工事		第1章 一般事項						
	○ 2.1.5 緊急ガス遮断装置		第1節 総則						
	○ 設置する ○ 設置しない		第2章 普及型エレベーター						
	○ 2.1.6 自動ガス遮断装置		第1節 一般事項						
○ 設置する ○ 設置しない	第2節 機材及び施工								
第8編 機械式駐車場設備工事	○ 2.1.7 ガスメーター	第10編 機械式駐車場設備工事		第3章 一般エレベーター	その他				
	【追記】		第1節 一般事項						
	○ 親メーター（○ 貸与品 ○ 買い取り）（○ 直読式 ○ パルス式）		第2節 非常用エレベーター付加仕様						
	○ 子メーター（○ 貸与品 ○ 買い取り）（○ 直読式 ○ パルス式）		第5章 小荷物専用昇降機						
			第1節 一般事項						
	第2節 施工		第2節 機材及び施工						
	○ 2.2.3 配管		第6章 エスカレーター						
	地中埋設票 ○ 要（分岐及び曲り部） ○ 不要		第1節 一般事項						
	地中埋設テープ ○ 要 ○ 不要		第2節 機材及び施工						
	【追記】		第1章 一般事項						
○ 建物導入部配管	第1節 総則								
標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）の ○ (a) ○ (b) ○ (c) による。	第2章 二段方式機械式駐車装置								
○ 2.2.5 防食	第1節 一般事項								
○ 地中埋設管に電気防食を（○ 施す ○ 施さない）	第2節 機材及び施工								
第9編 医療ガス工事	第3章 液化石油ガス設備	第11編 医療ガス工事		第1章 一般事項	その他				
	第1節 機材		第1節 総則						
	○ 3.1.3.1 充てん容器		【追記】						
	○ エ事区分（○ 本工事 ○ 別途工事）		○ 供給種別						
	○ 種別（○ ガスボンベ方式 ○ ガスパルク方式）		○ 酸素（○ 本工事 ○ 別途工事）						
	○ 容量および本数（○ 図示による ○ 〃 kg× 本）		○ 笑気（○ 本工事 ○ 別途工事）						
	○ 3.1.3.3 ガスメーター		○ 治療用空気（○ 本工事 ○ 別途工事）						
	○ 親メーター（○ 貸与品 ○ 買い取り）（○ 直読式 ○ パルス式）		○ 非治療用空気（○ 本工事 ○ 別途工事）						
	○ 子メーター（○ 貸与品 ○ 買い取り）（○ 直読式 ○ パルス式）		○ 窒素（駆動用）（○ 本工事 ○ 別途工事）						
	○ 3.1.3.4 ガス漏れ警報遮断装置		○ 二酸化炭素（○ 本工事 ○ 別途工事）						
○ 設置する ○ 設置しない	○ 吸引（○ 本工事 ○								
第10編 大規模建築物設備工事	○ 3.1.3.5 ガス漏れ警報器	第12編 大規模建築物設備工事		第2章 医療ガス設備工事	その他				
	【追記】		第1節 機材						
	○ 設置する ○ 設置しない		第2節 施工						
	○ 3.1.3.6 漏洩検知装置		第3節 既存配管設備の変更						
	○ 設置する ○ 設置しない		○ 2.3.1 一般事項						
	【追加】		仮設供給の方法						
	○ 3.1.5 集合装置		○ 既設配管設備の変更（○ 有り ○ なし）						
	標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による 〃 本組。		○ 医療ガスの仮設供給（○ 有り（種別、量、位置は図示による） ○ なし）						
	第2節 施工		第4節 検査・試験						
	○ 3.2.1.4 その他の設備の取付け								
第11編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第13編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第12編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第14編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第13編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第15編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第14編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第16編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第15編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第17編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第16編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第18編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第17編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第19編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第18編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第20編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第19編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第21編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第20編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第22編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第21編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第23編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第22編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第24編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第23編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第25編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第24編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第26編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第25編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第27編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第26編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第28編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第27編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第29編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第28編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第30編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第29編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第31編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第30編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第32編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第31編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第33編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第32編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第34編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第33編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第35編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第34編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第36編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第35編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第37編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第36編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第38編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第37編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第39編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第38編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第40編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第39編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第41編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第40編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第42編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則								
	第2節 事前調査								
	第2章 揚水井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
	第1節 機材及び施工								
	第2節 試験及び報告書								
	第3章 地中熱交換井設備								
第41編 大規模建築物設備工事	第1章 一般事項	第43編 大規模建築物設備工事			その他				
	第1節 総則			</					

[illegible][illegible]

空調設備 保温仕様一覧表

[illegible]

衛生設備 保温仕様一覧表

系統	A 屋内露出 (一般居室、廊下)	B 機械室、書庫、倉庫	C 天井内、屋内隠ぺい PS内、DS内、空隙壁中	D 暗室内 (ビツ内を含む)	E 屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む) 浴室、厨房等の多湿箇所	F	備考
給水管	グラスウール保温材及びロックウール保温材	グラスウール保温材及びロックウール保温材	グラスウール保温材及びロックウール保温材	ポリスチレンフォーム保温材	ポリスチレンフォーム保温材		上水、雑用水、 加温給水、空調用補給水 を含む CIにおいては、空隙壁中は 亀甲金網を除くものとする
	1. 保温筒	1. 保温筒	1. アルミガラスクロス化粧保温筒	1. 保温筒	1. 保温筒	1.	
	2. 鉄線	2. 鉄線	2. アルミガラスクロス粘着テープ	2. 鉄線	2. 鉄線	2.	
	3. 合成樹脂カバー(ジャケットタイプ)	3. 原紙	3. 亀甲金網(亜鉛メッキ鉄線)	3. ポリエチレンフィルム	3. ポリエチレンフィルム	3.	
	4.	4. アルミガラスクロス	4.	4. ステンレス鋼板	4. ステンレス鋼板	4.	
	5.	5. ビニル被覆カラー-亀甲金網	5.	5.	5.	5.	
排水 管	グラスウール保温材及びロックウール保温材	グラスウール保温材及びロックウール保温材	グラスウール保温材及びロックウール保温材	保温なし	ポリスチレンフォーム保温材		Aは洗面器等に直結する排水 管においては保温なしとする。 Eは実験排水系統のみを 対象とする。
	1. 保温筒	1. 保温筒	1. アルミガラスクロス化粧保温筒	1.	1. 保温筒	1.	
	2. 鉄線	2. 鉄線	2. アルミガラスクロス粘着テープ	2.	2. 粘着テープ	2.	
	3. 合成樹脂カバー(ジャケットタイプ)	3. 原紙	3. 亀甲金網(亜鉛メッキ鉄線)	3.	3. ポリエチレンフィルム	3.	
	4.	4. アルミガラスクロス	4.	4.	4. ステンレス鋼板	4.	
	5.	5. ビニル被覆カラー-亀甲金網	5.	5.	5.	5.	
通気 管	保温なし	保温なし	保温なし	保温なし	保温なし		排水管の分岐点より100mm 以下の部分は、排水管の 仕様により保温を行う
	1.	1.	1.	1.	1.	1.	
	2.	2.	2.	2.	2.	2.	
	3.	3.	3.	3.	3.	3.	
	4.	4.	4.	4.	4.	4.	
	5.	5.	5.	5.	5.	5.	
(膨張管 含む) 給湯管	グラスウール保温材及びロックウール保温材	グラスウール保温材及びロックウール保温材	グラスウール保温材及びロックウール保温材	グラスウール保温材及びロックウール保温材	グラスウール保温材及びロックウール保温材		CIにおいては、空隙壁中は 亀甲金網を除くものとする
	1. 保温筒	1. 保温筒	1. アルミガラスクロス化粧保温筒	1. 保温筒	1. 保温筒	1.	
	2. 鉄線	2. 鉄線	2. アルミガラスクロス粘着テープ	2. 鉄線	2. 鉄線	2.	
	3. 合成樹脂カバー(ジャケットタイプ)	3. 原紙	3. 亀甲金網(亜鉛メッキ鉄線)	3. ポリエチレンフィルム	3. ポリエチレンフィルム	3.	
	4.	4. アルミガラスクロス	4.	4. ステンレス鋼板	4. ステンレス鋼板	4.	
	5.	5. ビニル被覆カラー-亀甲金網	5.	5.	5.	5.	
排気 筒	保温なし	保温なし	ロックウール保温材	ロックウール保温材	保温なし		
	1.	1.	1. 保温帯	1. 保温帯	1.	1.	
	2.	2.	2. 鉄線	2. 鉄線	2.	2.	
	3.	3.	3. アルミガラスクロス	3. アルミガラスクロス	3.	3.	
	4.	4.	4. ビニル被覆カラー-亀甲金網	4. ビニル被覆カラー-亀甲金網	4.	4.	
	5.	5.	5.	5.	5.	5.	
雨水 管	グラスウール保温材及びロックウール保温材	グラスウール保温材及びロックウール保温材	グラスウール保温材及びロックウール保温材	保温なし	保温なし		A、B、Cともにバルコニー 配管以外は遮音対策を施 すこと。 仕様は、「サンダムシート S10×二重巻き+ビニル 被覆カラー-亀甲金網押さ え」相当とする。
	1. 保温筒	1. 保温筒	1. アルミガラスクロス化粧保温筒	1.	1.	1.	
	2. 鉄線	2. 鉄線	2. アルミガラスクロス粘着テープ	2.	2.	2.	
	3. 合成樹脂カバー(ジャケットタイプ)	3. 原紙	3. ビニル被覆カラー-亀甲金網	3.	3.	3.	
	4.	4. アルミガラスクロス	4.	4.	4.	4.	
	5.	5. ビニル被覆カラー-亀甲金網	5.	5.	5.	5.	
	1.	1.	1.	1.	1.	1.	
	2.	2.	2.	2.	2.	2.	
	3.	3.	3.	3.	3.	3.	
	4.	4.	4.	4.	4.	4.	
	5.	5.	5.	5.	5.	5.	
	6.	6.	6.	6.	6.	6.	

保温施工箇所	次の※もしくは●の項目における配管・ダクト・機器等は原則として保温を行う（○に項目における配管・ダクト・機器等は原則として保温を行わない）
< ダクト >	< 空調配管等 >
○ 換気ダクト	○ 放熱器連り蒸気管及び温水管
○ 外気取入れダクト(全て)	○ 蒸気還管
○ 排気用ダクト	○ 蒸気管・温水管で屋内・暗室内の各種装置廻りの配管
○ 空調している建物内の選りダクト	○ 同上の弁、フランジ、伸縮管継手、防振継手、FJ等
○ 屋内外露出排煙ダクト	○ 冷凍機の冷却水管
○ 内貼したダクト及びチャンパー	○ ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント
○ 断熱材付フレキシブルダクト及びたわみ継手	○ 各種タック類のオーバーフロー管およびドレン管
○ 屋外露出の煙道及び煙突	○ エア抜弁以降の配管及び排泥弁以降の配管
○ 外壁開口部から2mの部分の排気用ダクト	○ 油管
○ 外壁開口部から1mの部分の排気用ダクト	○
○ 外壁開口部から2mの部分の外気取入ダクト	○ 冷水、冷温水タンクのドレン管の第一バルブまで
○ 外壁開口部から2mの部分の換気ダクト	○ 保温付被覆鋼管
○ 非空調エリア内における空調エリア系統の排気ダクト （全熱交換機器系統の排気を含む）	○ ドレン管で屋外露出配管及び耐火二層管
○ ドラフトチャンパー排気ダクト	○ フリークーリングを行う系統の冷却水管
○ 安全キャビネット排気ダクト	○ 蒸気還管で人体との接触可能な箇所
○ 全熱交換ユニット用のダクト全て	○ 蒸気還管で機械室内
○ 空調エリアを通過する“外気専供空気取入換うダクト” （外気取入、排気、パス等を含む全ての系統）	○ 蒸気還管で凍結の恐れのある箇所
○ 給気用ダクト	○ ACフレキシバブによるドレン管
	○ 保温材付金属強化ポリエチレン管による冷温水管
	○
	< 衛生配管等 >
	● 衛生器具の付属品と見なされる器具及び配管 （流し下部の床上排水配管を含む）
	○ 給水管でポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント
	○ 給水及び排水の地中又はコンクリート埋設配管
	○ 給湯管で屋内および暗室内配管の弁、フランジ、 伸縮管継手、防振継手、フレキシブルジョイント等
	○ 保温付被覆鋼管
	○ 排水管で暗室内配管（ピット内を含む）
	○ 排水管で屋外露出配管及び耐火二層管
	○ 通気管（排水管の分岐点より100mm以下の部分を除く）
	○ 消火管
	○ 厨房機器及びガス湯沸器廻りの給水、排水及び給湯管
	○ 各種タック類のオーバーフロー管及びドレン管
	○ エア抜弁以降の配管及び排泥弁以降の配管
	○ 屋外露出の消火管（仕様は給水管と同等とする）
	○ 屋内露出の乾式のスプリンクラー巻き出しフレキ （仕様はロックワール保温帯＋亀甲金網とする）
	○
	○
	< 空調機器等 >
	○ ユニツト形空調機及びコンパクト形空調機
	○ 送風機
	○ ポンプ
	○ オイルサービスタンク及びオイルタンク
	○ 空調用密閉隔膜式膨張タンク
	○ プレート型熱交換器
	○
	< 衛生機器等 >
	○ ポンプ
	○ 消火用呼水タンク
	○ 給湯用密閉隔膜式膨張タンク
	○ 屋外露出の排気筒

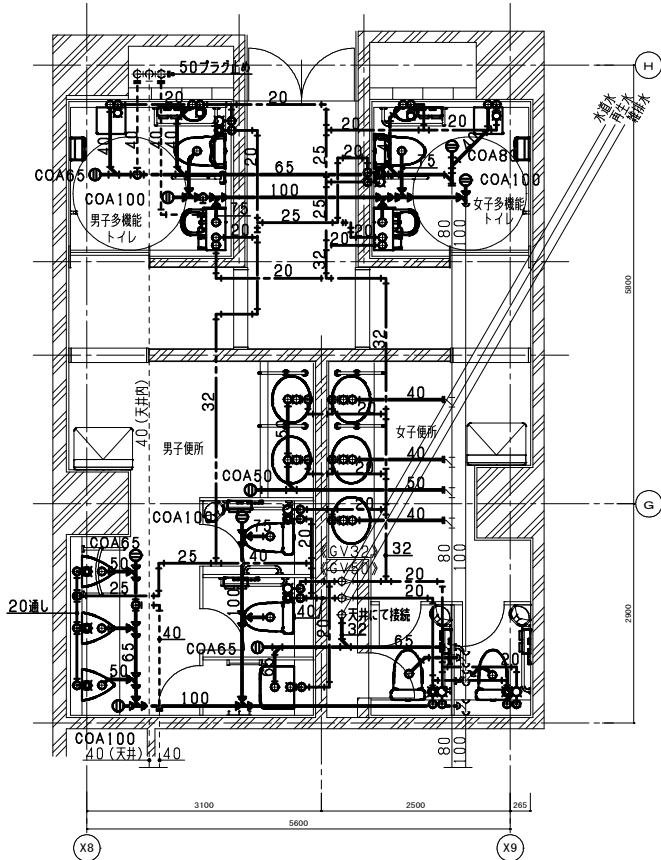
その他特記事項	次の※もしくは●の項目における配管・ダクト・機器等は原則として保温を行う（○に項目における配管・ダクト・機器等は原則として保温を行わない）
○ 共同溝、免震ピットの保温は、空調配管はE2(ハ)を、空調ダクトはK2(ロ)を、衛生配管はe2(ハ)をそれぞれ適用する。 ○ 冷媒管の保温外装に保温化粧ケースを使用する。またその使用範囲及び材質等の仕様詳細については（○使用範囲は図示による ○材質等は当該表による） ○（○ 厨房 ○ 湯沸室 ○ ）用の天井内ダクト等の隠ぺい部の保温はh・(イ)・R(ロックウール保温帯50t+鉄線+アルミガラスクロス+金網)とし、範囲は図示による。 ○ 弁類は（○ 全て ○ 65A以上 ）保温を行い、保温は成形カバーを使用する。 ○ 冷媒管の多湿箇所における保温は、通常の断熱の上からポリエチレンフィルム+SUSラッキング仕上げとする。該当する多湿箇所は「特記仕様書 3.1.4 空調調設備工事の保温」に記載の内容に準ずる。 ○ 膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、「標準仕様書第2編3.1.4空調調設備工事の保温」の膨張管の項による。 ○ 建物内の空気抜き管の保温は、空気抜き対象配管の保温の種別により。 ○ 屋内露出のうち（○ 機械室 ○ 屋内駐車場 ）の配管の保温外装は、空調・衛生ともに仕様一覽表の保温外装を、（○ ALGCO+カラー亀甲金網 ）と読み替える。 ○ 屋内露出のうち（○ 機械室 ○ 屋内駐車場 ）のダクトの保温外装は、仕様一覽表の保温外装を、（○ ALGCO化粧保温板+ALGCO粘着テープ+カラー亀甲金網 ）と読み替える。 ○ 屋内露出のうち（○ 厨房 ）の配管の保温外装は、空調・衛生ともに仕様一覽表の保温外装を、（○ ステンレス鋼板 ○ カラーガルバリウム鋼板 ）と読み替える。 ○ ○ ○	

改修 器具リスト

名 称	品 番 (相当品)	付 属 品 （取付部材他付属品共）	設 置 場 所	計	男子 便 所	女子 便 所	男子 多 機 能 トイレ	女子 多 機 能 トイレ	備 考
フラッシュタンク式洋便器（リモデル）	TOTO CFS498BM (床置床排水大便器)	TCF5524AU (ウォシュレット) YH191K R/L (スベア付紙巻器 棚付) YKB104 (チャームボックス)		2	1	1			
	LIXIL BC-P110H (床置便器 (H))	DQ-PA150CH (おけ式床置便器用おけ付) CW-PA21LQE-NE-R1 (おけ+洗浄・発電壁付おけ+洗浄おけ付付) 322-1165-530 (延長フレキホース) A-10476 (リトイレ用置換セット) CF-020-SET (分岐栓ホース) CF-63HST (棚付おけ付式2連続巻器) チャームボックス (KF-44)							
フラッシュタンク式洋便器	TOTO CFS498B (床置便器)	TCF5524AU (ウォシュレット) YH191K R/L (スベア付紙巻器 棚付) YKB104 (チャームボックス)		2	1	1			
	LIXIL BC-P110S (床置便器)	DQ-PA150CH (おけ式床置便器用おけ付) CW-PA21LQE-NE-R1 (おけ+洗浄・発電壁付おけ+洗浄おけ付付) CF-020SET (分岐栓おけ付) CF-63HST (棚付おけ付式2連続巻器) チャームボックス (KF-44)							
フラッシュタンク式洋便器（身障者用）	TOTO CFS498BM (床置床排水大便器)	TCF5544UPR (ウォシュレット) EWC283CR (背もたれ) YH702 (棚付二連続巻器) YKH50A (化粧棚) YKB104 (チャームボックス)		2			1	1	
	LIXIL BC-P110H (おけ付おけ式床置便器)	DQ-PA150CH (おけ付おけ式床置便器用おけ付) CW-PA21LQE-NEC-R1 (おけ+洗浄・おけ無・発電壁付おけ+洗浄おけ付付) 303-1009 (取付け強化おけ付) 322-1165-530 (延長フレキホース) A-10476 (おけ付用置換おけ付) CF-020-SET (分岐栓おけ付付)							
床置小便器	TOTO UFS910 (床置床排水自動洗浄小便器)	単相100V		3	3				
	LIXIL U-A31AP (おけ付一体形小便器)	単相100V							
カウンター式洗面器	TOTO L525RCU (フレーム式洗面器)	TLE28S1A (おけ付自動水栓) TLDP2105J (壁排水金具) TK525 (洗面器用フレーム)		5	2	3			
	LIXIL L-2594AP (はめ込み槽内形洗面器)	AM-300CV1 (自動排水栓) LF-5PALU (おけ付おけ付式壁排水おけ付付)							
壁掛け手洗器	TOTO LSE90AAPR (壁掛手洗器)	LSE90AAPR (壁掛手洗器)		2			1	1	
	LIXIL AWL-33 (P) -NSNE (鏡小洗手器)	AM-320CV1 (自動排水栓) AY-44 (AYおけ付)							
壁掛けハイバック洗面器	TOTO LSG125AAR (壁掛ハイバック洗面器)	TL347CU (アングル形止水栓) RHE496-60 (連続管) RHE710R (脚排水処理ユニット)		2			1	1	
	LIXIL L-A951A2E (おけ付おけ付 洗面器)	LF-3VK (止水栓) LF-30PAL (排水おけ付付) A-6223 (排水口おけ付) EHPS-CA3ECS2 (小型電気温水器) EFH-HM1-25 (おけ付おけ付) EFH-CB3 (自動水栓接続継手)							
ハンドドライヤー	TOTO TYC430WJ	AC100V・920W		4	1	1	1	1	
	LIXIL KS-570AH	AC100V・1150W							
掃除流し	TOTO SK22A (掃除用流し)	TK22 (リムカバー) T23AEQ20C (排水栓) TN114 (アングル形止水栓) T9R (バックハンガー) HH04060 (樹脂プラグ) T375GEP (床排水金具・ストラップ)		1	1				
	LIXIL S-202A (おけ付付掃除用流し)	LF-7KEZ-19 (おけ付式送り座付開長排水栓) SF-202 (給水おけ付) SF-20SAF-P (排水おけ付付) SF-10E (おけ付おけ付-2本組)							
オストメイトバック	TOTO UAS82LDB2NW (オストメイトバック)	UAS82LDB2NW (オストメイトバック) 電気温水器AC100V・600W タッチスイッチAC100V・1W)		1			1		
	LIXIL PTOM-B210W (オストメイトバック)	PTOM-B210W (オストメイトバック) 電気温水器AC100V・700W タッチスイッチAC100V・7.5W)							
オストメイトバック	TOTO UAS82RDB2NW (オストメイトバック)	UAS82RDB2NW (オストメイトバック) 電気温水器AC100V・600W タッチスイッチAC100V・1W)		1				1	
	LIXIL PTOM-B210W (オストメイトバック)	PTOM-B210W (オストメイトバック) 電気温水器AC100V・700W タッチスイッチAC100V・7.5W)							

注記

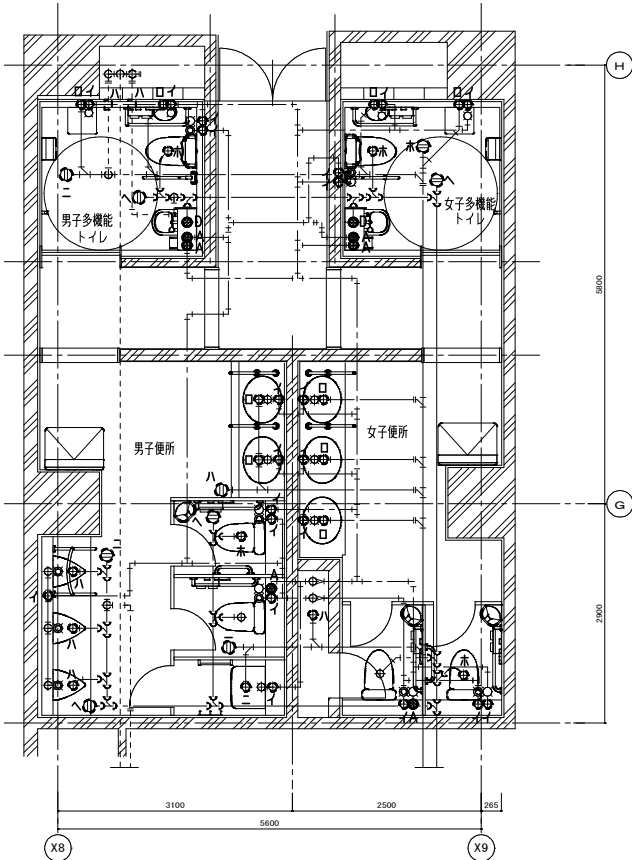
- 次に示す器具製の仕様は建築工事による 手すり（小便器・大便器・洗面器・多機能トイレ用）、背もたれ、洗面カウンター、化粧鏡、フック、タオル掛け、ダストボックス、ベビーシート、ベビーチェア。
- 次に示す器具製の仕様は電気工事による 緊急呼び出しボタン



改修 2階平面図（衛生） 1：50

改修 凡例注記

- 太線は改修部分を示す
- 細線は既設部分を示す
- 既設配管に接続を示す（汚水管）
- 既設配管に接続を示す（雑排水管、給水管）
- 既設配管に接続を示す（通気管）



改修 2階平面図（衛生） 1：50

凡例注記

- 新規床貫通箇所を示す
- 既設床貫通箇所を示す（修正破りを含む）
- 既設壁貫通箇所を示す（修正破りを含む）
- 貫通サイズは（A：50φ、B：75φ、C：100φ、D：125φ、E：150φ）で示す
- 既設貫通利用の開口サイズは（イ：20A・25A、ロ：40A、ハ：50A、ニ：65A、ホ：75A、ヘ：100A）で示す
- 配管工事は土・日及び夜間にも実施とする。

管 材 表	
名 称	管 材
給水管（上水・再生水）	硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VA）
給水管（井水）	硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VA）
汚水管 雑排水管	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管（D-VA）
通気管（65A以下）	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）（既設管との接続はMD継手を使用）
器具接続（排水）	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）



株式会社NTTファシリティーズ
一級建築士事務所 西日本事業本部
大阪府知事登録（ト）第14884号

一級建築士登録 第 334621号 黒瀬 英法

担当
黒瀬 英法
三浦 貴弘
藤田 拓也

特記

工事名
大阪市立自然史博物館屋上防水改修その他工事

管理番号 4HM-12-0TE-1

図面名
改修 2階便所平面図（衛生）

図面番号
M-01

区分
機械

縮尺

A1: 1/50

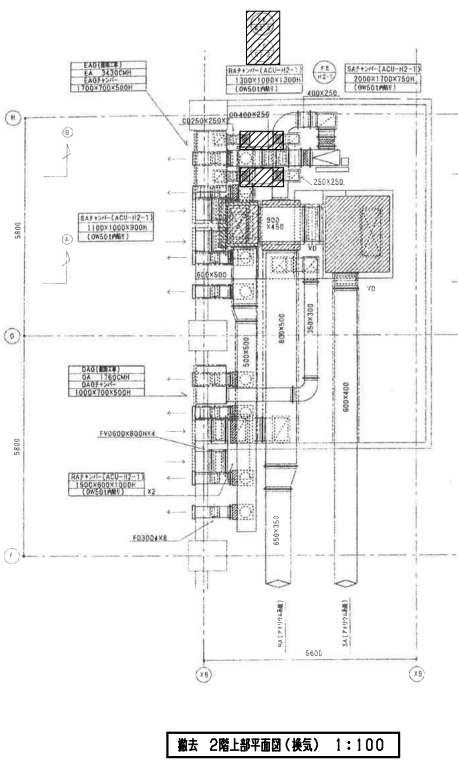
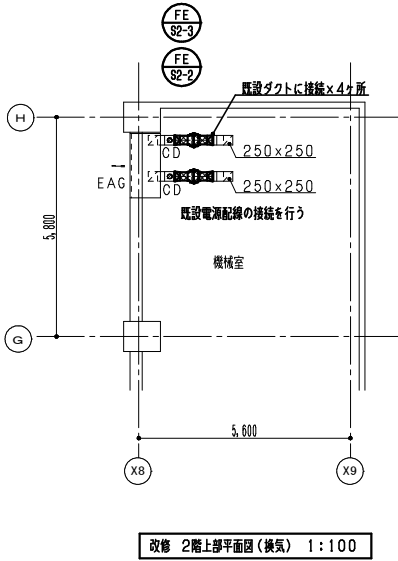
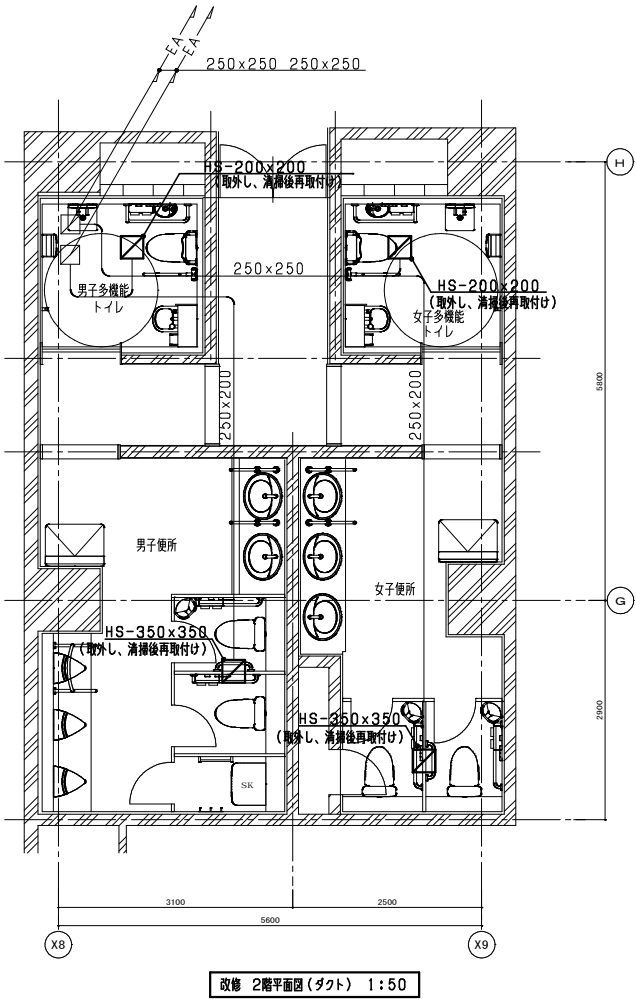
A3: 1/100

年月日

2025年 3月

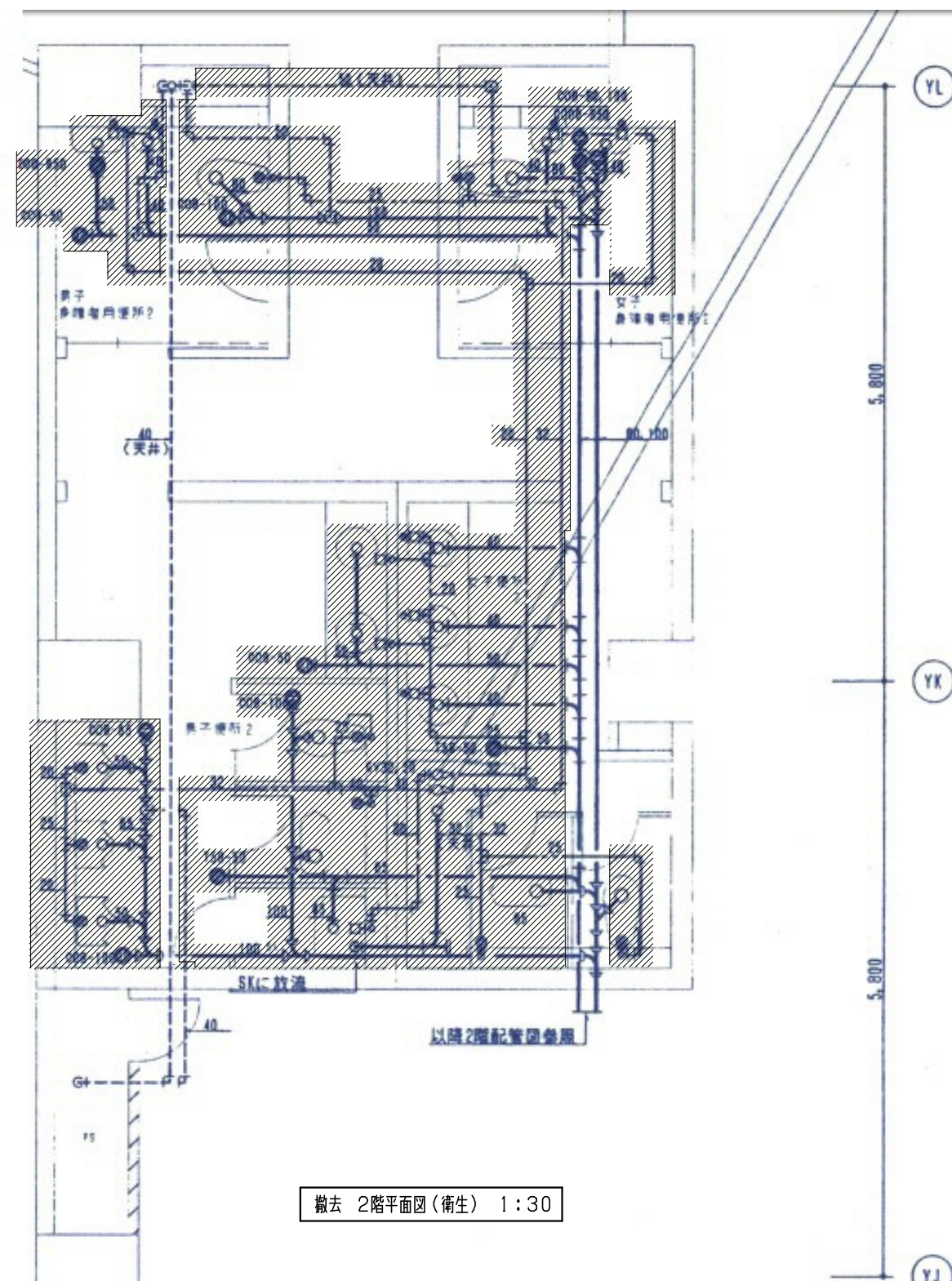
改修 排気送風機機器表						
記 号	排 気 系 統	名 称 容 量			設置場所	数 量
FE-S2-2	2階男子便所	ラインファン	番手：No2	送風量：880m3/h	機外静圧：150Pa	2階上部 機械室
		電源、容量： 1φ100V 出力 80W				1
						2LFM46, 8S (荏原製作所) 相当品
FE-S2-3	2階女子便所	ラインファン	番手：No2	送風量：790m3/h	機外静圧：150Pa	2階上部 機械室
		電源、容量： 1φ100V 出力 80W				1
						2LFM46, 8S (荏原製作所) 相当品

撤去 排気送風機機器表						
記 号	排 気 系 統	名 称 容 量			設置場所	数 量
FE-S2-2	2階男子便所	軸流ファン	送風量：880m3/h	機外静圧：150mmHg	2階上部 機械室	1
		電源、容量： 1φ100V 出力 0.209kW				
FE-S2-3	2階女子便所	軸流ファン	送風量：790m3/h	機外静圧：150mmHg	2階上部 機械室	1
		電源、容量： 1φ100V 出力 0.209kW				



撤去 凡例(注記)
1.  撤去部分を示す

衛生器具リスト（撤去）

[illegible]

撤去 2階平面図（衛生） 1:30

管 材 表	
名 称	管 材
給水管（上水・再生水）	硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VA）
給水管（井水）	硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VA）
汚水管 雑排水管	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管（D-VA）
通気管（6.5A以下）	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）（既設管との接続はMD継手を使用）
器具接続（排水）	排水用鉛管（LP）

- 撤去 凡例注記)**
1.  撤去部分を示す
 2. 撤去後の不要穴はモルタルにて補修の事（仕上げは別途建築工事）
 3. 配管保温材にアスベスト含有の可能性があるため、含むと想定し
飛散防止措置を行い関連法令に従い適切に処理を行うこと

共通特記事項

【全般】

- ・工事施工に使用した進入経路、資材置き場等の作業所内は現況に復旧すること。
- ・本工事により破損が生じた箇所は、在来に倣い補修すること。
- ・電流・ケーブルへの養生について、交流の電圧が600V以下である電路を養生するに当たっては耐電圧性能として3,000Vの電圧に1分間耐えることができる絶縁物(ビニールシート、保護管等)にて養生を行うこと。
- ・電流・ケーブルへの養生について、電圧が3,500Vを超え7,000V以下である電路を養生するに当たっては、耐電圧性能として20,000Vの電圧に1分間耐えることができる絶縁物(ビニールシート・保護管等)にて養生を行うこと。
- ・施工者は、腕章、ヘルメット、名札等を着用し、工事施工者であることを明確にすること。
- ・施設の日常活動等運営上、支障なき様十分配慮のことと工程表を作成し、施設管理者及び、工事監理者と協議の上施工を行うこと。
- ・廃棄物は関係法令を遵守し適切に処理すること。又、敷地内では一切廃棄処分を処理してはならない。
- ・警察、消防、労働基準監督署等関係各所との綿密に事前協議を実施し、必要な手続き完了後に工事を行うこと。

【館内及び建物周囲の利用について】

- ・工所用トイレの利用については、施設管理者の承諾を得た上、決定すること。
- ・仮設事務所の場所については、施設管理者の承諾を得た上、決定すること。
- ・資機材経路については、施設管理者の承諾を得た上で、決定すること。
- ・敷地内及び周辺、車内、仮設事務所内は全面禁煙とする。
- ・工事期間中は必要に応じて警備員を待機させ、工事車両等の通行に十分留意し、利用者に安全を確保するように努めること。
- ・資材搬出入に伴い場内清掃を行い、万一公道を汚した場合は速やかに清掃すること。
- ・資材搬出入時及び積み下ろし時は安全管理に努めること。
- ・作業員が来館者エリアを通行する際には、装備品や手荷物などが来館者(特に幼年者)に接触しないように十分に配慮すること。

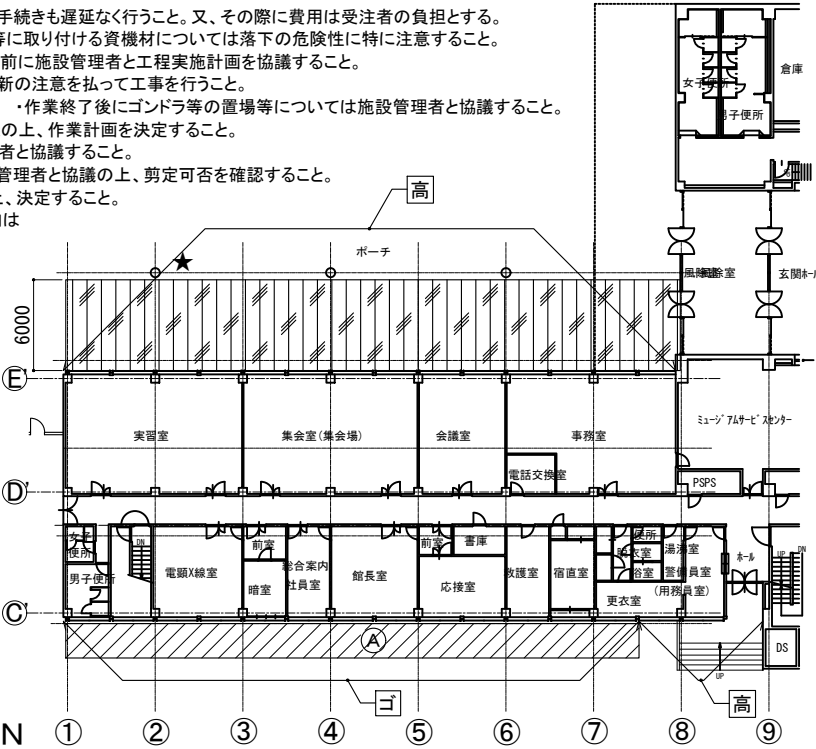
【仮設工事について】

- ・仮設工事をするにあたっては、第三者への安全に十分配慮し、所管官公庁への手続きも遅延なく行うこと。又、その際に費用は受注者の負担とする。
- ・受注者はその責任において、工事による危険防止に努めること。
- ・高所等に取り付ける資機材については落下の危険性に特に注意すること。
- ・休館日や夜間工事にあっても行事等で作業に制限がかかる場合があるため、事前に施設管理者と工程実施計画を協議すること。
- ・本工事は工事範囲外の施設を運営しながら行う工事であるため、利用者には最新の注意を払って工事を行うこと。
- ・防水面の足場等は、防水層への傷等を防ぐために適切な養生をすること。
- ・作業終了後にゴンドラ等の置場等については施設管理者と協議すること。
- ・外壁面での足場組立などの作業に際して、施設管理者および公園管理者と協議の上、作業計画を決定すること。
- ・荷揚げ等でレッカーを使用する場合には、計画内容を施設管理者及び公園管理者と協議すること。
- ・足場設置や防水改修に伴い植栽剪定が必要な場合は、施設管理者及び、公園管理者と協議の上、剪定可否を確認すること。
- ・トイレ改修に伴う1F天井裏配管工事の工程などは施設管理者と十分に協議の上、決定すること。
- ・トイレ改修に伴い来館者エリアへの粉塵等の飛散に十分に注意し、工事エリア内は集塵機などを用いて工事エリア外への粉塵等の流出には十分に配慮すること。

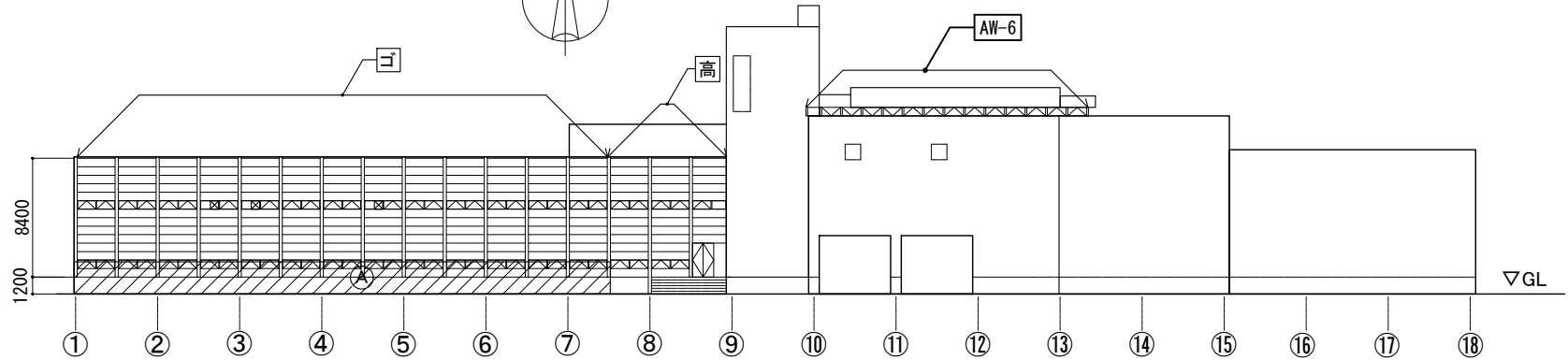
【その他】

- ・本仮設計画図は入札参加者の適正かつ迅速な見積に資するための参考資料であり、工事請負契約上の拘束力を生じるものではない。
- ・受注者は施工条件、敷地状況を十分に考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

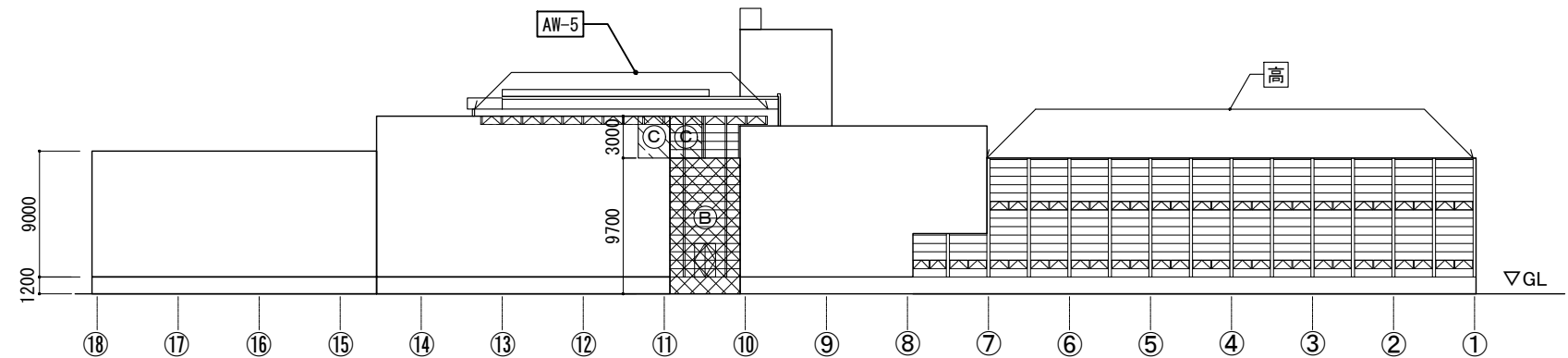
凡 例		
高	高所作業車	
ゴ	ゴンドラ	
—	スタンション+親綱	
(A)	単管本足場 W1.2m x H2.0m	
(B)	単管本足場 W0.9m	Hは設置場所による
(C)	昇降足場 W1.2m x L1.8m	Hは設置場所による
床養生	ビニルシート+合板敷	
資材置場養生	ビニル養生+プラベニ	W11200xL5800
★	交通整理員(スポット)	



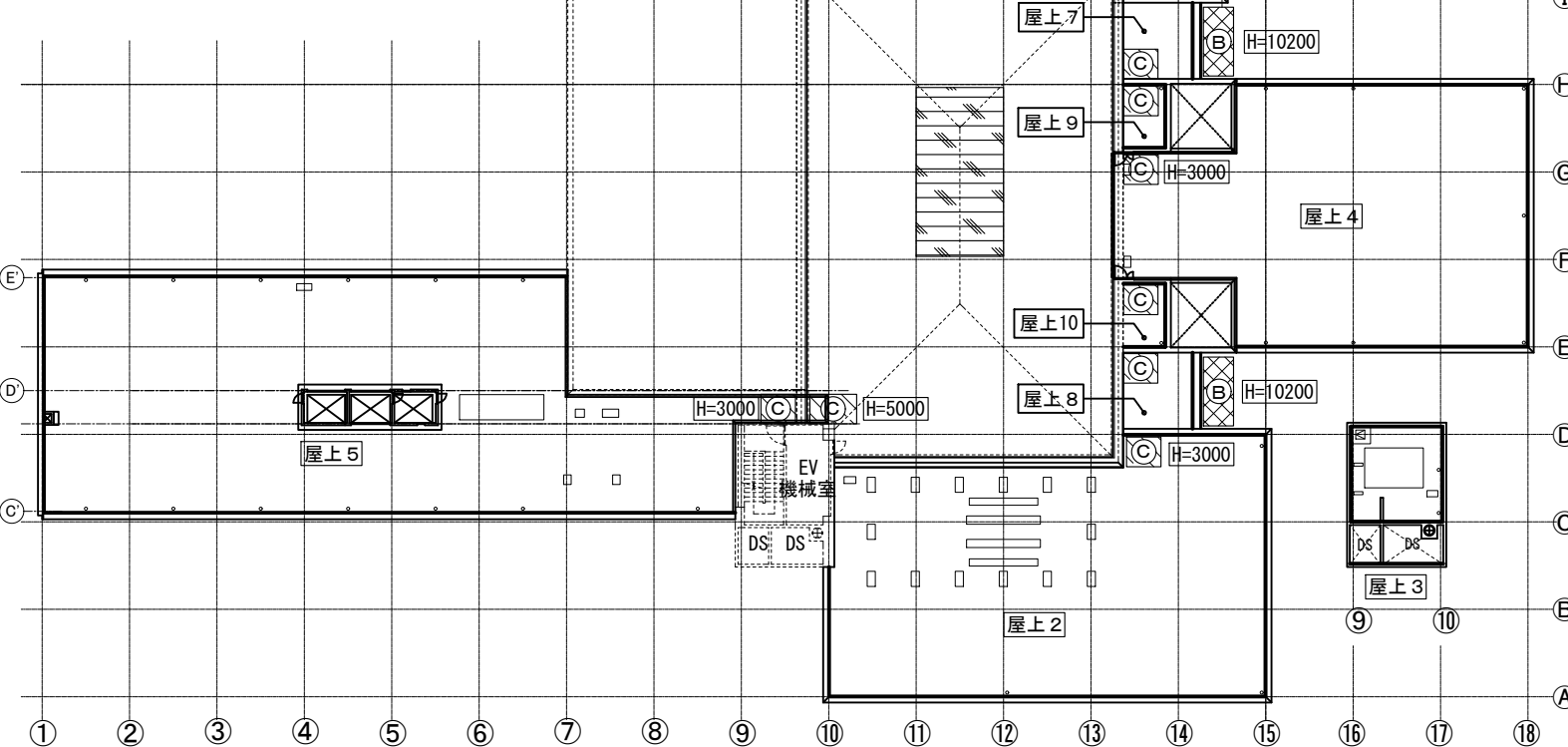
1 階平面図 S=1/500



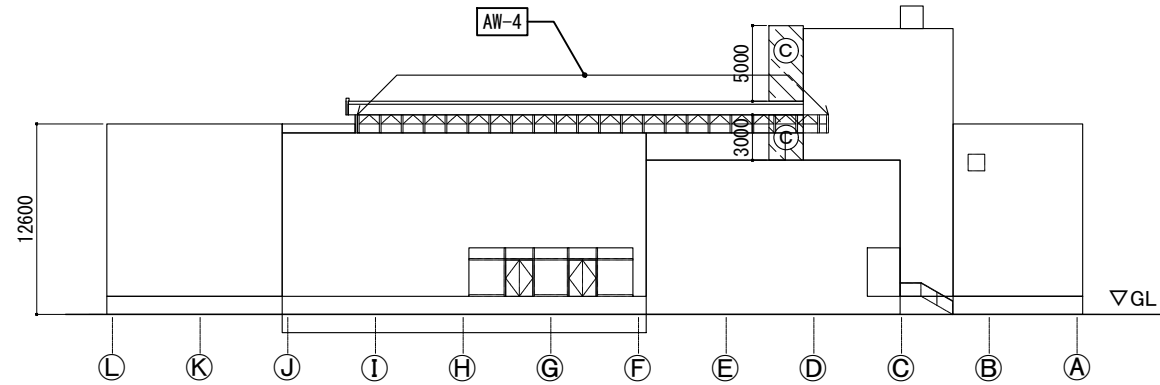
南側立面図 S=1/500



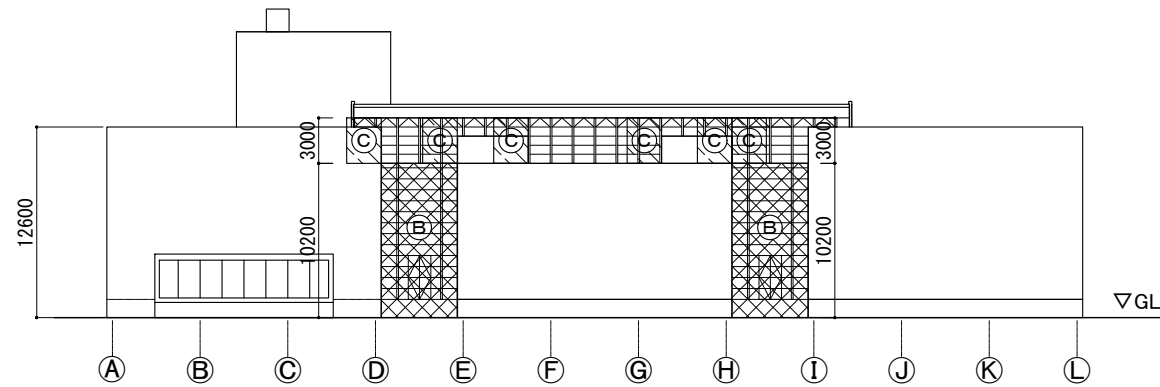
北側立面図 S=1/500



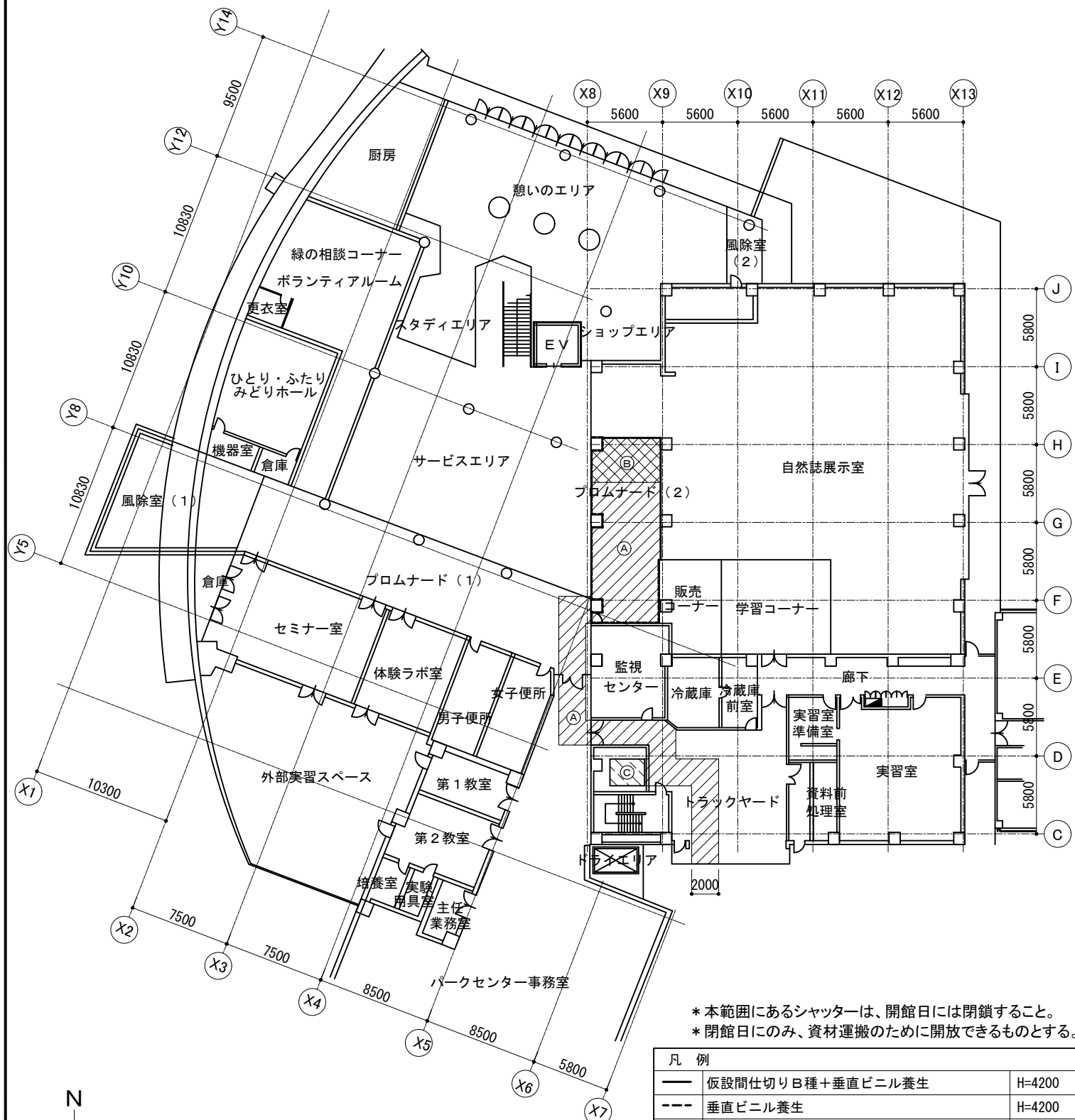
屋上平面図 S=1/500



西側立面図 S=1/500



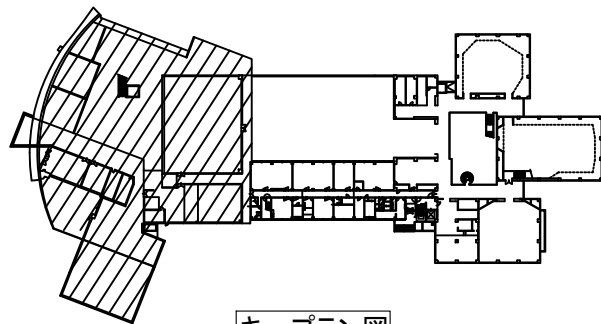
東側立面図 S=1/500



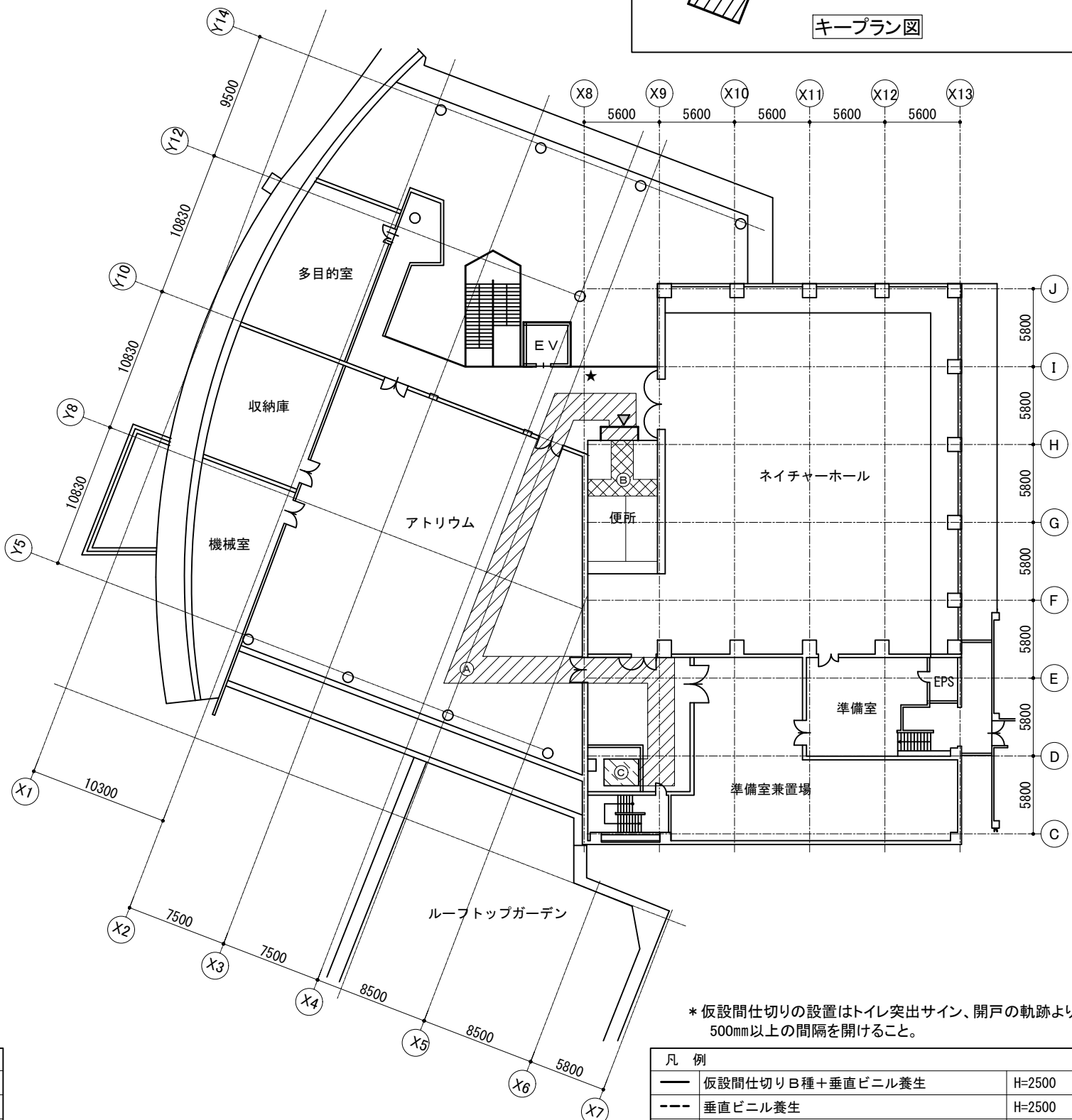
1 階平面図 S=1/400

* 本範囲にあるシャッターは、開館日には閉鎖すること。
* 閉館日にのみ、資材運搬のために開放できるものとする。

凡 例			
—	仮設間仕切り B 種 + 垂直ビニル養生		H=4200
---	垂直ビニル養生		H=4200
▤	仮設扉 (1800x800) ダイアル錠付き・上部垂直ビニル養生		H=4200
(A)	床ビニル養生		
(B)	資材置場養生	ビニル養生 + ブラベニ	W5400xL3000
(C)	E V 養生	床 ブラベニ養生・壁周囲ブラベニ	H=1800



キープラン図



2 階平面図 S=1/400

* 仮設間仕切りの設置はトイレ突出サイン、開戸の軌跡より
500mm 以上の間隔を開けること。

凡 例			
—	仮設間仕切り B 種 + 垂直ビニル養生		H=2500
---	垂直ビニル養生		H=2500
▤	仮設扉 (2000x2000) スライド式ダイアル錠付き・上部垂直ビニル養生		H=4300
(A)	床ビニル養生		
(B)	廊下床養生	ビニル養生 + ブラベニ・壁養生 (ビニル養生 + ブラベニ)	H=1200
(C)	E V 養生	床 ブラベニ養生・壁周囲ブラベニ	H=1800
★	交通整理員		